

令和3年12月 7日（火）

# 令和3年河南町議会12月定例会議会議録

（第 1 号）

河 南 町 議 会



令和3年河南町議会12月定例会議会議録

年 月 日 令和3年12月7日(火)

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番	高田	伸也	2番	松本	四郎
3番	河合	英紀	4番	大門	晶子
5番	力武	清	6番	佐々木	希絵
7番	廣谷	武	8番	浅岡	正広
9番	福田	太郎	10番	中川	博

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田	昌吾
副 町 長	城田	国昭
教 育 長	新田	晃之
総合政策部長	辻本	幸司
総務部長	渡辺	慶啓
住民部長	福田	新吾
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田村	夕香
まち創造部長	安井	啓悦
まち創造部理事	日根	直哉
総合政策部秘書企画課長	森口	竜也
総合政策部危機管理室長	木矢	哲也
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	多村	美紀
総務部副理事兼施設整備担当課長	牧野	勉
総務部人事財政課長	後藤	利彦
総務部副理事兼契約検査室長	谷	道広
総務部副理事兼まち創造部副理事	西本	伸二
住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長	辻元	哲夫
住民部副理事兼保険年金課長	大谷	由候

住民部 税務課長  
健康福祉部 高齢障がい福祉課長  
健康福祉部 健康づくり推進課長  
まち創造部 地域整備課長  
まち創造部 副理事兼都市環境課長  
まち創造部 農林商工観光課長併農業委員会事務局長

渡辺 恵子  
和田 信一  
中筋 美枝  
藤木 幹史  
大門 晃  
池添 謙司

(出納室)

会計管理者兼出納室長  
(教育委員会事務局)

岩根 有津佐

教・育部長  
教・育部 教育課長  
教・育部 副理事兼こども1ぱん課長  
教・育部 生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長  
教・育部 副理事兼学校給食センター所長

湊 浩  
中海 幹男  
田中 啓之  
森 弘樹  
梅川 茂宏

議会事務局職員出席者

事務局 長  
課長 補佐

木矢 年謙  
門林 純司

会議録署名議員

2番 松本 四郎

3番 河合 英紀

議事日程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1から第10まで

# 令和3年河南町議会12月定例会議

令和3年12月7日（火）午前10時開議

## 議事日程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	6
日程第2	会議期間の決定について	6
日程第3	諸般の報告	6
日程第4	行政報告	10
	報告第6号 令和3年専決第3号 和解及び損害賠償の額の決定 について	
日程第5	議案第23号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制 定について	16
日程第6	議案第24号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第5号）	27
日程第7	議案第25号 令和3年度河南町国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）	27
日程第8	議案第26号 令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2 号）	27
日程第9	議案第27号 令和3年度河南町下水道事業会計補正予算（第1 号）	27
日程第10	議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	32

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和3年河南町議会12月定例会議を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程は、タブレットに送信しています。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会議の会議録署名議員は、2番 松本議員、3番 河合議員を指名します。

○議長（浅岡正広）

日程第2 会議期間の決定についてを議題とします。

去る12月1日に開催されました議会運営委員会の審議結果をタブレットに送信しています。これにより、本定例会議の会議期間については、本日から12月23日までの17日間で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本定例会議の会議期間については、本日から12月23日までの17日間と決しました。

○議長（浅岡正広）

日程第3 諸般の報告を議題とします。

諸般の報告は、タブレットの定例会議1日目資料に送信しています。

監査委員から8月分と10月分の例月出納検査の結果報告がありました。いずれも正確に処理されていたという内容でありました。両監査委員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

続いて、令和3年第1回南河内環境事業組合議会臨時会の報告を求めます。

中川議員。

○10番（中川 博）（登壇）

皆さん、おはようございます。令和3年11月12日、第1回南河内環境事業組合議会臨時会が開催されました。つきましては、その内容のご報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から委員会開催の結果報告として、正副委員長が選出され、委員長に富田林市選出の辰巳真司委員、副委員長に大阪狭山市選出の久山佳世子委員が就任されたこと、提出議案、正副議長の改選、会期など確認されたことのご報告がございました。

また、事務局から、第1清掃工場粗大ごみ処理施設で発生した爆発事故の概要と再発防止対応及び今後予定している第1清掃工場の基幹的設備改良事業の説明に続き、清掃工場のダイオキシン類測定結果の資料提出がございました。

続きまして、本会議の提出案件につきまして順に申し上げます。

1つ、議案第7号 令和3年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）については、本年10月19日に発生した第1清掃工場粗大ごみ処理施設の爆発事故に伴う施設の復旧・更新工事費及び再発防止のための啓発印刷物の住民への配布について予算措置を講じるため、歳入歳出それぞれ6,611万6千円を追加し、予算総額を40億2,200万3千円とし、併せて地方債を補正するもので、原案のとおり可決されました。

なお、この議案に関する質疑及び要望は、以下のとおりでございます。

まず、火災爆発事故等防止対策として、啓発印刷物の配布により周知されるとのことであるが、住民の協力が不可欠なことから、改めてその原因やごみの分別方法について分かりやすい内容とし、周知徹底するよう要望がございました。

次に、現在施設に設置されている監視カメラの録画機能の有無、また、原因物質が特定できていない現状における今後の対策についての質疑があり、録画機能は有していないが、過去の爆発事故の事例では、ガスボンベ、スプレー缶などが原因物質であることが判明しており、その経験を踏まえて対策を講じていくとの答弁に対し、原因ができる限り特定できるよう設置している監視カメラにおける録画機能の必要性を踏まえて、引き続き、火災、爆発事

故の発生がないよう要望がございました。

2、監査報告第3号 例月出納検査の結果報告については、令和3年度7月から9月分の検査結果の報告で、特に問題はなかったとのことでした。

3、許可第1号 組合議会議長の辞職許可については、河内長野市選出の駄場中大介議員の議長辞職が許可されました。これに伴い、次の選挙第2号並びに許可第2号、選挙第3号の3件が追加上程されました。

4、選挙第2号 組合議会議長の選挙については、河内長野市選出の同じく駄場中大介議員が議長に当選されました。

5、許可第2号 組合議会副議長の辞職許可については、河南町選出の私、中川博の副議長の辞職が許可されました。

6、選挙第3号 組合議会副議長の選挙については、太子町選出の山田強議員が副議長に当選されました。

7、同意案件第2号 南河内環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、識見を有する監査委員に河南町の遠藤忍氏を、議会選出の監査委員に河内長野市選出の浦山宣之議員を選出する提案があり、同意されました。

以上、簡単ではございますが、令和3年度第1回南河内郡環境事業組合議会臨時会の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

南河内環境事業組合議会臨時会の報告が終わりました。中川議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

続いて、私から3点報告させていただきます。

まず、去る11月16日に令和3年第3回大阪広域水道企業団議会11月定例会が開催され、企業庁提出の議案5件及び報告4件が審議されました。この議案の中には千早赤阪水道事業における料金の改定があり、全て原案どおり可決されました。

報告4件については、決算認定が2件と決議不要の2件の報告がありました。

なお、水道企業団議会の議員定数、定数配分については、具体案が示された八尾市、門真市、大阪狭山市の案をそれぞれ各議会に持ち帰り、検討することとなりました。改めて、河南町議会としてどの案がよいか皆様にご意見をお伺いしたいと思っております。

次に、2点目ですが、11月18日に郡議長会、太子町、千早赤阪村、河南町の議長3人と事



務局により、ヤングケアラーの取組を先進的に実施されています神戸市へ研修に行っていました。

当日は、神戸市総合福祉センター課長、岡本さんから20人に1人と言われるヤングケアラーの実情と支援についてのお話を聞き、意見交換を行ってまいりました。

最後に、3点目は、11月26日に第65回市町村議会議長全国大会が開催され、出席してまいりました。地方議会の位置づけを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める特別決議など特別決議3件外27項目にわたる要望決議を行ってまいりました。

以上、報告とさせていただきます。

なお、資料等につきましては事務局で整理をしておりますので、後日でもご覧いただければと思います。

ここで、令和3年河南町議会12月定例会議の開催に当たり、町長から挨拶の申出がありましたので、これをお受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

改めまして、おはようございます。

本日、令和3年河南町議会12月定例会議を開催させていただきまして、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。会議に際しまして一言ご挨拶を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスでございますが、町内のワクチン接種は、集団接種を11月20日に終えまして、2回目を終えた人は1万1,978人になっております。接種率で申し上げますと、対象の方に対しまして85.4%ということで、高い接種率というふうになっていると思っております。

また、感染の減少に伴いまして食事制限の人数が緩和されたところもあるようでございますけれども、大阪府におきましては4人以下での対応ということで12月も継続をお願いするというので、住民の皆様をお願いいたします。

ただ、新たな変異株オミクロン株が広がっているということでございますので、非常に心配というような状況になっております。多くの人数が集まる機会の多い年末年始を控えまして、今後の感染の状況等を見極めた上、本町としても対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、3回目のワクチン接種でございますが、準備を進めておりまして、8か月たっ

た方から順次接種券を送っていくということにいたしておりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会議にご提案申し上げます案件は、行政報告案件 1 件、条例案件 1 件、予算案件 4 件、人事案件 1 件でございます。

まず、行政報告案件でございますが、報告第 6 号 令和 3 年専決第 3 号 和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。町の職員が除草作業中に相手方所有の自動車を傷つけた件に関しまして、和解及び損害賠償額の決定を専決させていただきました。

続いて、条例案件でございます。議案第 23 号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。健康保険法施行令等の改正に伴いまして、出産育児一時金の金額や未就学児の均等割保険料減額措置の実施について改正を行うものでございます。

次に、予算案件でございます。議案第 24 号 令和 3 年度河南町一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、主なものといたしましては、障害者支援給付費や新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業などについて予算を計上させていただくものでございます。

議案第 25 号 令和 3 年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、主に療養給付費や高額療養費などについて予算計上させていただくものでございます。

続いて、議案第 26 号 令和 3 年度河南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 27 号 令和 3 年度河南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、人件費に係る補正でございます。

次に、人事案件でございます。議案第 28 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。現在の委員である関敦生氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案のご挨拶をいたします。詳細につきましては後ほど担当者からご説明いたしますので、よろしくご審議賜り、ご可決、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

森田町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第 4 行政報告を議題とします。

報告第 6 号 令和 3 年専決第 3 号 和解及び損害賠償の額の決定について、専決処分書の

行政報告を求めます。

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、報告第6号の説明をさせていただきます。

タブレットの会議室945、令和3年11月30日議案送付（12月定例）の12ページをお願いいたします。

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和3年12月7日提出

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして専決処分書でございます。

令和3年専決第3号

和解及び損害賠償の額の決定について専決処分書

次のとおり和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年11月1日

河南町長 森田昌吾

和解及び損害賠償の相手方、和解の要旨、事故の概要につきましては記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

行政報告が終わりました。これより質疑をお受けします。

中川議員。

○10番（中川 博）

概要のところちょっとお聞きしたいんですけども、ここに書かれていますように、草

刈りの途中、石が跳ねて車を傷つけたというようなことなんです。この事故というか、このことに対しまして指摘は相手方のほうからあったのか、それとも町職員のほうから自らが非を認めて申入れされたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

今回事故に当たりましては、草刈り作業中に石が跳ねて車に石が当たって車を傷つけたということでございまして、その場におきまして相手方から申出があり、作業員のほうもそれを認めて傷のほうも確認したところ、石が跳ねて傷をつけたということで間違いなかったので、これで和解したものでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

実は、勉強会のときもちょっと申し上げたと思うんですけども、別件で、河南町の町道で凸凹というか穴があって、そこに河南町の循環バスが通って石が跳ねて、住民の方のガレージのプラスチック扉、そこを破損したというように町のほうに申入れしましたら、そういう証拠がなかなか分からないからということで対応していただけなかったんですけども、ここでちょっとお願いなんです。例えば今回の事故もそうなんですけれども、多分保険のほうで処理されると思うんです。ですから、住民の方からそういう報告等がありましたら、せめてテーブルに、保険のそういう処理まで、向こうのほうでどう判断されるかは分かりませんが、町として町の窓口で初めから拒否されるようなことのないよう、できたらテーブルに上げていただきたいと思うんですけども、その辺ご見解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

今、議員からお示しもありましたその案件につきましては、手元に資料がないのと過去の経緯が分かりませんので、ここではどういったことがあったのかということとは分かりませんが、そういった話があれば、因果関係とかその辺の状況を判断しながら個々に判断してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

私が今お願いしているのは、個々の判断を町だけで行うんじゃなしに、保険会社のほうに申入れて、そこで結果をやっていただくような対応をできないかなということをお願いしているんですけども。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

保険会社につきましては、和解金額等金額の妥当性とかその辺は保険会社のほうと相談させていただくんですが、過失割合とかその辺のことにつきましても保険会社のほうと相談してまいりますけれども、ただ、和解するのはやっぱり当事者である先方と町ということでございますので、その辺は個々に判断しながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

本件は一応今回被害者さんと話し合っ解決したということで一段落なんですけれども、まず私、2点本件のことについて、今後このような事故があってはいけないんです。やはり作業をしているときに起こり得るということもあって、今後のことも考えて2点質問させていただきたいと思います。

まず、1点です。今回この事故が起こったことについてはもうしようがないんですけれども、今後このような事故が起こらないような事前の対策というのをしっかり取れるようなことも検討されているのかどうかということと、2つ目ですけれども、今回の事故は6月1日に発生したと。それで今日の報告を見ますと、解決したのは11月1日というようなことですので、5か月もかかっているんです。私、一般的にこのような事故はそんなに期間がかかるようなことでもないと思うんですが、何らかの事情があったと思うんですけれども、やはり被害者のことも考えればもっと速やかに解決する時間的なことを考えていただきたいということで、本件処理について、理事者側の中でいろいろと対応されたのかよく分かりませんけ

れども、なぜこんな時間かかったのかということと、今後このような事故については速やかに処理をするという理事者の中での対策等を検討されているのかどうか、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

今回の事故の原因につきましては、草刈り作業中に防護ネットとかをしてなくて安全対策をしていなかったというところが原因でございまして、今後このような事故がないように防護ネットを使用して作業するというのと、ネットができない場合につきましては、機械でするのではなくて手作業でやっていくということを徹底したいと考えてございます。

それと、今回時間がかかったということなんですが、事故につきましては相手との話し合い、その辺で進めてまいりますので、個々の案件によっては長期にわたるもの、短期のものといろいろございます。

今回の案件につきましては、特に相手方と交渉で困難であったとかもめたとかいうことではございません。初めからその辺は和解に至るようなケースだったんですが、相手方との話し合いの中で、車の修理をする前に示談するのか、車の修理が終わってからするのかという話の中で、車の修理をしてからということで確定してからということで進めてまいりましたが、なかなかその修理で時間がかかってしまいまして、結果的に修理をする前にということで示談は成立したんですが、その関係で手続上で時間がかかったということでございます。特にその間の交渉で困難であったとか、もめたということではございません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

最初の件につきましては分かりました。やはりしっかりと防護ネット等をして、もうこれから起こらないように是非進めていくということでお願いしたいと思います。

2点目なんですけれども、回答としてよく分かりませんが、私は。何でこんなに時間がかかったかということがちょっと分からないところがあるんですけども、いずれにしても、被害者さんとの話し合いの中でやっぱり時間がかかったんだということだと思います。今後こういうことが起こったら、やはり被害者さんにとってはかなり車を運転するというのも必要

なので、速やかな解決を図るような形での対策を是非進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

力武議員。

○5番（力武 清）

まず、経過の中で、作業員は当日何人で行っていたのか。それと、その際の町道の維持管理ということなんであれなんですけれども、安全確認の誘導員を配置していたのかどうか、この2点、まずお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

当日は、町道の歩道の草刈り作業ということで現業員2名で作業してございました。それぞれが作業しておりましたので、安全員を立ててということではございませんでした。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

基本的に歩道の維持管理というのは道を管理する上で欠かせない作業なんですけれども、根本的に最初の安全確認を軽視した取組やね、この原因。たまたま車で、金額も幸いに少額で済んだという結果だけなんです。これ、仮にこういう作業を今後やっていくには、人が通って例えば目に当たる、体に当たる、こういうのやったらこんな金額で済まされるはずはないわけですよ。そこの根本的な作業の手順が間違っているんであって、先ほど今後の防護ネットを張るだとか、それは当然のことですやん。事前の安全確認をした上で作業員の配置をきちんとするというふうな基本作業がなされていないということがこれは根本原因ですよ。だから、そのあたりをきちんとしないと、こんなの2回も3回も事故、同じようなことがありますよ。

例えば、町道を管理していただいている入札で業者に委託しているところを作業中見ますけれども、結構きちんとやっていますよ。そういうことを町の職員が現業の方にしてもらっていると思うんですけれども、そののやっぱり根本的な労働安全衛生法の関係も含めて見直

しすべきだと思うんですけども、その見解をいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

今ご指摘があったように、作業中の安全徹底につきましては再度認識する必要がございます。安全に対する当事故の原因につきましては、やっぱり作業に対する安全意識が薄かったということが原因だと考えております。

今後、そういうことがないように、作業手順も含めまして安全対策については徹底したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

日程第5 議案第23号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第5 議案第23号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福田部長。

○住民部長（福田新吾）（登壇）

それでは、資料のほうはそのままめくっていただきまして、議案資料の14ページとなりま



す。

それでは、議案第23号、提案理由を説明させていただきます。

#### 議案第23号

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年12月7日提出

河南町長 森 田 昌 吾

一度めくっていただきまして、

#### 令和3年河南町条例第 号

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例

でございます。

本条例の改正は、出産一時金の支給について、現在、一時金の40万4千円と加算分である産科医療補償制度の掛金1万6千円の合計で42万円とされておりますが、産科医療補償制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられることで41万6千円となること、社会保障審議会医療保険部会の少子化対策としての重要性に鑑み、出産一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、一時金を40万4千円から40万8千円に引き上げる健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されました。これにより、出産一時金の支給総額は42万円が維持されることとなります。

また、全世代型社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て世帯の負担軽減の観点から、未就学児の均等割保険料の軽減措置が講じられることを踏まえ、国民健康保険法施行令の一部が改正されました。

世帯に6歳に達する日以降の最初の3月30日以前である被保険者がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものとし、減額する額は、当該年度の基準に従い、当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額とするというものでございます。

財政措置につきましては、国2分の1、府4分の1、町4分の1を負担することになりま

す。それらに伴い、河南町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案資料の新旧対照表に基づきご説明させていただきます。

それでは、議案資料をめくっていただきまして、17ページをお開きください。

まず第6条でございます。同条第1項中、出産一時金「40万4千円」を「40万8千円」に改めます。

次に、第11条の3第1項中、「第21条」の次に、未就学児の被保険者均等割額の減額についての条項である「及び第21条の3」を加えます。次に、都道府県の財政安定化基金の特別会計への繰入れを規定した第81条の2第4項が新設されたことによる条ずれにより、第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、一度めくっていただきまして、18ページでございます。同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に、一般会計から国保特別会計への未就学児均等割の補填のための繰入れを規定した「及び第72条の3の2第1項」を加えます。

次に、第15条の6の2中、「第21条」の次に、未就学児の被保険者均等割額の減額の規定である「及び第21条の3」を、同条第2項イ中、「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加えます。

次に、第21条の見出しを「低所得者の保険料の減額」に改めます。

めくっていただきまして19ページ、第21条の2の次に「未就学児の被保険者均等割額の減額」を加えます。

次に、第21条の3については、未就学児の被保険者均等割の減額について新設された規定を加えます。

最後に、20ページ附則でございます。施行期日は令和4年4月1日から施行しますが、第6条の改正規定は令和4年1月1日から施行します。

また、経過措置としまして、この条例による改正後の河南町国民健康保険条例第1条第1項の規定は令和4年1月1日以降の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例によるものとします。

第2項、新条例第21条の3の規定は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

力武議員。

○5番（力武 清）

まず、出産一時金の額が見直され、40万4千円から40万8千円、4千円アップされました。これは一歩前進かなという反面、逆に産科医療補償掛金が4千円下がったと。1万6千円から1万2千円と。この根拠は何なのか、まずお聞きします。

2つ目ですけれども、均等割の実施に伴って、以前から私は子供が0歳から保険料を負担するのはいかがなものかということで、かねてから廃止を求めてまいりました。全国知事会、市町村会あるいは政令指定都市市長会、全国の地方六団体が再三再四にわたって国に対して要望してやっと実現したものでありますけれども、この未就学児のところ、これは6歳までなのか。未就学児に規定している根拠は何なのか。6歳という規定なのか、未就学児というのは5歳の人もおれば6歳の人もいてはる。そここのところの確定をしていただきたいというように思います。

それと、3点目ですけれども、金額ベースで幾らの減額になるかと。本町の賦課額は、医療分が今年に至っては2万9,367円、後期高齢者支援分保険料が9,478円になっています。合計で3万8,845円が賦課額となっておりますけれども、ここで言う半額というのはこの分の半額を示しているのかどうか、確認をさせてください。

それと4点目、今回の減額幅で全体の対象人数と金額が幾ら算定されているのか、お聞きします。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

まず、産科医療補償制度の掛金ですが、これにつきましてはいわゆる出産時の事故等におきます後の後遺症に対して補償が出るという制度でございます、その原資になる部分なんです、この部分の掛金というのが今1万6千円のところを1万2千円まで引き下げても今の制度が維持できるという部分がある部分だと思います。補償内容については変わっておりません。

それから、均等割なんです、6歳になった後の3月31日まで適用されます。ですから、6歳になってもその年の年度末ということです。そこまでの適用ということになります。

それから、これにつきましてはいわゆる所得割、均等割、平等割という形での賦課をしておりますが、その均等割の部分に対しての6歳児未満、今の3月31日まで迎える方の部分の減額ということになっております。

最後、この数字的なものなんですが、今直近といいますか7月時点のデータ、これで被保険者の未就学児の人数は91人ということになっておりまして、これに対する減額の影響額というのはおおよそ120万円程度という形になっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

出産一時金の42万円は確保したということで一安心なんですけれども、これも現実的に出産に係る費用というのはこれで収まるものではないんですよ。この答申をされた方がどういう問題意識を持ってはるかよく分かりませんが、現実的には、出産に係る費用というのは約50万円ほどかかるわけですよ。少子化の下で42万円を確保したという話なんですけれども、これもちょっと現実離れした評価だなというふうに思います。少子化を考えるならばもっとこの増額を検討すべき内容ではないかなというふうに思っておりますので、そのあたりの評価をもう一度聞きたいというふうに思います。

それと2つ目、半額になったというでも、乳児から幼児に負担をさせること自体が問題ではないかということを考えています。やはりここは、子供さんから介護保険料の負担分を取るとか、もともと乳児のところは収入が全くない中で負担をさせるということは、このところは考えを見直すべきことではないかなというふうに思っておりますけれども、そのあたりの評価をもう一度聞きたいというふうに思います。

それと同時に、今回は一歩前進とはいえ、就学時まで半額にするということなんですけれども、そういうことではなしに、私はかねてより中学校を卒業するまでこの均等割については逆進性の強い負担額だというふうに思っておりますので、そのあたりの見解を求めたいというふうに思っております。

以上3点、お願いします。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

まず、出産一時金の42万円ということなんですが、これにつきましては、全国的な平均等を見ましてもそこから乖離しているなというのは感じます。ただ、実績だけを見ますと、42万円でも出産が可能な医療機関というのも現実的にあるのはあります。

ですから、平成に入った頃ぐらいだったと思うんですが、出産、これも非常に大切な一大イベント、女性の方にとっては命をかけての部分なので、それについて、そのときだけでもより負担が少ないようにというような形で、いろいろ付加価値を求める傾向が非常に強くなってきたと思います。例えば、料理につきましても一流のシェフが作ったコース料理を出すとか、出産のときのイベント的な部分をつけるとかというような付加価値の部分について、かなり値段が上がってきたんではないかと。いわゆるベーシックな部分について取りあえずは42万円で、今、河南町の実績として42万円もいっていない方もおられるという事実がございます。ただ、やはり全体の今の流れの中では若干乖離しているのではないかなと思っております。

それから、半額ということなんですが、まず子供からという部分について、確かにお子さんからお金を取るというニュアンスになると、それはいかななものかなとなるんですが、基本的には家族の人数に対してのお金の量、要はやはりそれだけ医療を使う率が高くなる。たくさん使うところが保険料をある一定負担していただくというのは、これは一つの在り方かなと思います。

その中で、乳幼児から就学児前までに限っているということにつきましては私も若干残念かなと。やはり、少子化というような中ではもう少し対策を練っていったらなという気はしますけれども、保険料自身が全国的な動きの中で都道府県等統一というような流れの中で、どれだけ財政負担をするかというような議論と、これがまた国民健康保険料のほかの部分に跳ね返るということがないような形とのバランスというところで、今の現状かなと思います。

ただ、今後そういう議論があれば、積極的に考えていく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

少子化を受けてこの制度を今回提案されたという趣旨もあるわけですがけれども、日本の平均賃金が今どういう状況かということ考えたときに、OECDの中で日本は22番目なんです。この30年間、僅か12万円しか給料が上がっていないんですよ。そういう下でこういう少

子化対策をするんだということで、ほんまにスズメの涙程度の改善でいいのかということなんですよ。

お隣の韓国にも平均給与で負けてしまったというような状況で、日本の給与所得の実態は2020年で433万円ということで国税庁の調査で評価されているんですけども、ここのところが非常にこの30年間12万円しか上がっていない現状があるということで、こういった社会保障のところにお金が回っていないという現状が反映しているんじゃないかなということで、私は意見を言うておきます。

と同時に、均等割の問題を今、部長答弁でいただいたんですけども、今回、国の制度としてやっとなんてこれが全国一律でやられるということなんです。少子化を何とか改善していこうということであれば、プラスアルファの取組も必要ではないかなというふうに思っています。

そこで、これは町長の判断になると思うんですけども、今回、全国知事会や六団体の要望でこれが実現したんです。町独自の残りの部分を何とか減額するような方向性を見いだせないかということなんですけれども、そのあたりは政策的な判断になると思いますので、町長から答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

国民健康保険の保険料については、地方六団体等で国に対して要望していくという形になるかと思っています。一歩前進という形になるのかなと思っているんですけども、少子化対策全般という政策の話で、国民健康保険だけを考えずに町全体として少子化対策は行っていくということで、こども園の運営の問題とか、それから保護者負担の軽減とか、そういうようなところで全体として町は少子化対策をやっていくというふうに考えております。

したがいまして、国民健康保険については独自の運営ということになっておりますので、国の制度上これからも要望活動は続けていく考えでありますけれども、それ以外のところで少子化対策を打っていくという考えで進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

大門議員。

○4番（大門晶子）

もう少し数字のほうで詳しく教えてほしいんですけども、先ほど91人というのが対象者というふうにおっしゃられたんですが、法定軽減で7割軽減、5割軽減、2割軽減している、その7割、5割、2割に分けて人数というのは91人がどういうふうに振り分けられているのかということは分かるのでしょうか、教えていただければうれしいです。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

いわゆる軽減なしが43人、7割軽減25人、5割軽減20人、2割軽減が3人という形になっております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

ということは7割軽減がかなりいらっしゃるのかなというふうにも思うんですけども、そしたら、120万円程度の影響額と言われたんですが、これは市町村が4分の1担う、その金額が120万円というふうに解釈したらいいんですか。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

予算額でいいますと、国が2分の1で約60万円、府と町で30万円ずつという、大体案分としてはそうなっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

ということは、町の影響額は30万円というふうに理解はしているんですけども、先ほど力武議員が中学校を卒業した子も対象者に含めたらどうかというふうな案もあったんです。これを上程するに当たって運営協議会にかけられたのかどうかということを教えていただきたい。といいますのも、未就学児に限定せずに対象範囲を拡大するという点において、そういう案も運営協議会で出てくるかも分かりませんし、軽減負担割合をどうするのかということも、本来でしたら運営協議会で協議してはる自治体も実は見かけたんです。そういうこ

とにおいて、本町ではそういうことがなされたのかどうかということをお教えください。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

今回の上程に関しては、運営協議会での議論はしておりません。あくまでも法律改正に基づいて国のほうからこういった形で減免するという部分における改正でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

まず1つ目、力武議員もおっしゃっていたように、未就学児に限定するということでも一歩もちろん前進ではあるんですけども、学年での区切りというところで、いろんなところでいつも住民が得するのは大体学年での区切りで、取られるのは年齢での区切りなんです。早生まれの人がそれで大体損をするというようなこともあって、そのあたりのことも考慮してくれたらよかったのになと思う。国保は別に学年で区切る必要もないのに何で学年で区切ることになったのか。国がそうなったからとか言うんかもしれへんけれども、河南町は何でそういう判断をしたのかというのが一つと、出産費用はやっぱり少ないですよ。出産が豪華になってきている、もちろんそうなんです。20年ほど前からはやっていますよね。たしか12年ほど前に、38万円だった出産育児金が42万円になったときも、一斉に病院が値上げをしたということもあって、むやみやたらに値上げをして全部病院が吸い取っていくという構図になっているので、それはそれで一つ問題だというのは分かるんです。

42万円で収まる場所もある。私もこの辺りで1院知っています。ですが、多分42万円で収まるのは普通にいった場合ですよ。深夜の分娩であるとか難産であるとか子供に何らかの異常があったときであるとか、その医院では対応できなかったです、何か子供に異常があったときに。ということをお考えたときに、42万円でも収まる場所がもちろんあります。ですが、やっぱり不足していますよね。というところは認識しておいてほしいです。

これはまた意見書を出したり一般質問でもやろうと思っているので、これぐらいにしておきますけれども、そのあたりの認識をしてもらうことと、その学年での区切り、河南町ではどういう議論になってこれを選んだのかということをお教えしてほしいです。

○議長（浅岡正広）



福田部長。

○住民部長（福田新吾）

学年といいますか、今回お示ししたとおり、6歳の誕生日以降の3月31日、当然日本でいう年度という区切りになってしまうんですが、これは例えば1月末で切ったとしても、当然2月生まれの方とか、差はどこかで出てくると思います。そういう中で今、これは本当に国から示されたとおりなんですが、そのままうちのほうでも3月31日の誕生日までという形で区切らせていただきました。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

中川議員。

○10番（中川 博）

今回の議案なんですけれども、ほかの議員が言われたことに全く同意なんです。ただ、国の政策ということなんですけれども、我々議員というか議会のほうでは意見書ということで国に物を一応申せるということなんです。町としては、こういうような政策で今不足する部分、多分部長のほうも認識されたと思うんですけれども、もう少し手厚くというようにお答えいただいたと思うので、そういう意味で、町として国のほうに物を申せるというのはどういう制度で、先ほど知事会とか市長会で固まってというような話がありましたけれども、町としてはどういうような物を申せる対応ができるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

町村長会等を通じまして各町村の意見等をまとめて、そこから上に上げるというような、そういう形があります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

○10番（中川 博）

何協会ですか。

○住民部長（福田新吾）

大阪府町村長会です。町村の長の会。

○住民部長（福田新吾）

中川議員。

○10番（中川 博）

そういうシステムがあるということなんですけれども、河南町としてそういうように今回そこに上げる意思というか気持ちはあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

ちょっと私の今の考えでは何とも申せないところが事実でございます。本当に結果的に平均でやはり劣っているという部分と、これで賄えるという部分も両方ございますので、そこら辺はよく考えないと駄目な部分かなと思っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

是非、そういう機会がありましたら、ここで思っているだけでしたら一步も進まないわけですから、そういう機会が今言うたようにシステム的にあるというようなことも部長がおっしゃられたら、一応町としては、それが政策として我々今、各議員が言うたことが間違いないと、その方向で進むほうが望ましいと思ったら、そういうような方向性もやっていただきたいと思います。

我々議会のほうでは、意見書とかまたいろいろな部分では出させていたいただきたいと思いますので、以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで10分間の休憩を取ります。

休 憩（午前10時59分）

~~~~~

再 開（午前11時 9分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第24号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第5号）から日程第9 議案第27号 令和3年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上4件を一括議題とすることに決しました。

これより提案理由の説明を求めますが、本日の会議においては、詳細な説明は省略していただき、議案の表題説明にとどめたいと思います。

それでは、日程第6 議案第24号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第5号）から順次提案理由の説明を求めます。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶哲）（登壇）

それでは、タブレットの23ページをお開きいただきたいと思います。

議案第24号

令和3年度河南町一般会計補正予算（第5号）

令和3年度河南町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億4,455万2千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億9,714万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することができる

経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

令和3年12月7日提出

河南町長 森 田 昌 吾

ここで説明員を交代します。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）（登壇）

それでは、議案書48ページでございます。

議案第25号

令和3年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,627万6千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,323万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出

河南町長 森 田 昌 吾

ここで説明員を交代します。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）（登壇）

それでは、57ページをお開きください。

#### 議案第26号

##### 令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,871万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出

河南町長 森 田 昌 吾

ここで説明員を交代いたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、タブレットの66ページをお願いいたします。

#### 議案第27号

##### 令和3年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

ろによる。

(業務の予定量)

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量第4号中公共下水道整備事業を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業

公共下水道整備事業6,260万7千円。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

第1款、下水道事業収益4億3,236万5千円から385万3千円を減額し、4億2,851万2千円といたします。

第2項、営業外収益2億7,933万8千円から385万3千円を減額し、2億7,548万5千円とします。

支出

第1款、下水道事業費用4億2,866万7千円から385万3千円を減額し、4億2,481万4千円とします。

第1項、営業費用3億8,350万5千円から385万3千円を減額し、3億7,965万2千円とします。

めくっていただきまして、

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

第1款、資本的収入1億9,998万1千円から183万2千円を減額し、1億9,814万9千円とします。

第4項、他会計出資金5,757万円から183万2千円を減額し、5,573万8千円とします。

支出

第1款、資本的支出3億1,895万2千円から183万2千円を減額し、3億1,712万

円といたします。

第1項、建設改良費6,777万4千円から183万2千円を減額し、6,594万2千円と  
します。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条中「2,700万2千円」を「2,131万7千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「1億2,757万8千円」を「1億2,372万5千円」に改める。

令和3年12月7日提出

河南町長 森田昌吾

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、質疑があればお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

なければ、お諮りします。

日程第6 議案第24号から日程第9 議案第27号までの4件の審査については、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第27号までの審査については、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員を、委員会条例第7条第1項の規定により議長から指名いたします。高田議員、松本議員、河合議員、大門議員、力武議員、佐々木議員、廣谷議員、福田議員、中川議員、以上9名を指名します。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上9名の委員が決定しました。

それでは、ここで暫時休憩します。その間、正副委員長の互選をお願いします。

休 憩（午前11時20分）

~~~~~

再 開（午前11時21分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開します。

予算特別委員会の委員長に松本議員、副委員長に福田議員が決定しましたので、報告いたします。

正副委員長及び各委員におかれましては、審査をよろしくお願いしておきます。

お諮りします。

日程第10 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、日程第10 議案第28号について、本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第10 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。



令和3年12月7日提出

河南町長 森 田 昌 吾

記

住 所 兵庫県西宮市六軒町3番26号

氏 名 関 敦 生

生年月日 昭和45年2月18日

でございます。

現在、関敦生氏におかれましては、固定資産評価審査会委員をお務めいただいております。現在1期目でございます。関敦生委員の任期満了に伴いまして、引き続き同氏を委員として再任いたしたく同意を求めるものでございます。

再任でございますので簡単に経歴を申し上げますと、関氏は現在51歳でございます。南河内の固定資産の評価について、専門的な知識を有する者として公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会から推薦があったもので、平成30年12月17日から現在の委員をお務めいただいております。

再任後の任期でございますが、令和3年12月17日から3年間ということでございますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、第2日目の会議は、追加議案の審議を12月10日にお願いしたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

また、本日予算特別委員会に付託しました補正予算案件4件の審査が明日8日の午前10時から開催されますので、正副委員長、各委員におかれましては、よろしく審査のほどお願いいたします。

本日はこれをもちまして散会します。大変お疲れさまでございました。

午前11時25分散会

~~~~~

令和3年12月10日（金）

# 令和3年河南町議会12月定例会議会議録

（第 2 号）

河 南 町 議 会



令和3年河南町議会12月定例会議会議録

年 月 日 令和3年12月10日（金）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

|    |    |    |     |     |    |
|----|----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 高田 | 伸也 | 2番  | 松本  | 四郎 |
| 3番 | 河合 | 英紀 | 4番  | 大門  | 晶子 |
| 5番 | 力武 | 清  | 6番  | 佐々木 | 希絵 |
| 7番 | 廣谷 | 武  | 8番  | 浅岡  | 正広 |
| 9番 | 福田 | 太郎 | 10番 | 中川  | 博  |

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

|                          |    |    |
|--------------------------|----|----|
| 町 長                      | 森田 | 昌吾 |
| 副 町 長                    | 城田 | 国昭 |
| 教 育 長                    | 新田 | 晃之 |
| 総合政策部長                   | 辻本 | 幸司 |
| 総務部長                     | 渡辺 | 慶啓 |
| 住民部長                     | 福田 | 新吾 |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長       | 田村 | 夕香 |
| まち創造部長                   | 安井 | 啓悦 |
| まち創造部理事                  | 日根 | 直哉 |
| 総合政策部秘書企画課長              | 森口 | 竜也 |
| 総合政策部危機管理室長              | 木矢 | 哲也 |
| 総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長  | 多村 | 美紀 |
| 総務部副理事兼施設整備担当課長          | 牧野 | 勉  |
| 総務部人事財政課長                | 後藤 | 利彦 |
| 総務部副理事兼契約検査室長            | 谷  | 道広 |
| 総務部副理事兼まち創造部副理事          | 西本 | 伸二 |
| 住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長 | 辻元 | 哲夫 |
| 住民部副理事兼保険年金課長            | 大谷 | 由候 |

住民部 税務課長  
健康福祉部 高齢障がい福祉課長  
健康福祉部 健康づくり推進課長  
まち創造部 地域整備課長  
まち創造部 副理事兼都市環境課長  
まち創造部 農林商工観光課長併農業委員会事務局長

渡 辺 恵 子  
和 田 信 一  
中 筋 美 枝  
藤 木 幹 史  
大 門 晃  
池 添 謙 司

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長  
(教育委員会事務局)

岩 根 有津佐

教 ・ 育 部 長  
教 ・ 育 部 教 育 課 長  
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 こ ど も 1 ば ん 課 長  
教 ・ 育 部 生 涯 ま な る 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長  
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

湊 浩  
中 海 幹 男  
田 中 啓 之  
森 弘 樹  
梅 川 茂 宏

議会事務局職員出席者

事 務 局 長  
課 長 補 佐

木 矢 年 謙  
門 林 純 司

会議録署名議員

2 番 松 本 四 郎  
3 番 河 合 英 紀

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本日の会議に付した事件

日程第1から第5まで

# 令和3年河南町議会12月定例会議

令和3年12月10日（金）午前10時開議

## 議事日程（第2号）

|      |        |                                      |    |
|------|--------|--------------------------------------|----|
| 日程第1 | 議案第24号 | 令和3年度河南町一般会計補正予算（第5号）……………           | 40 |
| 日程第2 | 議案第25号 | 令和3年度河南町国民健康保険特別会計補正予算<br>（第3号）…………… | 40 |
| 日程第3 | 議案第26号 | 令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2<br>号）……………   | 40 |
| 日程第4 | 議案第27号 | 令和3年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）……………        | 40 |
| 日程第5 | 議案第29号 | 令和3年度河南町一般会計補正予算（第6号）……………           | 43 |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程及び議会運営委員会の審議結果は、タブレットに送信しています。

お諮りします。

日程第1 議案第24号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第5号）から日程第4 議案第27号 令和3年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）までの以上4件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上4件を一括議題とすることに決しました。

なお、討論、採決は1件ずつ行います。

それでは、予算特別委員会委員長から委員会の審査の経過及び結果について報告を求めます。

松本委員長。

○予算特別委員会委員長（松本四郎）（登壇）

予算特別委員会委員長報告。

予算特別委員会委員長、松本四郎。

予算特別委員会委員長報告を申し上げます。

去る12月7日、令和3年河南町議会12月定例会議において予算特別委員会が設置され、当委員会に付託を受けました案件は、議案第24号から議案第27号までの4件の予算案件について



てであります。

付託された4件の議案について、12月8日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その審査の結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第24号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第5号）については、討論なしで採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第25号 令和3年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、討論なしで採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第26号 令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、討論なしで採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第27号 令和3年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）については、討論なしで採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、議案第24号から議案第27号までの4件の予算案件についての審査結果報告とさせていただきます。

なお、この際、委員長から理事者に対して申し上げておきますが、委員会中、委員からの指摘事項及び研究課題については、早急に検討等をされるよう強く申し伝えておきます。

また、議長を除く全議員が委員であり、十分にご審査願ったと思いますので、質疑応答については省略させていただきます。

記録は事務局に整理させておりますので、後日にでもご覧いただければ結構かと思ます。

以上で、予算特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（浅岡正広）

予算特別委員会、松本委員長の審査報告が終わりました。慎重なる審査、お疲れさまでした。

議長を除く全議員が委員として十分に審査をしていただきましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

松本委員長、自席に戻っていただいて結構です。

ただいまをもちまして予算特別委員会は解散されました。

それでは、日程第1 議案第24号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第5号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決するものと決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、日程第2 議案第25号 令和3年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決するものと決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、日程第3 議案第26号 令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決するものと決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、日程第4 議案第27号 令和3年度河南町下水道事業会計補正予算（第1号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決するものと決しました。

お諮りします。

日程第5 議案第29号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第6号）については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第5 議案第29号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、タブレットの940、令和3年12月8日議案送付（追加）をお開きいただきたいと思います。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

タブレットの6ページをお開きください。

議案第29号

令和3年度河南町一般会計補正予算（第6号）

令和3年度河南町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,585万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,299万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月10日提出

河南町長 森田 昌吾

めくっていただきまして、7ページでございます。

「第1表歳入歳出予算補正」、まず歳入でございます。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金で2億1,585万6千円を追加。

歳入合計で2億1,585万6千円を追加し、補正後予算額を67億1,299万7千円とするものがございます。

めくっていただきまして、8ページ、歳出でございます。

（款）総務費、（項）総務管理費で264万円の追加。

（款）民生費、（項）社会福祉費で13万円の追加。（項）児童福祉費で2億1,308万6千円の追加。

歳出合計で2億1,585万6千円を追加し、補正後予算額を67億1,299万7千円とするものがございます。

続きまして、歳入歳出予算の補正について、事項別明細書で説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、11ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、コロナ克服のため国の経済対策として示されております0歳から高校3年生までの子供を養育している一定所得以下の子育て世帯への対象児童1人当たり10万円相当の給付に係る経費について補正をさせていただくものであります。

まず、（款）国庫支出金、（項）国庫補助金、（目）総務費国庫補助金、（節）総務管理費補助金、子育て世帯臨時特別給付金給付システム導入補助金で264万円の追加。

（目）民生費国庫補助金、（節）児童福祉費補助金、子育て世帯臨時特別給付金給付事業

補助金で2億1,321万6千円の追加。

今回の子育て世帯臨時特別給付金の給付に伴う国庫補助金を計上させていただいております。

続きまして、12ページでございます。

歳出でございますが、(款)総務費、(項)総務管理費、(目)一般管理費、(節)委託料で264万円の追加でございます。これにつきましては、対象データの取り込みや支給管理のためのシステムを構築するものでございます。

次に、(款)民生費、(項)社会福祉費、(目)社会福祉総務費、(節)職員手当等13万円の追加でございますが、職員の時間外勤務手当を計上させていただいております。

次に、(款)民生費、(項)児童福祉費、(目)児童福祉総務費、(節)報酬55万6千円の追加、次の(節)旅費8千円の追加でございますが、これは、事務補助のため会計年度任用職員の報酬及び通勤手当を計上させていただいております。次に、(節)需用費で44万2千円の追加でございますが、消耗品や印刷製本費等の事務経費を計上しております。次に、(節)役務費68万円の追加でございますが、切手代などの郵便料のほか、口座振替手数料などを計上させていただいております。次に、(節)負担金補助及び交付金2億1,140万円の追加でございますが、子育て世帯臨時特別給付金として対象児童1人につき10万円の給付を想定し、2,114人分を見込んでおります。ただし、年内の給付につきましては5万円の現金給付で執行を予定しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○10番（中川 博）

渡辺部長、ありがとうございます。

今回の補正の部分なんですけれども、私の場合は今回初めて聞かせていただくということなんです。例えば正副幹事長会、また議会運営委員会等での委員の方から漏れ聞こえるところによりましたら、現金での今回は支給を考えていただいているということだと思んですけども、その辺についてのご見解をお伺いしたいのが1点と、それと例えば現金の支給と

ということでしたら、今、大阪府下のほうでも大阪市をはじめ、私の記憶しているところでは、箕面市、豊中市、岸和田市、そして岬町ですか、既にメディアのほうで発表されておられまして、現金給付ということで大々的に報道もされておられると思います。そういう中で、河南町もそういうように英断されるのであれば、そこでやっぱり河南町もこのように英断したということで発信力を是非出していただきたいと思うのが2点目。

そして、3点目なんですけれども、今回の歳入のほうで国庫支出金ということで2億円何がしを上げていただいているんです。今、渡辺部長のほうからも最後ちょっとありましたように、国のほうはまずは5万円の現金給付、残りの5万円は春先にかけてクーポン券を出すということなんで、それに対応して先ほど言った市町村のほうで現金での主張をされておると思うんですけれども、そこで、例えば国の裏づけがあったときに、岸田総理大臣とかは現金のあれも容認するというような答弁をされておられたと思うんです。そういう裏づけがあった場合、先ほど渡辺部長は初めは5万円ということだったんですけれども、10万円支給に間に合うようでしたら一括給付ということも考えられるのかどうか。分けましたらほかの経費がやっぱりかさむわけでございます。そこで、例えばぎりぎり間に合うようでしたら現金の一括給付ということも考えられるのかどうかということと、それと先ほど言った歳入の部分ですけれども、国のほうは、まず半額につきましては予備費を使って財源を確保すると。残りのクーポンに対する5万円は補正予算を組んでやるというように、事業は一応2つに分かれているわけなんで、これを合算するためには財源が河南町としては必要になってくると思うんです。その辺はどういう財源、例えば財政調整基金を繰り入れるとか、そういうことまで考えておられるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

今回補正予算を提案させていただく段階で、まず最初に5万円の現金給付と来春の5万円のクーポンというふうに考えておりましたが、いろいろと報道で出てきまして、10万円の現金給付、年内一括支給をすると表明された市町村もございましたので、もしそれが認められるのであれば、本町についても年内10万円一括支給も可能なように予算の計上をさせていただいたところですが、ただし、こちらも報道で出ていますけれども、国のほうが補正予算の可決後、クーポンに代わる部分について現金支給に対してどういった基準を設けるかということが今の段階でははっきりしておりませんので、来年の5万円のクーポン分についてど

のような取扱いにするかというのは今後検討していきたいと。

既に5万円の現金給付については、議員仰せのとおり、予備費に充当されて国のほうで財源がございますので、それについては年内に早急に支給したいと考えております。残りの5万円については、今後の国の動向等を注視しながら町のほうで検討していきたいと。現金給付が可能ということであれば現金給付で進めることになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

何点か質問の中で漏れていたところがあると思うんですけども、今おっしゃられたことで、例えば箕面市のホームページを見ましたら現金の一括給付ということで、下のほうに米印で、例えば国のほうで違う場合できないこともあると書いているだけで、現金一括給付というのを大々的にアピールしているわけなんです。そういう宣伝というか、町としての英断ですので、一つの。そういうことをやっぱりちゃんと発信できるかどうかいうのを先ほど聞いたんですけども、答えがなかったのでお願いしたいと思います。

それとあと、国のほうは24日でしたか、そこで次のクーポンに関してのある一定の条件をお示しするというような話があったと思うんです。その段階で、河南町は多分27日に支給だと思うんですけども間に合うのか。大阪市の松井市長はもう間に合わないから5万円という、河南町の場合は大阪市と比べてかなり事業規模的には小さいと思いますので、そういう意味では小回りの利くということで、例えば国のぎりぎりのところでそういう標準の方法が示されて、それに河南町が合致するという担保が取れた場合は年内支給も可能か、それとももうタイムスケジュール的に無理かというのを併せて聞きたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

外部の発信の件について私のほうから回答させていただきます。

当初、この補正予算を議案送付させていただいたときには、私どもも外部のほうに発信するような用意はしておりました。ただ、そちらのほうから国のほうの見解もいろいろと変わってきてまして、補正予算成立後にまた各市町村に条件等を通知するようなことも言っておられましたので、今回につきましては取りあえず、総務部長が説明しましたように5万円の現

金給付を先にしまして、次の段階につきましては年明けにまたすることに決まったような感じでしたので、ちょっと外部の報道につきましては差し控えたというような状況でございます。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

今回の5万円の給付につきましては、基本的には児童手当受給者に対して5万円の支給をしますというお知らせを出させていただいて、そこから1週間程度、受領するかどうかというご本人の意思確認を経た上で支給決定という形を取りますので、24日に国の方針が決まったといたしましても、残り5万円の現金給付についての年内支給は困難であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

3回目ですので今回はこれで最後なんですけれども、一番初めの渡辺総務部長の今回のこの事業の説明の中で経済対策ということを言われたと思うんです。例えば、矛盾するような話なんですけれども、経済対策でしたらクーポン券のほうがいいわけです。でも、私たちはやっぱり子育て支援ということで、年末から春先にかけて教育資金とかいろんな意味で必要だということで、子供さんに対してそういう支給をしていこうというようなところに重点を置いておりますので、今言いましたように現金給付を何とぞしていただきたいというようにお願いしているわけなんです。

例えば、さきの昨年の10万円の特別定額給付金ですけれども、全員の。一応そういうデータによりましたら、3割が消費されたけれども7割程度が貯蓄に回ってしまったというようなデータがあるわけでございます。つまり、今回のこの事業ですけれども、半分半分ということで5万円をクーポンといたら、私どもで2億何ぼやから1億何ぼで、国のほうにおきましたら1兆円の規模の事業になるわけです。1兆円の規模の事業が例えば3千億円しか消費に回らないのと、クーポンやったら1兆円全部回るわけです。そういう意味での経済対策ということで国はクーポンということになっているんですけれども、でもそれよりか、なおかつ優先して現金で、やはり子育て対策ということで我々は主張しているし、また今、河南



町もその方向で進んでいただいたということなんです。渡辺部長が初めに言われた経済対策というのはちょっとそういう意味からは逆のあれになりますので、やっぱり子育て対策を中心とした事業ということでお答えいただきたい。

それと、先ほど辻本部長のほうから言われましたけれども、同じような条件で近隣というか大阪府下の市町村も発信しているわけです。これは同じ条件です。そういう意味の中で、同じ条件の中で発信できる。例えば昨日、一斉に5つか6つぐらい、ばあっと名前が上がってきたわけです。こういう市町村が現金で、大阪府下でも考えて、それ以外に全国的には石垣市とか静岡県何やら市とか、いろいろ出てきているわけです。そういう意味で、やっぱりこういう発信は早く発信していただいたほうが、非常に住民の方にとっても河南町はよくやったというようなことが言えると思いますので、その辺、もう一度発信をどう考えておられるのか、この2点だけ最後に伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

今回、国のほうが補正予算を編成されたときに、補正予算の考え方として経済対策という部分も打ち出されておりました。その中の一部として子育て世帯の臨時特別給付金があると思います。あくまでもこちらにつきましては国の施策でございますので、国の施策の中身については国の出てくる基準、それに基づいた上での執行というふうに考えております。

ただ、現金給付のことにつきましてはまだこれから先、流動的な部分がございますので、その辺は見極めた上で判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

発信問題の件ですけれども、昨日各市町村のほうから報道されたのは、私もホームページを見て承知しております。

ただ、それ以降、国のほうからある程度の情報が出てきましたので、今の段階であれば、少し先ほど説明しましたように、取りあえず年内に児童手当受給者に5万円支給して、年明けに国の基準が通知されてからどういうふうな対応をするかということをもた周知してまいりたいと思いますので、今の段階ではちょっと無理かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

まず、実務的な話なのですが、クーポン券を作成した場合、業者の選定はどれぐらい時間的にかかるのか、業者にどこまで委託をするのか、そのあたりはデザインであるとか印刷であるとか印刷料がかかっていますけれども、業者の選定も含めて時間的に間に合うかどうかということも含めてお答え願いたい。

そのクーポン券は河南町だけの利用になるのか全国共通なのか、そのあたりの対応がどうなのか。今、カナちゃんコインをやっているけれども、41店舗、河南町だけですよ。非常に使い勝手がいいのと悪いのと、昨日の議論にもあったけれども、スタンドで使えない、業者を今一生懸命まだ参加を促しているという段階だけれども、この5万円のをした場合、河南町だけなのか、子育て支援と言って子育て支援の用具を買えるところがあるのかという問題があるんですけれども、そのあたりの見解を求めたいというふうに思います。

それと、児童手当を対象にということで、それはもうシステム化されているというふうに思うんですけれども、さらにこの時期、来年になったら、これは教育関係のところになるんですけれども、就学援助の申請時期、審査、支給の決定、この時期はいつ頃になるのか、お聞かせ願いたい。

それと、ワクチンの接種も始まりますね、3回目。その接種券の発送、会場の準備、この時期も重なると思うんですけれども、そのあたりとの兼ね合いがどうなのか。

それと、一番大事な令和4年度の予算のヒアリングも始まってくると思うんですけれども、この時期との兼ね合いで作業的にどうなのかというもろもろがあるんです。それぞれちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

何点かご質問いただきまして、2点目の就学援助の時期に関して私のほうからお答えさせていただきます。

新入学生の入学用品に関しまして、2月にちょうど受付を行いまして、3月末までにはこの分だけは支給をするというスケジュールになってございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

来年、5万円のことがクーポンとなったときにどのような取扱いをするかということにつきましては、現金給付が認められずにクーポンでということになった段階で町のほうはどういった取組をするかというのは、また改めて予算を提案させていただきますので、そのタイミングでお答えさせていただきたいと思います。今の段階では、どのような形にするかというのはまだ決まっておりませんので、その段階で説明をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

3回目ワクチン接種につきましては、今のところ、国のほうから2回目接種から8か月を経過された方が対象という形で対象者を示されています。ただ、現状としまして8か月か6か月かというところでまだ決定の状況ではありません。

現状としましては、接種券につきましては随時、8か月前ぐらいに届くような形で発送を進めさせていただくような状況です。

また、接種につきましては、富田林医師会と今調整中ですが、日程につきましては、町での集団接種については2月下旬からスタートする予定となっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

最後に、予算の編成の時期とも重なりますということなんですけれども、全体的にそれぞれの担当部署がございますので、ワクチン接種であれば健康福祉部、それからクーポンの支給であれば教育部といった形で各部署がそれぞれ担当してまいります。それぞれの担当のところできいろいろとスケジュールを組んだ上で、総合的に事務を進めていくという形になるかと思っておりますので、この辺は大丈夫であるというふうに考えています。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

部長さんの発言で実務的に能力にたけた方がいらっしゃるので、それは心配はしていませんけれども、ただ、クーポン券をした場合、これはもともと国の総選挙の後、いち早くスピード感を持って支給するんだというのが大前提にあつて、国の制度設計がきちんと精査されない中で10万円支給というのが決定されたところに大きな問題があると思うんです。でも、支給されると決定された以上は、その趣旨に沿ってやるならばスピード感を持って支給を、それが住民さんの願いだと思うんですよ。早く欲しいというのは、決まった以上は早く支給する、これがやっぱり行政の責任で、市町村に課された仕事じゃないかなというふうに思うんですよ。

そんなことを考えていったら、5万円の現金支給と5万円のクーポン券云々かんぬんやなく、もう10万円即金で払うというスピード感が求められているんじゃないかなと。いろんな業務の関係で重なることがいっぱいあるわけでしょう、年初から年度末にかけてね。そういう時期にちんたらやるよりも、一括この年度内に解決していくというふうな姿勢が求められているんじゃないかなというふうに思いますけれども、そのあたりは、僕はある面では町長の政治判断ではないかなというふうに思っています。

国の昨日の国会の審議を見ておつても、自治体の実情に応じて判断してもらおうというふうな総理の答弁があるわけですから、そのあたりも踏まえて政治判断が必要ではないかなというふうに思うんですけれども、町長、いかがですか。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

国のほうで決定されたことは、10万円を給付すると、それで年内に5万円を給付する、あと残りの5万円については来春という、そういうような経済対策の中で決定されたことが今、形になって補正予算案になっていると思います。

国の動向を見極めつつ、当然ながらスピードアップをして経費も安くしてやっていきたいという、そういう意思を持って今回、この額については計上させていただきましたけれども、その後いろいろ国のほうからのアナウンス等を見る限りにおいては、やはり補正予算の成立というのが大前提というような、そういう形になっていますので、今の段階では、やはり残りの5万円の年内の現金給付については断念せざるを得ないというような状況になっている

というふうに理解しています。

したがいまして、できるだけ早く給付できるような形で、次の残りの5万円についてもクーポンになるのか、いや現金になるのか、その辺は国は今後、年末までにその方向性を出すと言っていますんで、その方向性に合った形で町としては早く出すという形で進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

国は、どういう形であろうと支給することは決まっているということですよ。現金にしようが一括10万円支給しようが、それに対して、国は市町村に対して、支給した分に対してペナルティーは科せられないわけでしょう。あるんですか。ないんでしょう、支給するというんで。やり方については市町村に任せると言っているわけでしょう、ある面では市町村の実情に応じて。渡辺部長は横に振っているけれども、副町長はそうやというて言うてはる。どういう反応なのかな。そのあたりの評価はまだ分からんけれども、もう支給すると方向性が決まった以上は市町村に任せて、もう河南町は河南町の独自のやり方を追求したらどうなんですか。今、町長の煮え切らない答弁はちょっと納得できへんねんけどな。

僕、最初に1問でいろんな業務が年始から年度末にかけて、何のために質問したかというのは、そういう業務が重なるから、先にもうやることが決まった以上はやって、すっきりしたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、そのあたり、実務的にできないんですか。そのあたりの判断はどうなんです。最後に聞きます。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

国は、基本的には5万円の現金給付と5万円のクーポンという前提で、10万円の現金支給をした場合、クーポンの5万円に係る補助金については国から頂けるとは限りませんので、その5万円については単費ということで、1億円の単費を投入するという形になる危険性が当然あります。国のルールどおりやらないと国の補助金は頂けませんので、国がクーポン分を現金でも構わないという結論が出るまでは、町のほうも結論を先送りせざるを得ないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

予算的に上げていただいたのは本当によかったなと思われますけれども、この27日ですか、現金を支給する。残りは国の動向を見てやる。各ほかの自治体は宣言をしていますわね、現金でやりたいと。河南町はやっていない。動向を見てやる。それで何も言わずに、国が原則クーポンで支給するようと言いながら、各事情によってそれは構わないと言っていますけれども、今のうちに宣言しておいてやってもいいんじゃないか。これ、何も宣言しやんと、答弁の中で国の動向を見てやります。やっぱり国は原則クーポンですのでクーポンでやる。もう先が見えていますよ。読めますよ、これ。そうじゃなしに、よその自治体はもう一括に、27日までに、今年中に10万円現金を渡すんだと言いながらずっとやって、予算の関係で残念でした。次の5万円はそれも現金支給すると言っている自治体がある。河南町はこれをここでできるかできないか分からんけれども、今の現時点で現金支給しますとはっきり言っていたらすっとなしにします。それが政治判断ですわね。そういうことを町長、はっきりほかの部長の答弁とかはなしにして、なしじゃないけれども、町長の発言に基づいてそれをやる。それでどうしてもできなかったと言うんやったら、もう誰もが納得する。そういう発信をしているところはたくさんありますよ。

今やったら中途半端で、よそを見ながらやる、国会の答弁を見ながらこないして予算だけ上げていただいて、もう一歩ですよ。そのもう一歩を誰も言い出せない。それは町長だけですわ。町長、どうですか。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

町のほうで発信というか、そういうことをしなかったというのは、もう少しやったほうがよかったかなと思うんですけれども、一括交付をやりたいという意思表示はここでやりたいと思っています。

ただ、今決めた段階から国のほうのいろんな情報が飛び交ってしまして、その中での今先ほどの判断の答弁はそれを受けての答弁ということで、実際には予算を上げようと思ったときには一括給付したいと、していくという方向で、それがぎりぎりの線が今日の10日の議会

で決まれば年末までに給付できるよというような、そういう事務レベルの話もあったので、こういう形をしたわけです。というのは、もし仮に途中でパートとしてもなかなか事務的にはしんどいというような報告も受けていますので、その中での判断であったというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

いや、部長の答弁とよく似た答弁やからね。そやなしに、町長やから政治的な判断で、27日まで5万円を現金支給する、次の5万円ももう何が何でも最後まで頑張って現金支給に突っ込むんだと、そして、できなかった場合は誰もそんな文句を言いませんよ。

今、よく新聞にプレス発表を何でもかんでもいち早くやるのに、何で河南町はこんな早いことプレス発表を、好きやね、プレス発表が。そしたら河南町も現金支給するんだというてプレス発表してくれはったらよろしいねん。そうした考えで、最悪の事態、あかんかった場合は誰も責任を問いませんよ。

そやから、今の時点で取りあえずもう現金支給とか言うて、もう27日に5万円は決まっていますので、そういう答弁じゃなしに、残りのクーポンも現金に変えるんだと、そこだけですわ。簡単な質問です、これ。もう一度お願いします。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

10万円のうち5万円・5万円ですけれども、10万円の一括給付を目指していくという形は変わりません。ただ、その形での予算化をさせていただいたと。

ただ、今の状況を判断する限りにおいてはこう判断せざるを得ないというような状況ですので、その点をご理解いただきたい。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

一括10万円、気持ちは分かりますよ。大阪市も断念しているやから。ほかの自治体も断念してますねん、これ。そういうあれじゃなしに、残りの5万円のクーポンも現金でやるんだ、そこ1点ですわ。残りの5万円も最善を尽くして現金でやっていくんだと。この議会でもそ

うやし、宣言をする。よそは宣言していますわね、堂々とマスコミに。それですわ。どうですか。最後ですよ。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

残りの5万円、これは現金支給も可能とするというような、そういう発言もいろいろ国会答弁でも出ています。その辺も踏まえて、現金で給付していくというのが一番、町としても事務的にもスムーズにいくと。交付も早く済むというふうに考えていますので、残りの5万円については現金給付というのを一応、第一の目標に掲げてやっていくという形は考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

大門議員。

○4番（大門晶子）

ちょっと違う角度で質問させていただきます。

今回、新型コロナウイルスの経済対策ということで取り組んでくださっているんですが、これには年収の基準があるんですね。年収に当てはまらない子供たち、子育てしてはる世帯というのはどれぐらいいらっしゃるのかということを知りたいのと、それ以外に、これは子育て支援ということでやられる。困窮者支援とかそういうことではなくて子育て世帯のための支援ということであるならば、18歳以下というふうに限る、その理由もできたら教えていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

年収のお話の一つございました。想定している数でございますけれども、今回2,114人を対象として、その約4%程度がこの該当する人数じゃないかなと想定しておりまして、大体85人ぐらいはこの対象にならないところというふうに想定してございます。

○議長（浅岡正広）

18歳以下の理由は分かりますか。



湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

すみません。もう一点、18歳以下としたところというご質問もございましたが、18歳以下というのが児童という定義がございまして、そちらを国のほうが支給対象としたところによりますので、本町においてもその基準に従っているところでございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

先ほど言ったんですが、所得の制限があるということで、では夫婦どちらか一方しか収入がない場合、世帯年収が960万円なら10万円相当の給付は今回はもらえないというふうになってくるというふうに思うんです。

それと、現在9月が基準日ということが設けられているので、その後に出産した子供たちとかこの時点で離婚されたご夫婦がいらっしゃって、そのときに元夫に振り込まれるのか、もしくは子育てしている女性のほうに振り込まれるのかということも確認させてください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

新生児、新たに生まれた子供さんに関しましては、令和4年3月31日までに生まれた人は対象になってまいります。ただし、児童手当の本則給付の支給対象要件はございますけれども、新生児に関しましては令和4年3月31日までとなっております。

それからもう一点、離婚等のときの支給、どちらのほうになるかというご質問だったと思いますが、そういう異動要件が発した翌月から児童手当の支給が変わりますので、あくまでも令和3年9月分の児童手当の本則給付が支給対象となります。その9月分をキーポイントにさせていただいて、受給があるかないかでどちらに支給されるか変わってまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

960万円と10万円相当の給付をもらえない対象世帯が出てくるんですね。共稼ぎだったら950万円でもらえるんやけれどもということ、世帯の一番年収の高い人を取るという

ことで、じゃそこは、本当は世帯としては入ってくるお金があるんやけれども、そこで支給されてという要は不公平感があると思うんですが、それに対してはどういうふうに判断したらいいのかということをお教えください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

一定の所得要件が国のほうで支給要件とされておりますので、その要件に従って本町においても支給要件といたしております。これはもう全国共通でございますが、そういった一定要件に基づいて支給するというご理解いただきたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

大門議員とかぶるところがあるんですけども、たしか町では960万円以上の方にも独自で児童手当を渡しているということがあったと思うんです。その不公平感というのも、950万円同士の共働き、パワーカップルやったら支給してというところがあるので、85人、大体850万円ぐらいやったら町独自でも出していただいたらいいん違うかなと思うんですよ。というのが一つと、そのあたりの考えを一つ聞きたい。

あと、前の10万円を全員に給付したときも言ったけれども、世帯主に入る、多くは。今、登録している口座に入る。18歳以上やったら新たに登録してもらおう。それが10万円のときは世帯主に一括で、例えば4人家族やったら40万円入る中で、一切そのお金を手にしなかったという方が大分いらっしゃるんです、世帯間のパワーバランスの格差で。マスクも世帯単位でやった。これをやっぱり問題やと捉えてほしいんですよ。

幹事長会議の中でもそれを言ったら、それやったら子供に渡るのがいいんかどうかとも言われたけれども、明らかに子供が使うのと大人が使うのと力関係が違う中で、子供が使うんやったら家族全員の同意があってこそ成り立つことですよ。ただ、大人が使ってしまうのは、例えばお父さんの口座に振り込まれてお父さんが使ってしまうというのは、お母さんの同意すら得ていないかもしれない。このあたり、しっかりと問題として捉えてください。

あと、お金のことでシステム改修費、これも話が出ていたんですけども、264万円、2,114人を登録するだけで。高過ぎないですか。2,114人、手作業でやってもこんなにかから

ないです。システム屋さんに聞いたら、データだけシステム屋さんに吸い上げてもらって、あとは手作業でするのが一番安いん違うかとか、これはもう相当なぼったくりやと。だから官公庁で入ったらぼろいねんと言うんです。これももう大分長く言われていることなんです、そのためにシステムに詳しい方も職員の方で育てていただいてやってくれているんやけれども、ちょっと安くなるようにできないですか。これは今回はしようがないとして、そのあたりの問題意識というのがいつまでたっても生まれないのであれば、それはいつまでたってもシステム屋さんに持っていかれるだけなので、問題意識としてはどう捉えているのか、3つ聞きます。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

まず、1点目の児童手当の関連のことでございました。960万円という一定のモデルの家庭のところの所得なんですけれども、扶養家族の数によっていろいろ金額が変わってまいります。一つの例で960万円以上があれば児童手当の本則給付は受けられない。ただし、独自じゃなしに、それぞれの所得、収入を超えた場合は特例給付という形で給付されておりますので、そちらのほうは支給されているということでございます。

そして、主たる生計維持者に振り込まれるというところのお話でございました。先ほどからもお話しさせていただいています国の制度設計に基づいて給付をいたします関係上、いち早く児童手当のシステムというか制度を利用した給付、これが一番早く支給できます。やり取りをしていますともう年内の支給は困難になってまいりますので、児童手当の口座に振り込み、年内支給をまずは目指すという国の制度設計もございますので、そちらに準拠して進めていっているところでございます。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

システム改修費につきましては、見積りをいただいた上で予算を計上させていただいているんですけれども、安く上げるのに職員が手作業でやればよいということではなくて、それによって生じる職員の負担であったりほかとの業務上のバランスであったり、外部で委託してお願いできる部分については、そこの専門家の知識を使った上で改修した上で早期に事業を完了したいというふうに思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

全部論点をずらしていますよね。町で960万円以上も児童手当は給付している、今回も85人の方にそういう対応を取れないのかと。実際960万円で、例えば子供2人、大学、高校に行かせているとなったら、割とそんなにお金が余るような状況にはならないですよ。次、大学進学を控えていたりしたらね。塾代とか予備校代も高いし。その不公平感をなくすために町で850万円出せないんですかという話をしています。

世帯主制度のことも、今回のことは速やかにしないといけない、それはもちろん分かりますよ。ただ、今後そういう問題意識というのを持って、対応できるときには町独自でそれぞれにやる、そういうことを何にも問題として捉えていないんですかと。問題意識を持っていないんですかと、このシステム改修費の件でもね。今回のことではなくて問題意識として持ってくださいと言っているんですよ。

今回のことに話をすり替えているけれども、もう一回答えをちゃんとしてください。

○議長（浅岡正広）

ここで暫時休憩します。

休 憩（午前10時58分）

~~~~~

再 開（午前11時09分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの佐々木議員からの答え、あっちこっちしましたけれども、まとめていただきたいと思えます。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

児童手当のほうの特例給付、町独自で児童手当の仕組みを使って町独自で支給しているということはございませんで、今回はあくまでも児童手当を受給している方を対象に5万円を支給するというふうに考えております。

それから、世帯主というか受給者の方に振り込むことによって、その家族の中で実際に使用されないといったようなケースがあるということなんでございますが、そこにつきまして

は、やはり家族の中にどこまで行政が介入していけるかという疑問も残りますので、あくまでも国で決められた仕組みでやっていきたいというふうに考えています。

システム改修費につきましても、基本的には業者から見積りを取りまして、国の補助基準額なりを参考にしながら経費を計算させていただいていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

高田議員。

○1番（高田伸也）

先ほど、ほかの議員からも他の市町村の状況の説明があったんですけども、私も特にクローズアップしたいのは近隣の岬町なんです。岬町の状況を聞きますと、まず政府が定めた960万円の所得制限、これについては撤廃すると。その理由は、新型コロナによる影響の長期化で、子育て世代は年収にかかわらず困難な生活困窮に陥っているというのは間違いないからということで、自発的にこの決断を下したということなんですけど、同時に、今回の給付については、5万円のクーポンは給付せず全額現金とするということも昨日明確に打ち出されてきました。

この理由なんですけれども、明確で、町内には子育てに関する商品を守る店舗やサービスというのがないと。これはまさに当河南町においても全く同じで、クーポンをもし電子であっても発行した場合、恐らく衣料品、文具、学習デスクを買うような場所もなく、食料品にみんな変わってしまうというようなことを考えると、恐らく子育て支援には当たらないというふうなことも明確なところがございますので、先ほど町長からのお話を頂戴しましたが、残りの5万円についても現金給付と、前向きな考え方を是非お示しいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

先ほどからご回答させていただいておりますように、残りの5万円の給付につきましては、町長も言いましたようにできるだけ現金給付を目指していくんですけども、国の条件等がございますので、それを見て判断していきたいと思います。

それともう一点、先ほど言うておられました対象外の人なんですけれども、この補正とは別に考えられるものなら考えていきたいです。今のところ、今回の補正におきましては児童手当の方が対象ということでなっておりますので、ちょっと別で、またできるかどうかも検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。検討ということ信じまして、現金給付に向かっていただくようによろしくをお願いします。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

松本議員。

○2番（松本四郎）

まず、先ほど森田町長が、皆さんからのいろんな要請を受けて最終的には残りの5万円についても第一義的に現金にするという、非常に我々にとってはかなり期待しているような意見ももらいましたので、是非その線で進んでいってもらいたいと思いますが、私は、もし最悪、国がやっぱり駄目やと、クーポンで払えと言ってきたときに、それはそういう形で多分ならざるを得ないと思うんです。そのとき、河南町としてクーポンを支給することについての費用、どれぐらいのお金がかかってどれぐらいの手数がかかって、最終的に出来上がったクーポンを配付できるのはいつ頃になるのかということをお聞きしたいと思うんですよ。

今回も、できるだけやはり困っておられる方に早くするというのが非常に大事な目的でありますので、その辺のところも踏まえて、最悪、これは町長の先ほどのご意見ではクーポンにはならないと私は思っていますけれども、なった場合にどうなるかということをお聞きさせてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

今の段階で、クーポンにした場合どれぐらいの期間がかかるかというような答えはできな

いと思うんですけれども、ただ、今まで地域振興券なりいろいろやってきた中で、業者の選定または印刷の方法とか、それとか利用業者の方、お願いとか宣伝とかいろいろございます。ですので、いろいろな準備期間も含めまして、年明け早々から準備させていただきましても3か月、4か月はかかるのではないかというように思います。これはあくまでもまだ全然そういう内容を精査していませんので分からないんですけれども、今までの経験上で言いましたら、最低でもそれぐらいかかるんじゃないかというように考えております。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、実務をやっておられる部長さんからもやはり非常に手数をを使うということ、これはやっぱりどの自治体も今言っておられるわけですよ。その辺に関してやっぱり、こんな4か月もかかっておったんでは来年4月以降になってしまいますよね。そういうこともあって、やはり何としてもこういうことも考えれば現金で払うんだということをもう一度、最後ですけれども町長に、今の部長の意見を聞いて、やはり時間もかかるということがありますので、私からも、町長、やはり今回は10万円を払うと。ただし、時期の問題でずれるというのはやむを得ないと思います。そういうことをちゃんと発信するようにやっていただくということ、を約束していただければありがたいと思いますが、いかがですか。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

10万円の給付、5万円・5万円ということで分けるということは、僕は国の制度上でそういうことで形になれば、これはやむを得ないというふうに思っています。

ただ、残りの5万円についてはクーポンというのが原則ですよという、そういう話なんですけれども、町とすれば、やはり先ほどの使うところの問題もありますし、クーポンにするとか期間的にも時間がかかって、なおかつ経費もかかるというようなこともありますので、職員の負担も当然重くなります。したがって、現金支給をやっていくという方向で進めていきたいと思っています。

ただ、それは国の動向を見て最終判断したいと思っています。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

第3日目の会議は12月21日午前10時に開きます。

本日はこれをもちまして散会します。

皆様、お疲れさまでございました。

午前11時18分散会

~~~~~



令和3年12月21日（火）

# 令和3年河南町議会12月定例会議会議録

（第 3 号）

河 南 町 議 会



令和3年河南町議会12月定例会議会議録

年 月 日 令和3年12月21日（火）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番	高田 伸也	2番	松本 四郎
3番	河合 英紀	4番	大門 晶子
5番	力武 清	6番	佐々木 希絵
7番	廣谷 武	8番	浅岡 正広
9番	福田 太郎	10番	中川 博

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 昌吾
副 町 長	城田 国昭
教 育 長	新田 晃之
総合政策部長	辻本 幸司
総 務 部 長	渡辺 慶啓
住 民 部 長	福田 新吾
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田村 夕香
まち創造部長	安井 啓悦
まち創造部理事	日根 直哉
総合政策部秘書企画課長	森口 竜也
総合政策部危機管理室長	木矢 哲也
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	多村 美紀
総務部副理事兼施設整備担当課長	牧野 勉
総務部人事財政課長	後藤 利彦
総務部副理事兼契約検査室長	谷 道広
総務部副理事兼まち創造部副理事	西本 伸二
住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長	辻元 哲夫
住民部副理事兼保険年金課長	大谷 由候

住民部 税務課長  
健康福祉部 高齢障がい福祉課長  
健康福祉部 健康づくり推進課長  
まち創造部 地域整備課長  
まち創造部 副理事兼都市環境課長  
まち創造部 農林商工観光課長併農業委員会事務局長

渡辺 恵子  
和田 信一  
中筋 美枝  
藤木 幹史  
大門 晃  
池添 謙司

(出納室)

会計管理者兼出納室長  
(教育委員会事務局)

岩根 有津佐

教・育部長  
教・育部 教育課長  
教・育部 副理事兼こども1ぱん課長  
教・育部 生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長  
教・育部 副理事兼学校給食センター所長

湊 浩  
中海 幹男  
田中 啓之  
森 弘樹  
梅川 茂宏

議会事務局職員出席者

事務局 長  
課長 補佐

大矢 年謙  
門林 純司

会議録署名議員

2番 松本 四郎

3番 河合 英紀

議事日程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1

# 令和3年河南町議会12月定例会議

令和3年12月21日（火）午前10時開議

## 議事日程（第3号）

日程第1	一般質問	.....	70
	(個人質問)		
	6番	佐々木 希 絵 議員	..... 70
	7番	廣 谷 武 議員	..... 86
	9番	福 田 太 郎 議員	..... 102
	10番	中 川 博 議員	..... 110
	1番	高 田 伸 也 議員	..... 126

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議、一般質問1日目を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程は、タブレットに送信しています。

日程第1 一般質問を行います。

なお、過日の議会運営委員会において、対面型・一問一答方式で、発言者は発言者席から行い、理事者は全て自席より答弁をお願いします。

個人質問の発言時間は、発言者の発言のみ40分以内とします。質問回数は、一般質問通告書の質問事項に記載された1項目につき質問発言を3回以内と決していますので、ご了解願います。

質問に入る前に、議長より一言申し上げます。

発言者は、通告されました質問趣旨に沿った的確な質問をお願いします。また、理事者も質問内容を十分に把握され、答弁をお願いします。

それでは、個人質問を行います。

質問者は、佐々木議員、廣谷議員、福田議員、中川議員、高田議員、以上の順で発言を許します。

最初に、佐々木議員の発言を許します。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

議席番号6番、佐々木希絵から質問させていただきます。今日は3つの事項に沿って質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

まず1つ目、ひとり親家庭が抱える問題について、ひとり親家庭への支援についてです。

この質問をするに当たって、町内でひとり親として子供を育てられている友人とか知人とか何人かに聞いたんです。何が困っている、どういう支援があったらいいかということを知りました。いろいろと考えてそれを集約していったら、やっぱり第1はお金の問題、それともう一つが時間の問題にあるということが分かりました。これらはいずれも親目線で大変と言っているんですけども、「離婚するのは勝手やろ、その苦労も自分で背負わんかい」という世の中の風潮ももちろんあるんです。でも、親が大変ということはもちろん子供にも影響するというので、でもその支援がない、支援が必要という観点で質問します。

まず1つ目、お金なんですけれども、日本全体の相対的貧困率というのは2018年の調査で13.5%でした。ですがひとり親家庭では50.8%、これは相対的な貧困なので、食べるのにも困るという状態ではないです。ですが、食べるのにも困るというような深刻な貧困、これもひとり親家庭のうちの13.3%とかなり高い割合なんです。その多くは母子家庭です。

ですが、父子家庭でも22.9%が貧困、そのうちの8.6%が深刻な貧困ということで、本当に一般的な両親家庭と比べたらやっぱりすごく高いんです。これは時間との兼ね合いもあると思うんです。

まず、ひとり親家庭には貧困の問題がついて回るということが分かります。子供の貧困は言わずもがな、様々な問題と関連していますが、一番は学力なんです。親の経済状況と学力は高い相関関係があるということが分かっています。ひとり親家庭の子供の進学率は、全体と比べるとやっぱりすごく低いです。ということがお金に関する一番の相対的貧困の問題かなと思っています。これで貧困の連鎖が続くので、本当に脱出する機会を国とか行政が与えてあげないと、どこで脱出することができるのかということがすごく問題です。

次に、時間的制約に関してなんですけれども、養育費を受け取っている家庭というのが全体の2割程度と極端に低いため、ひとり親家庭の親は1人で仕事をしながら家事育児、学校行事、地域の役割、そういったことを全てこなさないといけないんです。特にいろいろな資料を見ていると、日本のひとり親家庭の就業率というのは8割以上と、OECD諸国と比べても非常に高いんです。就業率が高いだけでなく仕事を幾つも掛け持ちしている、それでも生活が成り立っていないという家庭が多いというのも日本の特徴です。

保育環境が整備されていないこと、職場の理解が貧困であること、母子家庭への偏見があることということも要因として挙げられますが、単純に家事、育児をしながら、また地区の役員、学校の行事、いろいろこなしながらやったら、働ける時間というのが普通に限られて

くるというのは当たり前の話なんです。ということで、父子家庭でも貧困であるということです。当然、子供と向き合う時間も限られていまして、両親家庭と比べたらひとり親家庭というのは、子供と向き合う時間は2.4から4.2分の1というかなり大きな格差が生まれているんです。

先ほども申し上げたとおり、親がどのような状況にあっても最低限の健康で文化的な生活、これはもちろんなんですけれども、子供の教育の機会というのも保障されるべきだと私は考えています。

子供は貧困、家庭の影響を強く受けるので、親と子供を切り離して考えることはできません。子供の貧困、学習機会の格差などの問題を改善するには、家庭全体への支援をする必要があります。河南町はまずこういった問題に対してどのように捉えているのか、お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

平成28年度でございますけれども、全国ひとり親世帯等の調査が5年に一度実施されてございまして、直近でこの結果からいろいろお話しさせていただきます。

就業状況、雇用形態を見ますと、母子家庭の場合、正規の職員が44.2%、パート・アルバイトが43.8%となっております。また、世帯収入の状況では、母自身の平均年間就労収入でございますけれども、200万円程度となっております。こういった調査結果からも、ひとり親世帯の方におかれましては仕事と子育ての両立、収入面においても厳しい状況下であり、そのほかでも養育費の問題、面会交流等、様々な問題を抱えて生活されているということで認識してございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

認識はしっかりとしていただいているということですよ。

正規の職員が44.2%、アルバイトが43%、半分ほどがアルバイトなんです。これもやっぱり時間的制約があって正規としては働けない。正規として働いていても、どうせいろいろと迷惑をかけて辞めてしまうということがよく現れているなと思います。平均的に200万円程度で養育費を合わせても300万円とか、とても、老後資金を2千万円用意しろとか言われて



いるけれども老後資金であるとか、子供の教育費というのを捻出するには十分とは言えない状況というのがすごくよく分かると思います。

次なんですけれども、そういう様々な問題があるんです、時間とかお金とか。河南町の支援というのはこれに対して十分ですか。

町長の就任の挨拶をホームページで見たら、子育て・教育のまち、河南町はそういうまち、河南町の軸の一つとしてそういうものがあると書かれているんです。なんですけれども、ひとり親家庭の支援を河南町のホームページで見ると、ひとり親家庭医療費助成というのと児童扶養手当、この2つだけが出てくるんです。あまりにも不十分じゃないかと。

もちろん、どちらもひとり親家庭を支えるありがたい制度ではあるんですけれども、医療費助成というのは両親の家庭でも子供が22歳までは受けているんです。違うところは親も多分その助成が受けられるという点だけで、児童扶養手当でも、子供3人の世帯で満額支給されても5万9,460円で6万円弱なんです。

6万円で子供3人を十分な環境で育てられるかといったら絶対無理ですよ。これ、食費でも足らへんの違うかというぐらい。そういうのも全部別に河南町として独自でやっているわけではなくて、国の制度としてそれがあるから河南町は窓口としてやっていますよというだけなんです。

ひとり親家庭に特化していない事業、先ほどのやつもそうなんですけれども、法律相談とかもいろいろあるんですけれども、ひとり親家庭は申し上げたとおり本当に時間がないので、役所が持っている時間、9時～5時だと、ひとり親家庭の方は絶対に現実的には利用できないですよ。そういうことがあるので、いろいろな自治体でひとり親家庭に特化した事業というのをやっているんですけれども、例えば有名な明石市では養育費の立替え、コロナの間だけですがそれを行っていた。宝塚市では、最近ちょっと話題になっているんですけれども、大学進学のための奨学給付金というのを実施しています。養育費の取決めがスムーズに行くように法的な支援を行っているところ、父母間のやり取りがスムーズに行くように手帳を作っているというところもあります。

河南町では情報がいろいろに散らばっていて、ひとり親家庭の方がすぐに見てどういう支援があるのかというのがばばばっと一覧で見やすいというわけではないんですけれども、こういう先進的な自治体では、ひとり親家庭と検索するだけでどういう支援があるのか一覧になって、すごく分かりやすくなっている。というようなことを独自の事業として行っている自治体があるんです。

河南町でも、別にすごいお金がかかるようなこと以外でも、やろうと思ったらできることは幾つもあると思うんですよ。そういうことを前からも言っているけれども、手帳を作るとかもできるし、法律相談だってちょっと時間外でもできるし、やろうと思ったら幾らでもできるのに何で取り組まないんですか。今の河南町の支援は十分だと思っているんですか。認識を聞きます。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

ひとり親世帯に関する支援の状況のほうでございますけれども、国や議員仰せの大阪府制度である児童扶養手当の支給や、ひとり親世帯の医療費助成などがございます。

令和2年度には、町単独事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策による家計急変等に対する財政的な支援の一環といたしまして、児童扶養手当受給世帯等に対して1世帯当たり3万円を給付いたしたところでございました。このほか、本町の子ども家庭総合支援拠点では、臨床心理士などの専門職が育児不安などの相談を受け、相談内容に応じて関係機関につなぐなどの支援を行ってございます。

また、本町では、22歳までの医療費助成を行うとともに、小中学生の現在、給食費の半額助成を行うなど、子育て支援施策を積極的に展開しているところでございまして、ひとり親世帯の方への子育てに対する財政的支援に一定の寄与はしているのではないかと考えてございます。

学習面におきましても、大阪府富田林子ども家庭センターと共催でございますけれども、中学生の学習支援といたしまして平成29年度から学習セミナー河南町教室を、基本週1回でございますけれども、中央公民館で実施しております。

しかし、ひとり親の方が役場へ何らかの相談等をしたい場合は、来庁もしくは電話等で問合せされることもあると思いますが、仕事との兼ね合いで役場の開庁時に相談等がしづらい状況であるということの課題があるということは認識してございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

河南町自体、そもそも割と子育てに手厚い政策をいろいろやっているのでも、それを使えばいいというようなところなんですけれども、おっしゃるとおり、本当に時間がない人にとつ

てはそんな臨床心理士の相談というところも相談しにくいんじゃないかなと思うんです。

今、河南町で河南町LINE事業をやっていますよね。総政が主体となってやっているんですよね。ああいうところで例えばこういう相談があるということを受けたりとかはできないんですか。こういう相談があるけれども役場の開庁時間には行けない、どうしたらいいんやというような相談とか、こういうところに困っているんやけれどもどうしたらいいんやとか、今せっかくのネット社会なので、夜中にわざわざ職員さんが対応してとかいうようなことをしなくても、そういうことでもできるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたり総政、どうでしょう。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

佐々木議員の仰せの件なんですけれども、町ホームページでいろいろと問合せ、相談事業等の受付は秘書企画課のほうでも行っております。それで、秘書企画課のホームページ等にメール等で問合せがございましたら、各課に照会を出しましてまた詳しく回答させていただいているとか、そういうことも行っておりますので、そういう対応で行っていきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

今もうホームページとかメールとか、Z世代と呼ばれる方とか、私はZ世代じゃないけれど、もうちょっと下の方、25歳ぐらいまでの方、「ホームページ、メール、もう古いわ。何でわざわざそんな使わなあかんの」と思う世代なんですって。今LINEがあるのであれば、LINEからでも別に受付しますというのが何で言えないんですか。メールと何が違うのか。あれは発信だけですか。返信はできないんですか、住民側から。

そういうことも考えていかないと、もう凝り固まった頭の、私もそうやけれども、人だけで考えていたら、ホームページをわざわざ開かへんよ、今の子。どうしますか。LINEしてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

SNS等々の使い方について、今既にLINEでは各登録者の方に通知するような手続きも行っております。またそのあたりの使い方についてもいろいろと実施に向けて研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

実施に向けて研究するというこゝで、是非よろしくお願ひします。

本当に今、最後に住民の声を聞く場というのを言うんですけども、SNSをしっかりと使えばほかのこゝが必要なくなるぐらいなので、よろしくお願ひします。

3項目めとして、手厚い支援ということも言っているんです。手厚い支援なんですけれども、当たり前のことなんですよね。もう一人の親から親として当たりの責任を全うしてもらい、養育費を払ってもらい。8割の方は払っていない、その方にちゃんと払ってもらい。ほかの先進国では、それを払わなかったら違法で差し押さえると国がやっているようなところもあります。でも日本はそうじゃないのでそこまでできないんですけども、責任を全うしてもらいということに対して、いろいろと町の範囲でもできるこゝがあるんじゃないかと思ひます。

というのと、男女の賃金格差の是正。労働環境の改善、本当に労基法どおりの労働環境であれば、父子家庭であっても貧困というのはなかなかないと思ひます。自分が不在の間に子供を安心して任せられる場所があるこゝ、これも河南町は本当に待機児童も少なくて、すごく先進的な自治体なほうであると思ひますけれども、やっぱり母子家庭、父子家庭が幾つもの仕事を掛け持ちしているということを考えたら、役所時間、いわゆる一般的な両親家庭が満足する時間帯というのではどうしても不十分なんです。

ある家庭では、子供5人ぐらい置いて、一番上の子が中学生で、その子にどうにかしてもらいながらお母さんが夜中働きに行くとか、中学生の子が4人の下の妹、弟を見て、火事とかあったらとても対応できないじゃないですか。そういう何かほんまに親として当たりの責任を全うしてもらい、養育費を払ってもらい、男女の賃金格差の是正、不在のときに安心して任せられる、この3つ、当たり前のことなんですよ、行政として取り組んでね。というこゝができたら、ひとり親に係る問題もほとんどが解決するんです。このあたりの改善というのがやっぱりできてこなかった、行政の仕事なのに。このあたりに対しては河南町はどのように考えているのか、ひとり親家庭のこゝとも絡めてお答えてください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

ひとり親家庭の方の関係でございます。まずは、先ほど話題に出ましたけれども、支援策等を閲覧できるようにホームページなどを見やすく改定するとともに、いろんな情報の積極的な発信に努めることといたしまして、また一つは、こども園やおやこ園が土曜日も開園してございます。そちらのほうも気軽に子育て等の相談をしていただくことも可能でございますので、相談をいただき、内容によっては関係機関等の紹介なども行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

答えを聞いたらまるであまり何もする気がないというようなことなんですけれども、先ほど申し上げたようにLINEで対応するとか、本当に夜中でも対応するというのをまず第一に取り組んでほしいです。

法律相談もメール上でやり取りできたらいつでもできるし、というようなことをしながら、何が必要なのか、本当にどういうことに困っているのか、私は数人にしか聞いていないので、そうやって声を聞かないと何が必要なのかも分からないですよね。その声を聞くという手段をまず初めに充実させていただくことをよろしく願いしておきます。総政部長、よろしく願います。うなずいてくれたのでイエスということで。

次の話題で、出産時の支援なんです。

出産費用が不十分ということで、あしたも意見書を出すんですけれども、少子化が今問題となって30年ほど経過しているんです。いまだに合計特殊出生率というのがすごく低くて、5年連続で最少を更新しているんです。子供を産むのも産まないのも、もちろん結婚するのもしないのも全て個人の自由なんですけれども、子供を産みたいとか育てるということにこれだけお金がかかってしまう状況では、産みたいと思ってもなかなか産むことをためらってしまいますよね。実際、3人、4人欲しいという人が近くでもいてるけれども、でもどうしても学費の問題であるとかいろんなお金の問題でやっぱり2人までやなという話題というのは、私もよく同い年ぐらいの人とするんです。

今、アッシャー・アンド・リリック社という何かメディアの会社が、子育てをしている統

計学者と共に子育てしやすい国ランキングというのを発表しました。日本は35か国中25位で、安全性とか教育の分野でかなり高い評価を得たけれども、育児に係るコストとかそういった分野で最低評価でした。

子供を安心して育てる上で出産、育児、教育、こういった費用は切り離せないんですけれども、その一番初めの出産費用、これ、ほんまやったら先進国やったら大体無料、ただで出産できるんですけれども日本はそうじゃないので、それやったら行政がしっかりと負担するということが必要かなと思います。

河南町は今、ベビーギフトとして10万円分の子育てグッズを配付していて、その中身がどんなものか結局見られなかったんですけれども、多分、育児で10万円分ぐらい割とすぐに使ってしまうので、ありがたい事業だと思うんです。ですが、その前の子育てに入る前の出産費用が全国の平均で約50万円かかる。健康保険に加入している人は42万円を受け取ることができるんですけれども、それでも足りないんです。10万円のグッズのほかに、これは継続していただいたらいいので、出産費用を賄えるほどの現金給付とかも考えてほしいです。

出産したけれども、子供が退院できなくてベビーグッズに何を使ったらいいのか分からないとか、ベビーグッズに行くまでに、出産はしたけれどもベビーグッズを使う、使わないとか、いろんな事情があってそういう方もいらっしゃいますよね、子供に何か問題があってなかなか家で育児をすることができないであるとか。そういう方にも使えるような現金給付というのも考えてほしいです。

今、河南町は、これは対比して文句を言うわけじゃないけれども、88歳とか100歳とかの方にお祝いとしてお金を渡しているじゃないですか。100歳やったら10万円。それができるんやったら何でもこっちはグッズにしてしまうんやろう。現金給付も考えてほしいです。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

今年度実施しております河南町子育て応援「ベビーギフト」配付事業でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、令和3年4月1日以降に生まれた子供1人につき、町の事業といたしまして10万円相当の子育て応援ベビーギフトを配付しているものでございます。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しているものでございます。国の交付金の制度の要綱で、個人を対象とした給付金等に

あつては、経済対策の効果的、効率的な実施の観点から金銭による給付が制限されるため、ベビーギフトとして実施しているものでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

これはコロナ対策としてやっているんやったら継続せえへんものなんですか。継続する気がないと。富田林市では随分前から10万円分のグッズ配付をしていますよね。いろいろと北欧とかヨーロッパでも生まれたら10万円分のグッズを配付するとかいうので、これすごく、どういうものがあるんか分からへんけれども、これすら継続する気がないと。せめてこれは継続してくださいよ、10万円も配付してほしいけれども、プラスアルファで思っていたんで。継続できないんですか。1年にだって80人ほどでしょう、子供が産まれるのは。800万円、これぐらいやってほしい。どうですか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

この事業につきましては時限でございまして、今年度いっぱい事業と今のところは考えております。

また、ほかの事業ということなんですけれども、河南町におきましては子育て支援等いろいろな事業もやっておりますので、今回、この事業につきましてはコロナ対策ということで実施しております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

コロナ対策で何でベビーギフトを配付するんですか。これ3回目になるからどうせ詳しく聞かへんけれども、これは何の関連性があるってベビーギフトを配付するんですか。子供が生まれへんから。関連性がよく分からないです。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

今回の「ベビーギフト」配付事業につきましては、あくまでも子供を出産される方へのコロナに対しての生活支援と経済支援を両方とも含めました支援でやっている事業でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

もう次の質問にいきますけれども、生活支援、経済支援でベビーギフトは何かすごくおかしい。これ、継続を当たり前のようにする事業やと思って初めから話を聞いていた。是非続けてください。

3つ目の質問、審議会・委員会についてなんです。

住民の声を聞く場所として審議会や委員会を時には議会より重視しているというような発言が多々見られる河南町において、私もそうなんですけれども、ほかの議員からも以前から委員の多様性のなさというのが指摘されていて、その改善を求めてきました。単純に言うたら女性の比率が少ないであるとか、そういうところですよ。一番分かりやすい例として男女比というのを上げるんですけれども、もちろん男女比だけではなくて、障がいを持っておられる方の比率であるとか若年層であるとか、そういった方も圧倒的に少ないですよ。

平成30年度の男女共同参画推進審議会では、平成34年には町の各種審議会・委員会の女性比率を35%にするということを数値目標にしていますが、実情としては委員会・審議会・各種団体の女性比率、昨年度は26.6%だったのが今年度は26.1%、目標に到達することもなくて増加傾向も見られないんです。大体横ばいか、何かちょっと減ったりする。

議会でこういうことを指摘したらいつも、努力しています、頑張っています、努力してみます、そういう答えをもらうんですけれども、もうこれ、努力していますを聞き飽きているんです。努力しても改善しない。努力だけでは達成が不可能ということなんです。

ですが、そんな河南町なんですけれども、先日開催された男女共同参画推進審議会では委員の男女比が6対4。女性のほうが6割ほどで、多かったです。これは、河南町男女共同参画推進審議会規則の第3条で6対4以上に偏らないように定められているということで、女性が少し多いということが出来るんです。ということは、決めたら出来るんですよ。努力してもできへんねやったら決めてください。

全ての委員会・審議会でも男女比が偏り過ぎないように是非決めてください。クォーター制



度がいろんな国でも言われているけれども、男女ペアでどうやこうやとか。それをやらないとできへんのでしょうか、結局。

決めてほしいというのと、もし決めたくないというんやったら、多様性を確保できるように具体的な代替案を何か出してください。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

まず、各種審議会、委員会における女性参画の現状ですが、毎年度、年度初めに審議会における女性の割合、女性委員ゼロの審議会等の割合について町全体で調査しております。令和3年4月1日現在、町全体では議員仰せのとおり26.1%となっておりますが、地方自治法に基づく審議会等への女性の占める割合、これが35%の目標に対する割合となりますが、これはまだ21.9%、委員会等への女性の占める割合におきましてはまだ12.9%で、まだまだ女性の参画比率が低い状況であると考えております。

また、女性参画の進捗状況でございますが、かなん男女共同参画プラン～第2期～策定調査時、平成24年度と比較しますと、審議会等における女性の割合におきまして20.5%が21.9%、女性委員ゼロの審議会等の割合では38.1%が14.7%に、それぞれよくなってきている状況ではありますけれども、まだまだ低い状況のことから、審議会等委員の選任に当たっては町全体で女性参画率の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、河南町男女共同参画推進審議会につきましては、規則におきまして女性、男性いずれか一方の委員の数は10分の4未満であってはならないとなっており、審議会委員の女性と男性の比率が偏らないように一定の基準を定めております。しかしながら、全ての審議会、委員会等の設置規則等で比率を規定することは、なかなか難しいと考えておりますが、意識改革や働き方改革などにより、女性の社会進出が一層図られ、審議会等委員への女性参画率の向上に努めてまいります。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

結局、努めてまいると、そういう答えですね。

町全体では平成24年度と比較するとよくなってきているということなんですけれども、このペースでいって、人口の半分以上が女性やけれども、それに達するのに一体どれぐらいか

かるんでしょうね。平成24年度から1.4%しか改善していない。さらに障がいを持っている方、若い人まで広げようと思ったら、生きているうちでは達成しないですよ、多分。結局のところ、努めてまいると。言うたら、今までも努めていると言いながらできていなかったもので、やる気がないと言われてもしようがない状態やと思うんです。多様性を確保するつもりはないということなんです。

さて、話が変わって、各種委員会・審議会には公募委員がいらっしゃいますよね。先日、ある公募委員を過去にされていた方に会ったので、何かその方とその委員会の問題と結びつかなかったんです。何でこの方がこれに公募されたのかなと思って、何でやったのと聞いたんです。そしたらその方は、やるつもりはなかったと。でも役場の人はどうしてもやってくれとお願いされたんやと。さらにその方がおっしゃるには、応募のための作文も書類も全部こっちで作るから、役場の方がね。と言われて、もう仕方なしでやったということをおっしゃっていたんです。

驚いたので、まさか住民の声を聞く大事な場所でそんな八百長が行われているとは信じられなかったもので、その後、ほかの公募委員をされていた方に聞きました。さりげなく何でやったんと。そしたらその人だけじゃなかったんです、同じように答えたのが。そのこともあって、河南町の公募委員のことを調べました。そしたら、公募段階の八百長どころではないひどさというのが分かってきました。

ある審議会においては、もう6年、7年くらい前に公募して集まった委員を任期が変わってもそのまま使う。2年任期で2年が終わって、そこに入っている議員は替わる。ほかの委員も全員ではないけれども替わる。でも公募委員は再公募されることなく、ずっと公募委員としてそこに入り続けているというようなこと。そしてほかの審議会でも、例えば5人の応募があつて4人が採用された。でも採用された人を見たら、ほかで幾つも公募委員をやっておられたりとか、役場で仕事をもらっていたりとか助成金をもらっているという、役場との利害関係がある方ばかりなんです。

そういうのを見ていたら、これは推測ですけども、役場で既にお願ひしていた方、先ほど言ったように作文も書いてあげると言ってお願ひした方がいたから、ほんまに応募してきた人を落としたんじゃないかということも推測できますよね。推測しかできないんですよ、請求した資料は全部黒塗りで出されたので。どういうことになっているのか知りたくても全部黒塗りなんです。応募書類を全部欲しいと言って、こんな状態、黒塗り。ほとんどこういうことで出されてきました。なので事実を知りようがないんです。

町のことを決めるために、住民の声を聞く場として、その立場として公募委員を公募していますよね。ですが、それが実は八百長だった。しかも過去から常態していたということも可能性があるんです。これは、町長はご存じでしたか。知っていたなら、もしくは知らなかったのならこのことに関してどのように考えているのか知りたい。

さっきの質問でも、多様性を確保する努力しかない。努力しても改善しない。いろいろな声を聞くという努力をする。でも、8年ほどたっても1%しか改善しないということの中で、それやったらどこで住民の声を聞こうと思っているんですか。

私たち議会でも、その審議会で決められたことにそれはちょっと違うんじゃないのと言っても、いやこれはもう住民さんが集まって決めたことなので、そこには公募委員もいますのでと幾度となく言われてきましたよ。これ全部町が仕組んで八百長でやっているんやったら、議会の言うことも聞こうとしない。口封じのためにそんなこと言う。それやったらどこで住民の声を聞こうと思っているんですか。教えてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

お答えします。

私がやりました限りといえますか、現在知っている限りのことでお話しさせていただきますけれども、公募委員の募集につきましては、ちゃんとホームページ等で皆さんに周知しまして、その応募のあった中からいろいろな条件等を判断しまして、適正に公募委員の選定に当たっていると、私はそういうふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

各種委員会、たくさん公募の方を入れるということを基本にやっています。ただ、その中で人数の制限とかいろいろあるんですけれども、実際には公募された方がある一定の仕事、その審議会の内容にもよるんですけれども、長く続けられている方もいらっしゃるというのは私は承知しております。

ただ、今までそういうような、佐々木議員がご指摘のような内容については私は存じ上げていない。ただ、公募委員は厳正に公募された方から選んでいるというふうに認識しており

ます。

公募をされた方の中でも、やはりいろいろ認識を持ってちゃんと応募の動機等書かれておりますので、河南町のためにいろんなご意見をいただくというのが審議会、委員会だというふうに理解しています。

それからあと、審議会、委員会は附属機関として設置しているものも多々あるんですけども、やはり審議会、委員会からの提言とか答申とかいろいろいただくわけです。これは尊重して、町のほうでその中身を決定するというような仕組みになっていると理解しています。それを議会のほうにお示しするというような形のルール化になっています。したがって、全て審議会の意見が正というわけではなくて、その中で一部修正するというのも視野に入れて考えていくというのが基本的な審議会からの提言とか答申というふうに考えています。

したがって、審議会からの答申が絶対というわけではなくて、それを受けて町のほうで決定した内容を議会のほうにお示ししているのです、それは町のほうの決定事項というふうな形でお示しさせていただいているというふうに理解していますので、よろしくお願ひします。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

適正に行われているって、適正でこれですか。役場が作文を書いて書類を書いて、公募委員をやってくれとお願いして、別にやりたくないねんけれどもという人にやってもらって、2時間で7千円ほど払って。どこが適正なの。

申し上げたように、その方だけじゃない。何人かいらっしやった、同じことを言わはる方は。一つの委員においては、言っているように一番初めだけ公募をした。それも多分同じ人。この人はめっちゃいろんなところで公募委員をやっているのを見かけるから、多分この方も同じなんやと思う。

その間、議員とか2年の任期の中でいろいろと替わるんですよ。5号委員とかいう人も替わるけれども、でも公募委員は再公募されることもなく、ホームページで周知しています、してなかったんですよ、これ3回ぐらい。同じ人がずっとやっているんですよ。どこが適正なの、これの。

これ、3回目やからもうにやうにやごまかしたら終わりやと思っているんか知らんけれども、住民の声を聞く大事な場と言っているのと違うんですか、これ。何考えてるの。

確かに、ちゃんと公募したんやろうなと見えるやつもあるんですよ、文字が違ったりとか。例えばこれで言ったら、同じ人がタイプで書いたんやろうなという。応募動機が何も見えない。住所とか電話番号とか消しても分かるけれども、応募動機は見れるやろうて感じなんだけれども、それで同じ人が何回も何回も、これも3人の方ですよ、同じ方が同じ委員会を3回やっている。最低限、建前上こうやって再公募するんですよ。再公募することすら怠っている。どこが適正ですか。町長はいろいろ煙に巻くようなこと言ってやっているけれども、適正と違うんですよ。

住民の声をどこで聞くんですか。聞くつもりがありますか。最後の質問です。ちゃんと答えてください。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

住民さんの声は常々聞くというのが基本的な姿勢です。それが委員会であったり協議会であったり、そういうようなところでの意見を聞く場、それから、いろんなところで意見を聞くという機会を設けたいんですけども、その点についてはコロナということで、住民さんとの対話というのがなかなかできないような状況だったんです。昨年もタウンミーティングみたいな懇談会というか座談会というか、そういうようなものを開きたいというふうに考えておったんですけども、コロナで中止せざるを得ないというような状況に追い込まれました。したがって、来年度には何とかそういうような住民さんと対話するような機会を設けていきたいというふうな形で考えております。

それからあと、審議会でもいろんなご意見を持っている方がいらっしゃいますので、そういう方々がどんどん審議会とかそういうようなところに参加しやすいような形での委員会とか、そういうようなものが開くような形も考えていったらいいのかなと思うんです。というのは、役場の開庁時間での委員会というのが通常行われておりますけれども、時間外とかそういうようなところでも何かそういうことができないかということは少し検討すべきかなというふうに思っています。

以上です。

○6番（佐々木希絵）

ありがとうございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員の質問が終わりました。

ここで10分間の休憩を取ります。

休 憩（午前10時51分）

~~~~~

再 開（午前11時00分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、廣谷議員の発言を許します。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

議席番号7番、廣谷武、ただいまより一般質問を行います。

項目としては4項目ございます。

まず最初に、ちょっと前ですけれども大阪狭山市で、スーパーの店先で89歳の男性が運転する車が暴走して3人ほど死傷者が出ました。いろいろそういう事故は本当に多発しております。自分がいけてもああいう周りから突っ込んでくる、そういった事故が多発して、ブレーキとアクセルを踏み間違えるというような、自分たちも高齢者になってきましたから、毎日毎日、右と左とブレーキとアクセルを確認して運転していませんわ、そんな。ただ単に車に乗ってそのまま走っているだけで、そんな何にもブレーキとアクセルを考えていません。

それを踏まえて1項目め、通学通園のバスについてお伺いいたします。

今いろいろ毎朝バスが走っていますけれども、バス停の数はどのぐらいあるのか、ちょっとお聞かせ願えますか。よろしく申し上げます。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

スクールバスで通学する児童生徒、コースのほうも説明させていただきます。

近つ飛鳥小学校について、石川地域及び寺田地区の一部の児童、かなん桜小学校については白木地域、持尾地区、上河内地区、青崩地区、そして中村地域の児童が対象でございます。中学校につきましては持尾地区、上河内地区、青崩地区の生徒となっております。

バス停の数のほうでございますけれども、近つ飛鳥小学校では3か所、かなん桜小学校で21か所、中学校につきましては、かなん桜小学校と同じ場所になりますが、3か所となっております。

ございます。

また、中村こども園の通園バスの送迎区域は町全域といたしております、1号認定子供、幼稚園部門の子供でございますけれども、その子であれば利用することができまして、バス停の数は32か所ございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

いろいろ言われましたけれども、小さなこの河南町で合計59か所のバス停があるというようなことです。当然、路線バスもバス停はあります。

そこで、児童たちの安全を図るためにバス停の59か所の安全確保というのはどのように担保されているのか、そのところをお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

小中学校のバス停につきましては、保護者や地域の代表者らと学校が協議いたしまして選定してございます。その後、学校と教育委員会が、マイクロバスでございますけれども、運行面や安全面を確認して決定しております。特に安全面につきましては、児童生徒が待機できる場所があり、安全に乗り降りができ、また車両がスムーズに運行可能で安全に停車できる場所を基本としてございます。

中村こども園のバス停につきましても、園児の所在分布を勘案いたしまして、路線バスやカナちゃんバスのバス停なども参考にしつつ、園児が乗り降りするのに安全で、かつ園バスがスムーズに運行可能な場所を選定しております。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。いろいろ文章で一定答えをもらったらしいふうになりますけれども、なかなかバス停の小さな細かな話をしますと、うちの寛弘寺、出屋敷地区は過去に車が3回突っ込んだ事例もございます、今までに私が生きている間に。多いほうですわ、それ。そして、地元の方に聞いて、ここは本当に安全かというようなことも相談してやられているというようなことも言われていますけれども、過去の事例も引っ張り出して、そ

こらを再検討してやっていただきたい。

また、なかむら公園で今児童を乗せていますよね。バスの運行、それに対しては非常に都合のいい場所です。バスの運転手さん、また児童の乗り降り、それは完璧なところですけども、そこまで行く児童が一番通りの多いところを歩いていく。その過程が一番危ない。どうせスクールバスをするならその歩いて行くまでの事故がないようにしなければならない。そういった観点もよく加味して考えなければ安全確保はできないというふうなことを思われます。

なかむら公園まで行くのは結構なんですけれども、今まで地区の方が中村小学校まで通う裏門までの距離となかむら公園までの距離が同じというようなことは、全く利便性を考えてもかけ離れたことですので、その辺もよく考えていただきたいというようなことを思います。

次に、安全運行対策、ブレーキとアクセルを踏み間違ふ事故に遭遇するかも分かりませんが、それより何よりも、運転される方は割と年配の方も多いように思われます。その辺の安全運行対策はどのようにされているのか、そのところをお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

運行対策でございますけれども、スクールバスや園バスの安全運行対策といたしましては、運行前に車両の点検はもちろん、運転手のアルコールチェック、そして体調管理を行った上で運転業務に従事させております。また、定期的な交通安全研修等を受講させ、交通法規の徹底及び安全運行に努めているところでございます。

児童生徒への安全指導といたしましては、定期的に登下校指導といたしまして教職員やスクールガードリーダーが行っております。園児に対しましても、警察の協力により交通安全指導を園内で実施しております。さらにバスジャック等に対応する危機管理訓練なども実施しており、保護者が安心してバス通学、通園していただけるよう今後も引き続き安全対策を講じてまいります。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。バスジャックの対応もされている。また運転手のアルコールチェック、体調チェックをやられている。これはもう当然ですわ。運転手のアルコールチェック



や体調確認がありますけれども、これは常に予備の要員というか、そういう人は置いておられるのか。また、アルコールチェックをして今までそういう事例があるのか。

タクシー会社もアルコールチェック、体調管理はやられておりますわね。そやから、その知り合いのタクシーの人は、ちょっと遅くまで酒を飲んだら、朝行ったらチェックに引っかったというようなことをよく聞きます、人間ですのでね。何時間で残っているとかそういうのは、つつい残ってしまったというようなこともあると思いますけれども、それは常にそういう事例があるのか、また、替えの要員がちゃんといつも待機しているのか、そこをお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

仰せのアルコールチェックに関しまして、これまでバス運行が始まって以来そういった事例はございません。

なお、万が一そういった事例が発生いたしますと、早急に委託会社と連絡を取り、代替の運転手が配備されるようになってございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございました。今までそういうのは幸いなかったということで、代替りの運転手が来るまで大分タイムロスがあるということですね、そしたら。連絡してから次が来るというのはね。それもちゃんと再確認して、すぐ来られるのか、何分で来られるのか、そういったこともいろいろ考えて配置していただきたい。

今までなかったというのは、タクシー会社ではよくあるということを聞きますので、ないにこしたことはありませんけれども、体調不良もあります。その点のことも再確認していただきたい。

そして、いろいろルートが複雑にあると思いますけれども、五十何か所の停留所があったら、ルートの交通事情は年々、またいろいろ変わると思います。ルートの交通事情はどういうものがあるのか、どうなのかというようなこともお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

スクールバスのルートといたしましては、近つ飛鳥小学校で3ルート、かなん桜小学校では7ルートとなっており、中村こども園のバスルートは3ルートございます。各ルートの交通事情につきましても、これまで概ねスムーズに運行できている状況でございます。

しかし、運行を進めていくと、交通事情や安全面でいろんな課題が発生する場合もございます。そういった場合は、保護者の方々や地区の代表者らがそういった事案を学校に申し出いただき、バス停の変更なども含めた安全対策を検討いたしているところでございまして、バス運行や子供たちの安全確保に取り組んでいるところでございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。交通事情も変化してきて、いろいろなことがあるというようなことで臨機応変に素早い対応、これは教育長にお聞きしますけれども、今までルートの変更も素早く子供の安全のために、ほんこの間ですけれどもやっていたという事例もございます。本当に日々いろいろ変わっていくと思いますので、常に素早い対応というのを学校側と協議の上、また地元の人と協議した上でございますけれども、まず先頭に立って素早く対応できるのは教育長そのものであると思いますので、その辺を今後、いろいろな場面が出てきた場合、常に流動的なことですので素早く対応していただきたいです。今後の展開をお願いします。

○議長（浅岡正広）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

本当に日頃から子供の目線でいろんな安全対策のご意見をいただいています。ありがとうございます。

今回も、ちょうど東山地区のバス停で子供たちが待っている前に車が電柱に衝突するという事故がございました。早速に議員のほうからご指摘いただいて学校等にも調査いたしましたら、ちょうどその現場を校長が目撃しているという状況があつて、現場調査をする中で今回早々に対策させていただきました。

ちょうど河川工事が終わったということもありまして、東山橋への新たなルートも見つかるということもあつて、今回、本当に指摘いただいたとおり安全対策ができたのかなという

ふうに思っています。我々もそういう情報をいただくこと、本当に感謝申し上げます。  
今後ともよろしく申し上げます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。今後ともよろしく申し上げます。

次に、コロナワクチンについてです。

今、大阪府で3人とか抑えられているというような感じになっております。海外では物すごく多くなっている。このギャップがよく何か伝わってこない。ついついコンビニへ行くのにもマスクを外して行ってしまうというような心の緩みが自分自身にもございますけれども、そうした中で、3回目の接種時期、また安全性、対策というのはちゃんと引き締めてやらなければならない。そういう時期ですので、そういったことから、3回目の接種についてのいろいろなことをお聞かせ願えますか。よろしく申し上げます。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

新型コロナワクチンの3回目接種は、2回目までの接種を完了され原則8か月以上経過した方を対象に、感染予防や重症化予防の効果を高めるために行います。

12月17日付厚生労働省からの事務連絡では、医療従事者、高齢者施設等の入所者、通所サービス事業所の利用者などは2回目完了から6か月以上の間隔を置いて、また、その他の高齢者は7か月以上経過した後に追加接種できるとされました。

本町での実施時期ですが、1月には医療従事者の接種を本格的に実施し、2月には高齢者施設などの巡回接種を予定しています。住民の方の集団接種は、8か月经過を迎える数週間前に、概ね1週間から3週間に1度のペースで接種券等を送付する予定でございます。基本的には、高齢者の方、64歳未満の基礎疾患をお持ちの方、その他の方という順序になろうと思いますが、2月以降順次接種を進めていく予定でございます。

なお、接種のご案内を送付する際に町のほうから接種日時を指定するなど、特に高齢者の方にも予約等負担のない方法で進めていきたいと考えております。

接種会場は、かなんぴあとぷくぷくドームの2か所を予定しています。

かなんぴあでは、P L 錬成会館やすばるホールで接種いただいた65歳以上の高齢者の接種

や、9月、10月にかなんぴあで接種した方の3回目接種を行う予定としております。また、7月と8月にぷくぷくドームで実施しました集団接種者については、3回目接種も同様にぷくぷくドームで来年5月頃の接種を予定しております。

安全性の面では、ワクチン接種の副反応について、本町の2回目までの接種で、会場においては幸い重篤な副反応症状が出た方はありませんでした。今のところ厚生労働省の情報では、3回目接種の方が特に発現しやすいといった傾向は示されていませんが、引き続き情報収集を行い、集団接種においては安全に接種できるよう計画し、会場では、適切な救護対応を図ってまいります。

1回目、2回目の接種体制での様々な課題、予約方法とかシステムの問題、コールセンターの対応等がございましたので、3回目接種につきましてはその点も踏まえ、今回は役場内にコールセンターを設けるなど改善してまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

国で6か月、8か月、7か月、いろいろややこしいことばかり言うているから、この間の10万円の給付も現金や何やかんや言うてころころ変わって、結果は現金になって、そやから3回目のワクチンも、何か月、何か月と言うけれども、素早い対応でよろしくお願いします。

そして、かなんぴあとぷくぷくドームで河南町の場合は行うということと、今までちょっといろいろ問題があったコールセンターを河南町の職員がするんですか、これ。その辺コールセンターのこのシステムの具合がどうなるのか、またどのワクチンを打つのか、そこだけちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

コールセンターにつきましては、お電話を取らせていただく相談員は委託になりますけれども、役場内に設置しますので、随時職員との連携を図ることができます。情報の共有をさせていただくと、すぐに対応させていただくということになります。

また、ワクチンにつきましては、今のところファイザー製のワクチンとモデルナ製のワク

チン、2つのワクチンが承認されています。その点につきましては、国・府からの供給という形になると思いますので、随時どのワクチンをどの時期に使うかというところはまたお示しさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

その点よろしく願います。委託のコールセンターの人と連携を密にやっていただきたい。

次に、オミクロン株です。これ、どわっと急激に広がるとか世界各国ではなっておりますけれども、幸い日本では2人出た、3人出たという報道がされています。この対策として、一番最悪の状態での対策は町としては取らなければならないというようなことを思われます。想定外だとか言わないようにね。その点はどうですか、対策は。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

オミクロン株は新型コロナウイルスの変異株の一種で、国立感染症研究所によると、11月8日に南アフリカで最初の感染例が報告されて以降、12月7日まで日本を含む57か国で感染例が報告されていますが、現在国内では、11月28日に初めてナミビアから入国した男性の感染が確認されて以降、12月20日、昨日では累計82人の感染者が報告されています。

オミクロン株については、南アフリカでデルタ株から急速に置換されているため感染力が高いという懸念がある一方、WHOが重症化リスクはデルタ株よりも低い傾向が見られると発表しています。しかしながら、詳細につきましてはまだ分かっていない状況です。

現在、国は、入国者総数の引下げや濃厚接触者の範囲の拡大などの対策を行い、大阪府でも、水際対策として入国者が一時待機する宿泊施設として1,000室を国に提供する方針を明らかにしています。

また、ワクチンにつきましても、変異株への効果が薄いのではとの議論もありますが、3回目接種により、全般的な重症化リスクを引き下げる効果は期待できると考えております。

現在のところ国内感染者数は低い水準を維持していますが、引き続き、感染予防対策を図り、今後の流行の動向や3回目のワクチン接種に及ぼす影響などについて注視してまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

オミクロン株の説明をいただきましたけれども、河南町での対策はこうや、これだけ出たらこういうふうにする、今までのようにどうやというのをもう一度町長に聞こうか。これ、そういう準備、対策、もうみんなちょっと緩んでいるからね。その辺を、正月も迎え、クリスマスもあって、街は大勢今もう出ていますわ、市内はね。そんな中で爆発的になった場合の河南町での対策、今聞いたのはあれですけども、町での対策はもう頭の中にこんなものがあるんだというのをちょっとお聞かせ願えますか、町長。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今現在、大阪府内で全部、会食等は人数制限等を行ってやっているんですけども、そのほか、感染予防対策というのはやはりマスクをつけるとか大声を出さないとか、あと換気をするとか3密を避けるとかいろんな方法があるので、個人の皆さんにそういう点では注意を促すという方向で考えていきたいと思えます。

ただ、年末までが今の対策の期間になっていますので、年末までに本町においても対策本部会議を開いて、当然その対策を今後引き続きやっていく内容を決めていくわけです。その中でも、住民の皆さんに協力していただいて感染予防というのを一番に訴えてまいりたい。

それからあと、感染の拡大がどういう状況になるか分かりませんが、感染拡大した段階においては、より一層住民の皆さんに啓発するというのが一番かなと。あとは、年末までに葉ができるとかそういう報道もありますけれども、まずはそういうところにいかないとか、そういうところに遭遇しないというような、そういう対策をお願いするというのが一番かなと考えています。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

そういうところへいかないということで。

次に、子育てが楽しくなる町、これ、大々的にこう書いていましたわね。河南町は子育て

が楽しくなるまちというて広報にでかでかと載っていました。そして、それに当たって子育て応援の事業がこれだけあるんだというて一気に並べていただいたら結構ですので、楽しくなるまちかどうかまた判断しますので、子育て応援支援の事業をちょっと教えていただけますか。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

我が町では、「子育ては河南町で」をキャッチフレーズにいたしまして、子育てがしやすいまちを目指すべく、町の独自性を発揮し様々な事業を展開しているところでございます。

教育委員会が行っている主な事業でございますけれども、まずは第2子以降の保育料無償事業、そして第2子以降の子供に係る保育料相当額を助成してございます。また、にこにこランチ事業といたしまして、3歳児からの幼児教育の無償化の施行に伴いまして、保護者負担となった子供の給食費の副食費につきまして4,500円を上限にいたしまして助成しているところでございます。

子ども医療費助成事業においても、対象年齢をこれまで15歳までの分を18歳までに拡大いたしました。そして、それに併せて22歳までの医療費助成を行うU-22でございますけれども、それとともに小中学生の給食費の半額助成を行っているところでございます。

子育てに対する支援について、多彩な取組を行っているところであります。

また、本町の子育て支援事業の大きな特色の一つといたしまして、かなんぴあで行っているおやこ園がございます。親子でふらっと立ち寄って遊ぶこともできますし、子育て世代の親子が一緒に参加できる各教室なんかも催しております。外遊びの一つとして近隣を散歩するおさんぽランドなどもございまして、いろんな事業を実施しているところで、就学前の子供とその親に対する子育て支援を行っているところでございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。子育てが楽しくなりましたわね、今。

そこで、これは継承してきた事業ですわね。森田町長としては何かこれに手を加えなきゃならない。給食費の無償化、これを公約に出されていましたがけれども、もしか給食費が無償ならばもっと楽しくなるんじゃないかというように思われますけれども、町長、どうですか。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今いろいろ子育ての応援施策をやっているんですけども、公約の中でも学校給食費の無償化というのをうたっておりました。今、半額までの助成というところまでここ2年間続けてこれたというところなんです。ただ、相当の費用負担も要りますので、財政の計画というか、財政との相談でどこまでできるかというのは常々検討していきたいと思っております。

あと、ほかにもいろいろおやこ園とかそういうようなものを運営しておりますが、その中でも絵本とかそういうようなものも置いて、やはり小さいときから情操教育というか心の教育というか、そういうようなものも力を入れていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

国では子育てに10万円を配っていますよね。河南町も独自で、幸い公約ですので、町長になられた公約としてこの約束を守らなければならない。

それで、子育て事業はさきの町長がやったことを継承しているというようなことになっています。独自で森田町長がやるんやったら、公約どおり早急に給食費無償化を、そんなの別に相談しなくても、町長は誰と相談するのかよう分からんけれども、町長の言ったことで皆が相談して決めていくと、これが町長の仕事やと思いますので、その点よろしく願います。

次に、町所有地を子育てに特化した施設にできないかというようなことなんですけれども、これいろいろ町の余った土地がありますので、そこに子育てが楽しくなるような施設を造れないかというようなことの質問です。その点どうですか。よろしく願います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

本町におきましては、室内遊びの場といたしまして、就学前の子供たちが保護者と一緒に安全に安心して遊べるおやこ園がございます。この施設は天候に左右されず、保育士の配置もございます。遊具等も衛生的に管理されており、月曜日から土曜日まで開館しております。



ので、多くの方々にご利用いただき、好評いただいているところでございます。

また、市街地に設置されている街区公園は、幼児から児童や成人、全ての年代のご利用を想定して整備してございます。今後の公園等の整備に当たっても、各年代のニーズに応じた、特に子育て世帯にも魅力ある空間づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

いろいろ室内で充実した施設がある、それは大変いいことですよね。けど、いろいろ所有地があって、公園もほんまに子育てに特化した、誰でも気楽に子供と一緒にいけるような公園を造っていただきたい。これはキャッチフレーズですのでね、町の。

今、携帯依存症がもうかなり深刻な問題になっています。携帯がなくても何か夢中になって外でできるようなそういうことを目指して、河南町では中央公園、防災公園をするとか大分前に言っていまして、今ちょっとずつ解体しておりますけれども、防災公園を兼ねて子育て公園というような形でいろいろ、それは今やったら雨が降ったら、雪が降ったら出ないというようなことはあります。なかなか自然を感じられませんが、自然を感じて伸び伸びとして子育てできるというような形のものもキャッチフレーズどおり造っていただきたい。

あの手この手でそういうことを応援して、U-22も結構ですけども、そういう本当に人間本来の体を動かす、これなかなかそうはいきませんわね。年いってからですわ。皆一生懸命歩いてはる。一生懸命歩いて、買物に行くのに車に乗って行かはる。何かおかしい感じがですけども、毎朝毎朝うちの近所でも歩いてはりますわ。ただ、そういう施設を造ってあげたらいいというようなことも思われますので、これ教育長、町長と考えてやっていただきたいんですけども、教育長の見解をお願いします。

○議長（浅岡正広）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

ちょうど私が20代の頃なんですけれども、大宝地区にある当時児童公園、今は街区公園という、公園のリニューアルを担当したことがあります。そのときにどういうイメージの公園にリニューアルしたらいいのかなということで、当時ちょうどベビーブームもあった時代ですので、子供たち、特に幼児が遊べるような、コイルの上にパンダや熊さん、またはウサギさんが乗っているような、そういう遊び道具もつけさせていただいたことがあります。

遊具のほうもいろいろ考えてつけた時代があったんですが、その後、危険遊具の問題がいろいろ出たりして、相当今の街区公園、これは大宝地区もそうですし、さくら坂地区もそうだと思うんですが、本当に遊具を制限してしまった状態になっているなというふうに私自身も感じます。

子育てのまちというキャッチフレーズの中で、それぞれの公園の整備、どこにコンセプトを置いて整備していくのか、担当部局と今後も十分に協議していきたいなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

子育てが楽しくなるまち、子育てにいいまちといったら高齢者にも優しいまちにつながるというようなことも思われます。そうした中で、今協議するとおっしゃいましたので、町長の見解も何か策はあるのか、目玉的なそんなキャッチフレーズをつけているのでね。

給食費のまだまだ無償化はできないというような考えがありましたけれども、何か施設なんか造れないかというふうなこと、どうですか。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

ご指摘のようなそういうところがあれば、すごく楽しくなるというのは思います。ただ、どういうところにそういう施設を造るかというのは、まだまだちょっとそこまでのところの計画はありません。

ただ、いろんなところでやっぱり自然とか外で遊ぶというか、そういうようなことをするという、先ほど教育長のほうもありまして、公園とかいうのが一番身近にあるのかなと。あと、町立のこども園では園庭では芝生も張りまして、そこでも子供さんが遊ぶような形になっていますので、やはり自然の中で伸び伸び育つというような、そういう環境を整えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

できるだけよろしくをお願いします。芝生化も議会がせんど言ってできたことですので、いろんなことを考えていただきたいというようなことを思います。

次に、カナちゃんコインです。

今、カナちゃんコインで3千円を配っている。その3千円を配るのに1人3千円ぐらいのお金がかかった、システムにね。そのカナちゃんコインのシステムを有効に使うにはどうしたらいいかというようなことも考えているとおっしゃっていましたので、今の状況をお教えください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

河南町電子地域通貨カナちゃんコインは、新型コロナウイルス感染症に伴う住民への生活支援及び町内事業者への経済支援として実施するものでございます。また、電子通貨の導入によりまして、政府が掲げる新しい生活様式の実践例における電子決済の利用及び貨幣、紙幣の受渡しを伴わないキャッシュレス決済を推進することにより、感染リスクの低減につながるものとして実施するもので、町内の加盟店で使える地域通貨として12月1日から実施しました。

12月19日時点における状況でございますが、対象人数につきましては1万5,177人で、1万138人、66.8%の方が手続をしていただいております。

その内訳でございますが、専用アプリの方が8,015人で52.8%、カードの方が2,123人で14.0%となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

分かりました。カードの方が2,123人ということは、この方々は300円つかないという、今度は1万円入金しても3千円つくのかな、このカードは。そうしたカードの人も利便性を考えていろいろやっていただきたい。

カナちゃんコインと言っていますけれども、今広報でいろいろ店を紹介しています、こういう店があるんだというて。河南町の広報を全戸配布して店を紹介して、その店は全部カ

ナちゃんコインが使えるんですか。その点ちょっと教えてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

河南町電子地域通貨カナちゃんコインを導入することで地域経済の活性化が期待できることから、町内の多くの事業所に参加してもらうことが重要だと考えております。広報の裏面に掲載した事業所10店舗のうち、カナちゃんコインの加盟店として登録されていない店舗が12月1日時点で5店舗ありますが、2店舗につきましては参加に向け準備していただいている状況にあり、残りの店舗につきましても継続して働きかけるようにしております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

今後も続けてそういったカナちゃんコインが使えるようにいろいろまた営業をかけてやっていただく。営業をかけてと言うたらおかしいんだけど、裏面に店を紹介する、全戸配布すると、そういうことをやっているの、お互いに協力してやっていただきたい。

そしてこのシステム、大きなお金をやってこれで終わるわけにはいかんと思いますので、今後の展開、1万円とかそれは聞いていますけれども、それに続く何かポイントをいろいろつけていくという考えはどうか、今後の展開をちょっとお教え願えますか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

まず、1弾といたしまして町内の住民の皆さんに3千円分の電子地域通貨を配布いたしました。次に、第2弾といたしまして、今回の補正予算を計上させていただきましたとおり、カナちゃんコイン30%チャージボーナスキャンペーンを実施します。今後は、新たな活用方法としまして、イベントなどへの参加によってポイントを付与する案、各種キャンペーンのノベルティとして付与する案、スタンプラリーのように町内のルートを周遊しながらポイントを付与する案など、町内だけでなく町外の方に対しても地域の関心を高める取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

カナちゃんコインにかかわらず、いろいろ使って町の活性化を図っていただきたい。

コロナ禍の中で徐々に経済も動いてきました。河南町をどう活気づけるのか、最後に町長、何かありましたらよろしくをお願いします。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今、住民の皆さんへ3千円のコインですか、これをお渡ししまして使っていただくと。これは地域での人の動きと、やはり経済の活性化というのが一つの主眼です。あと、年が明けましたら第2弾というのが控えているというような状況です。それによって、なお一層地域の活性化につなげていきたい。

あと、高齢者も含めてそういうところでお店とかへ行って買っていただくということは、やはり一つのストレスの解消にもつながるといふふうに考えています。

しかしながら、やはり感染対策というのは十分取りながらやっていただくというのが前提で、人の動きというのも戻ってくるということであれば町が活気づくんじやないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

終わります。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員の質問が終わりました。

ここでお昼休みを取ります。

休 憩（午前11時49分）

~~~~~

再 開（午後 1時00分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、福田議員の発言を許します。

福田議員。

○9番（福田太郎）

議席番号9番、自民・夢・希望会派内の立憲民主党、福田太郎、個人質問をさせていただきます。理事者におかれましては、ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。議長におかれましても、ご配慮のほどよろしくお願ひいたします。

私は今回、2事項に対して5つの項目の内容にわたりお聞きしますので、よろしくお願ひいたします。そして、2事項の質問においては、担当課に渡しております各現場写真を参考にしてお聞きいたします。

それでは、皆様もご承知のように、町行政におかれましてはこれまでに、2021年から2025年の5か年計画をもって、「来てよし、住んでよしの『あ・な・ば』かなん」の河南町まちづくり計画の策定をも鑑みて質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、1の事項の公共施設再編整備計画において、（1）と（2）の項目をお聞きします。

最初に、（1）今後の旧役場跡地周辺一体整備での再利用につきお聞きします。そして、周辺全体を鑑みての一体整備事業における取組についても、辻本総合政策部長並びに湊教・育部長より順にて詳細にお聞かせいただきます。よろしくお願ひします。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

役場周辺は、生活利便性の向上や安全・安心な暮らしを実現するための行政、文化をはじめ、各種施設の集積を進めてまいりました。その中で、令和3年度を初年度とする河南町まちづくり計画におきまして役場周辺を町中心地区として位置づけ、今後は役割を終えた公共施設跡地の整備を進めることにより、地域公共交通により町北部と南部を連結する拠点としての生活を生かし、生活サービス機能の集約・確保、町内外との交通ネットワークの連結拠点として整備を図ることとしています。

町としましては、この役場周辺におきまして、さらに生活利便性の向上や安全・安心な暮らしの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

教育委員会では、第2期河南町立小学校適正規模・適正配置基本方針において将来に向けての一定の考えを示してございます。町では少子化対策に積極的に取り組んでいるものの、少子化の傾向は続くものと思われまます。また一方で、学校関係施設の経年対策を行う時期も将来迎えることとなり、効果的に大規模な建て替え等の時期を見計る必要もございます。

このため、将来的には、一体周辺も含めましてですけれども、小中学校の適正規模を視野に入れ、中長期的な展望を持って小中一貫校構想も含め今後議論を深めていくことと考えております。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま、今後の旧役場庁舎周辺の一体整備での再利用に向けての取組につき、辻本総合政策部長及び湊教・育部長から述べていただきました。森田町長、今後、旧庁舎跡地周辺一帯の再利用に向けての一環であります。現在、町立近つ飛鳥小学校と町立かなん桜小学校の2校に統合されました。今後、旧庁舎跡地周辺一帯の整備後においてこの場所に河南町立小学校を1校にされるお考えを持っておられるのか、お聞かせください。そして、既に総合体育館がありますが、新たにこの場所に新町立体育館の建設と、防災公園も含めた旧役場跡地周辺一帯整備後での活用に向けての事業整備計画への取組について、併せて森田町長のお考えをお聞かせいただきたい。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今いろいろご提案いただきましたことなんですけれども、小学校と中学校の話、義務教育施設の話が出ました。今、小学校2校体制で、やはりクラス替えもできる2クラス体制ということで今やっております。今後も、少子化ですので児童の人数にもよるんですけれども、今のところ、今後何年間は2クラス体制が維持できるかなというような、そういうような形になっておりますので、今ご提案いただいたものについては将来の課題として、その時点で考えるということにしたいというふうに思っています。

ただ、庁舎周辺は役目を終えた施設というものがあります。旧庁舎は図書室に使っていたんですけども、今、取壊し中ということでございます。取り壊して跡地の活用を中心に考えていきたいと。その中に、先ほどありました町民体育館、それから以前のわかば作業所で使っていたところ、それからスポーツセンター、あと、もともと役場の別館という形で使っていて保育園の一部に使っている分、それから中央保育園とあるんですけども、これらについては一帯整備の構想を立ち上げた段階で、先ほども言いましたように、町の中心というような感じで公共交通の連結点というようなことも視野に入れて、それとやはり防災にも活用するというので、全体として防災公園という話を以前にも計画でお話しさせていただいているので、防災機能もできるような形、将来どういう形ができるかというのは検討していきたいと考えています。

あともう一つ、新しい体育館と、こういう話なんですけれども、今現在ぷくぷくドームで体育のいろんなサークル活動とか連盟の活動をやっていただいているんです。今のところぷくぷくドームのほうでそのほうは対応していきたいということで、やはり新たな公共施設の建設については少し慎重に考えていかなきゃならないと思っています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

森田町長、ご答弁ありがとうございます。

私が先ほど述べさせていただいた事柄も十分に鑑みて、旧役場跡地周辺一帯整備事業に取り組んでいただくことを強くお願いしておきます。

次に、（２）の項目に移らせていただきます。

それでは、（２）の項目、今後の公共各種スポーツ施設運営につきお聞きいたします。

数年前にもお聞きしましたが、公共各種スポーツ施設運営での総合的な経費削減の一環として、現在の公共施設の町立の総合体育館、グラウンドゴルフ場及びテニスコート、白木山グラウンド場・野球場など再整備をされて付加価値をつけられて、運営面と活用面において現在の民間企業での指定管理制度を活用されまして今後どのような運営計画へのお考えを持っておられるのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。



○教・育部長（湊 浩）

指定管理者制度との絡みでございますが、公の施設を民間事業者などに管理してもらう制度のことです。法に定められている公民連携の手法の一つです。

本制度導入に関しましては、利用者に対するサービスの向上を第一に考え、今後、必要に応じて研究してまいりたいと考えてございます。

また、体育施設の運営計画につきましては、ハード面ではありますが現在、体育施設の長寿命化計画を策定中であり、現有施設の機能を中長期的に維持管理ができるようにするとともに、将来の有効活用についても研究しているところでございます。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま湊教・育部長より、町立公共各種スポーツ施設の運営面と活用面において、るるそのお考えにつき述べていただきましたが、今後、民間企業での指定管理者制度を活用されることで各種スポーツ施設等の活用には今以上に促進を図れることと思いますので、町立公共各種スポーツ施設運営面では今後、民間企業での指定管理者制度を活用されることを森田町長、新田教育長、城田副町長、担当部課長に強くお願いしておきます。

次に、2の事項に移らせていただきます。

それでは、2の事項で今後の道路整備の利便性と安全策について、（1）から（3）の項目についてお聞きいたします。

それでは、（1）町道石塚線の延伸道路整備事業に向けてお聞きします。

以前から私、再三にわたり、現在の町道石塚線の延伸道路整備事業に向けての取組につきお聞きしておりますが、現場写真⑦のように、現在の石塚線においては府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の交差点で行き止まりになっております。そして、その東は現場写真⑥のように田畑であります。町行政におかれましては、今後この地域での土地改良事業としてほ場事業に着手される際には、是非とも現在の町道石塚線の延伸道路整備事業にも取り組んでいただくことを強く願います。その点につきお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

町道石塚線東端から東方面への道路整備でございますが、過去にもご答弁させていただ

ておりますとおり、平成22年度から検討を始めた馬谷地区、中地区、芹生谷地区のほ場整備事業において、石塚線の延伸道路を圃場区域内の幹線道路として位置づけて整備を検討しておりましたが、延伸道路周辺の地権者の意向がまとまらず、ほ場整備区域事業に含めることができなかつた経緯がございます。

今後、延伸道路周辺に広がる農地の地権者等からほ場整備を求める声が高まれば、延伸道路の必要性も含め検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま安井まち創造部長より、現在の町道石塚線の延伸道路整備事業につき、その考えを示していただきました。今後、地権者皆様の田畑でのほ場事業の際には是非ともご協力をいただき、町道石塚線の延伸道路整備事業に向けて取り組まれることを森田町長、城田副町長、担当部課長にも強くお願いしておきまして、（2）の項目に移らせていただきます。

それでは、（2）の府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線での歩道整備事業についてお聞きいたします。

平成29年6月の定例議会での個人質問においても府道における歩道整備事業への取組につきお聞きしておりますが、城田副町長も河南町内での歩道整備事業はご存じのように、山城バイパス道路での現場写真①の上山城交差点から大室方面に下っていく下り坂の歩道には側溝があります。そして、歩道の幅がかなり狭いです。そういうこともあり、子供たちのこの下りにおける安全を確保するために、この歩道の側溝に蓋をしていただくことを強くお願いしておきますが、その点についてお聞かせください。

そして、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線での歩道整備状況では、いまだに現場写真③のように歩道設置の未整備の場所が多くあります。早急に、大阪府と共に年次ごとに歩道整備実施計画を立てて町内の府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線全線の歩道設置の完了に向けて取り組んでいただきたいが、先ほどの事柄も併せ、城田副町長よりお聞かせいただきたい。

○議長（浅岡正広）

城田副町長。

○副町長（城田国昭）

府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の歩道整備事業につきましてお答えさせていただきます。

まず、山城バイパスの歩道につきましては、平成28年度に大阪府において寺田北交差点付近で水路の蓋かけをしていただいております。歩道幅員の拡幅、舗装の打ち替え等の歩道整備工事をしていただきました。

議員からご提案いただきました寺田北交差点から北方面における側溝蓋の設置による歩道拡幅に関しましては、引き続き、歩道通行者の安全確保に向け大阪府と協議を行ってまいります。

その他の箇所では、平成20年度に芹生谷地区で簡易的な歩行者通行帯を設置してもらっていきまして、またその後、平成22年度には白木バス停付近において、あと平成29年度には東山地区の大阪芸術大学前から太子町側に向けて、水路の蓋かけによる歩行帯を設置していただいております。しかし、歩道の未設置区間では依然として歩行者と車両が錯綜するような区間も多くございます。そのため、まず白木のバス停付近から白木南交差点までの歩道未整備区間につきましては、平成31年4月に、関係する地元区長と共に大阪府に対しまして歩行者の安全対策の早期実現に向けて歩道整備の要望を行っております。また、この府道全線にわたって歩道未整備区間につきましても、連続性のある歩道整備が歩行者等にとって一層の安全・安心の確保につながるという観点から、大阪府に対しまして毎年、歩道設置を強く要望しているところでございます。

しかしながら、大阪府では府域全体で歩道設置の要望箇所が大変多いということもございまして、まず交通量が多い路線や通学路、バリアフリー法に基づく特定道路などを対象に、用地取得に係る地元自治体や地権者の協力状況など地域状況を総合的に勘案し、優先整備区間を定めて事業を実施するという方針でありますから、現在のところ、残念ながら事業化には至ってございません。

ただ、本町といたしましても、歩道未整備区間につきましては引き続き大阪府に対し通学路としての危険性を訴えるなど、大阪府域全体の中での優先順位を上げていただけるようしっかりと要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

城田副町長、ご答弁ありがとうございます。

くどいようですが、先ほども申しました①の写真の現場のように下り坂の側溝と、それと、

③の写真ですが、未整備の部分が多くありまして、今、ご答弁でも前向きなお考えを示していただいたことを踏まえて、今後しっかりと、一日も早く未整備の歩道設置と溝の蓋の件を実施していただくことを大阪府の担当部局と共に行っていただくことを強くお願いしておきます。勝手を申しますが、できるだけ速やかにお願いしておきます。

次に、(3)の項目に移らせていただきます。

それでは、(3)の新規信号機設置整備事業についてお聞きいたします。

ご承知のように、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の上山城付近で関西電力株式会社の変電所に入っていく道路があります。日々、河南町立中学校の生徒たちの通学路ともなっております。しかし、現場写真⑩のようにいまだに交差点に信号機が設置されていませんので、生徒たちの登下校での安全と安心の観点から、できれば2021年内での信号機設置か、それとも2022年度初頭に信号機の設置をしてもらえるように、大阪府警及び富田林警察署に対して信号機設置の要望について強くお願いしていただきたいが、その点についてお聞かせください。

そして、南河内グリーンロード（広域農道）では大型自動車の通行車両が多くなってきており、この現場写真⑨の交差点において、これは持尾地区住民や町住民皆様が持尾地区から出入りをする際には左右の見通しが悪いため、私も見ましたが、確かに悪いです。一歩踏み出さんと道路の状況が分からないために、できたら交通事故等が起こる前に、この交差点の安全と改善策に向けて早急に点滅信号の設置に向けて取り組んでいただきたいが、さきの事柄も併せてお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

寺田地内における府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の関西電力の変電所進入路の交差点につきましては、過去にも中学生と車との交通事故が発生しており、以前より富田林警察署、大阪府警察本部に対しまして再三にわたり信号機設置などについて要望を実施しております。平成30年8月には道路上に横断注意の文字が標示され、歩行者優先の看板も設置されました。

信号機につきましては、警察庁が定めた信号機設置の指針に示されている人や車の交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状などにより設置の必要性が判断され、信号機の設置には至っていないのが現状であります。引き続き、富田林警察署や大阪府警察本部に要望してまいりたいと考えております。

また、広域農道と持尾地区への出入口の交差点につきましても、富田林警察署や大阪府警

察本部に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

渡辺総務部長のご答弁の中でも述べておられますが、現場写真⑩の現場は大変危険な交差点であります。信号機を設置することで、先ほども申しましたが、生徒たちの登下校や町住民の安全・安心の観点から、早急に、くどいようですが信号機を設置していただくことを富田林警察署並びに大阪府警察本部の信号機設置担当課に要望されることを強くお願いしておきます。

そしてまた、南河内グリーンロード（広域農道）での現場写真⑨の交差点においても、悲惨な交通事故等が起こる前に、安全と改善策の観点から早急に点滅信号の設置に向けて、先ほども申し上げましたが、同じように富田林警察署なり大阪府警察本部の信号機設置担当課に取り組んでいただけるよう強くお願いしておきます。この事柄につきまして新田教育長の思いをお聞かせいただきたい。

○議長（浅岡正広）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

学校におきまして、児童生徒の生命、身体の安全確保は最優先すべきというふうに認識いたしております。登下校時に事故や事件に巻き込まれる事案が報道されるたびに危機感を一層強くしておる次第で、学校現場と事案を共有し、適切な対応策を指示しているところであります。

教育委員会としましては、学校と連携を密にし、児童生徒への安全指導の徹底などを行い、ハード面では整備に対して尽力するとともに、保護者や地域ボランティアの見守り等のご協力を得ながら、児童生徒等の登下校時を含めた安全対策に努めてまいりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

教育長の取組における思いはよく分かりました。是非とも、児童や生徒のために今後ともしっかりと取り組んでいただくことを強く念願しておきまして、森田町長、新田教育長、

城田副町長及び関係部課におきましても、今後とも今回の各項目につきましてはお聞きすることがあるかと思いますので、その節にはよろしくお願いいたします。

これで私の個人質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

福田議員の質問が終わりました。

次に、中川議員の発言を許します。

中川議員。

○10番（中川 博）

議席ナンバー10番、公明党、中川博でございます。通告書に従って一般質問を行います。

事項1、住民の健康について、2、中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策について、3、交通事故を引き起こさないための対策について、4、老朽化施設の改修についての4事項でございます。取決めにより質問は一問一答方式で行いますので、その点も十分考慮していただき、再質問がないように、町長及び答弁者におかれましては積極的に前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、1事項め、住民の健康についての質問を行います。

まず初めに、予防医学についての質問を行います。

予防医学とは、健康障害の予防及び健康異常の進展の防止の全ての段階を含む医学、言い換えれば、病気になってしまってからそれを治すことより、病気になりにくい心身をつくる、病気を予防し健康を維持するという考え方に基づく医学をいうわけでございます。つまり、住民の方にとっても健康な生活が維持できる、また我々行政といたしましても医療費の抑制につながると思えますけれども、その必要性も含め、町としての予防医学に対する認識をまずお聞きしたいと思えます。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

予防医学とは、1953年、アメリカの医学者レベルとクラークにより、病気を予防し、生命を延長し、身体並びに精神の健康と能力を増進する科学と技術であると定義され、健康増進・発病予防が一次予防、早期発見・早期治療が二次予防、機能維持・回復が三次予防と呼ばれています。

本町におきましても、健康増進・早期発見を目標に健康かなん21（第二次）後期計画並び

に第三次河南町食育推進計画を平成31年3月に策定し、健康寿命の延伸や食を通じた健康づくりを目標に取り組んでいるところでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

それでは、次の項目ですけれども、予防医学の行動についての質問をいたします。

予防医学は、健康異常の状況の有無によって、先ほど少し田村部長のほうから述べていただきましたけれども、一次予防、二次予防、三次予防に分類されております。

まず、健康異常が出現する前段階の一次予防には、さらに健康増進活動、例えば健康相談や食生活改善などとリスク削減活動、予防接種や禁煙対策などがあり、リスク削減活動の中核が予防接種でございます。つまり、以前より私が申し上げておりましたけれども、予防接種を推進することで疾病へのリスク削減及び高額な医療費の削減にもつながるわけでございます。この点も踏まえ、町としての予防接種の重要性に対するご認識をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

21世紀に入り、感染症に代わって生活習慣病が人類を脅かすようになり、生活習慣を改善することにより疾病の発症や進行を予防することが重要な社会的課題となり、予防医学の中心は、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の発病を予防する一次予防に重点を置いた対策を国は推進しております。

予防接種につきましては、感染症の感染源や感染経路、感受性のある個体それぞれに対応した対策が必要であり、その主要な予防法の一つとして予防接種が挙げられています。

町としましても、感染症対策として予防接種が有効であると認識しており、実施に当たっては富田林医師会感染症対策委員会の助言をいただき取り組んでいるところでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

田村部長、ありがとうございます。今、田村部長のお答えで、予防医学、そして予防接種の重要性を分かっていただいたと思います。その上で次の質問を行いたいと思います。

令和2年3月19日、厚生労働省健康局健康課の事務連絡におきまして、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について」という事務連絡でございますけれども、規定の接種時期に定期接種ができない相当の理由があると市町村が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った者については、予防接種法施行規則第2条の5第3号に該当するものと取り扱って差し支えないということの文書が出されました。

定期接種とは、ご存じのようにA類疾病といたしましてはロタウイルス、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、4種混合、BCG、子宮頸がん、ポリオ等でございます。そして、B型疾病といたしましては高齢者肺炎球菌となっているわけでございます。

その中の特にHPV（子宮頸がん）ワクチンの対応ですけれども、先ほど出ました厚生労働省の事務連絡を受け、大阪市は令和2年度の高校1年生相当の対象者、平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれの女子の接種期間については、新型コロナ感染症に伴い令和4年3月31日まで延長いたしました。また福岡市は、上記全ての定期接種を令和3年2月1日から令和4年3月31日まで、新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮し再延長しております。そのほかの事例もございますけれども、例えば東京都千代田区、江東区、横浜市等でございます。

まず考えていただきたいのは、現在、コロナワクチンの影響もあって感染者数は抑えられております。また、コロナについての情報も積み重ねられてきております、今現在はですね。しかし、当時の1年9か月ほど前の状況は、未知のウイルスの感染拡大に伴い、情報も少なく、またその情報も錯綜し、ワクチンもなく、人々は恐怖と不安の中で生活をしておりました。そういった状況において当時の安倍総理は、2020年（令和2年）3月13日に成立いたしました新型コロナウイルス対策の特別措置法を根拠に、2020年（令和2年）4月7日に東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に1回目の緊急事態宣言を実施しました。まさにこのような緊迫した状況下において事務連絡がなされたことをご認識しているかどうか、伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

令和2年3月19日付厚生労働省健康局健康課発出の事務連絡につきましては町のほうでも認識しており、新型コロナウイルス感染症の影響による定期接種の遅延等のお問合せの対応は行ってきました。また、同年5月25日に緊急事態宣言の全面解除後の同年6月8日付、同



じく厚生労働省健康局健康課発出の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に伴う定期の予防接種の実施に係る周知等について」におきまして、定期接種については、感染症の発生及び蔓延を予防する観点から非常に重要であり、着実に実施されるように発信されており、それを受けて町もホームページでお知らせをしております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今、田村部長からお答えいただきましたけれども、その当時の私が先ほど述べた緊迫した状況の認識に田村部長とは大きな隔たりを感じました。さらに付け加えれば、不要不急の外出には通院は省かれたものの、相談なしに医療機関を受診することはかえって感染するリスクを高めることになると当時の基本方針の重要事項に盛り込まれていたわけでございます。

現実には私どもの河南町におきましても、コロナ禍の中、令和2年度の医療機関への受診件数も激減しているとのことでございます。現実にはやっぱり医療機関に行っていないわけです。つまり受診控えがあったことをこれは証明するわけでございます。これは数字でヒアリングのときにおっしゃっていただきましたので、そういうことでございます。また、医療機関への家族の面談やお見舞い等も禁止されておりました。当時はそういうような状況であったということでございます。

担当課は、今おっしゃっていただいた事前ヒアリングにおいて定期接種できない状況ではないという見解を示されておられますけれども、このような異様な状況の中でHPVワクチンの定期接種を遅延なく接種する判断が果たしてできたものかどうか。だから先ほど事務連絡がなされたと普通は考えるのが妥当であると思います。住民目線でなぜそう考えないのか。先ほど田村部長のほうからちょっと述べていただきましたので、この点につきましては、今、下を向いておられますけれども、森田町長にお答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えいたします。

従来、発熱などでの受診は予約をしなくても対応できるという医療機関があったと思えますけれども、コロナ禍により、事前の相談が必要という方法がスタンダード、標準というふ

うになってきております。しかしワクチンの接種につきましては、どの接種につきましてもワクチンの確保が必要であるということから、コロナ禍にかかわらず、その医療機関に予約を行うことを基本としております。

医療機関におかれましては、感染防止体制をしっかりと講じた環境での診察を行っておりますので、接種機会が制限されるということはないというふうに思っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

急に町長に聞いて申し訳ないんですけども、やはり最高責任者ですのでその辺は認識していただきたいと思ひまして、そういう意味で、環境が私の今の思いと行政側が違うわけなんです。私たちはコロナ禍の1年9か月、2年ぐらい前の話、非常に厳しい状況で果たして容易に定期接種が受けられる環境にあったかというたら、そうではないというように言うている。ですから厚生労働省のほうから、そういう定期接種としても差し支えないというように事務連絡が出ているわけです。

次に、予算の面でもちょっと伺いたいと思ひますけれども、厚生労働省からは、接種期間を延長した場合でも定期接種と認めるとの見解も私は得ているわけでございます。予算の裏づけもあり、先ほどの状況等も勘案して、なぜ対応が取れないのかお聞きしたいと思ひます。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

令和2年からのコロナ禍により、接種機会を逃した方もいるかもしれませんので、町としましては富田林医師会感染症対策委員会の専門医師等のご意見を伺い、今後、接種期間の延長または実施につきましてはどのように対応するか判断してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ということは考えていただけるということですか。

例えば、今こういう質問をしていたわけなんですけれども、20日、昨日のニュースで載っていたんです。平成12年度生まれの女性の二十歳のときの子宮頸がん検診の細胞診異常率が、

平成11年度、積極的な勧奨以前に生まれた女性に比べて上昇しているということが、20日、昨日ですけれども、大阪大学大学院の研究グループの調査で分かったということでございます。つまり、研究グループでは、自治体の子宮頸がん検診の対象となる二十歳を越えた平成12年度生まれの二十歳のときの検診結果を全国24自治体から収集して、子宮の入り口の細胞を顕微鏡で見る細胞診で細胞の異常が見られた割合は5.04%だったが、ワクチン接種世代では、平成11年以前に受けた方については3.94%で、平成12年度生まれの女性は、より異常が確認されるようになったということで、そういうような調査研究結果が昨日ニュースで述べられていたわけです。ということは非常にそういう危険度があるわけなんです。

先ほど言いましたように、国のほうも予算措置もすると。ですから、コロナの影響の中でそういう定期接種が受けられない方については、国としても受けてもいいですよと、定期接種とみなしますよというような通達が行われ、そしてこのような予算措置も使っていいですよ。そして今述べたように、やっぱり打たなかったらリスクがあるわけですね、こういうような研究。ということは、なぜそういうのをしないのかというのが分からないわけでございます。ですから、そういうことは必ずやっていただきたいと。

ただ、先ほど田村部長のほうから、そういう意味では富田林医師会と協議して前へ進めるということで、それはよしと考えますので、ひとつ前向きによろしくお願ひしたいと思えます。

次に、もう一つの流れですけれども、厚生労働省の予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会では、キャッチアップ接種の観点から、接種を差し控えていた人に対し機会の確保が必要との認識で一致とありました。コロナにおけるキャッチアップ接種はどう考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、令和3年11月26日付厚生労働省健康局長発出「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」の通知におきまして、平成25年6月14日から勧告されておりました積極的勧奨を差し控える旨の通知は廃止となり、令和4年4月からは基本的に個別勧奨を実施することとなりました。これにより、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応、これをキャッチアップ接種というんですけれども、その方に対しての対応につきましては現在、国の分科会において対象者

や期間等について議論されているところでございますので、国の決定に基づき対応してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

田村部長、ありがとうございます。

これも昨日ちょっと見ておりましたら、昨日の20日の分科会のほうで、23日の分科会で最終決定するというようなニュースが出ておりました。そういうことで、今おっしゃっていただいたキャッチアップ接種のほうが先行してできたら、私が先ほど望んでおりましたコロナ禍で接種ができない方も包括的に含まれて全ての方が対象になるということで、全て解決するわけなんです。でも、まだそれが出ない場合は、ひとつ先ほど言いました医師会と相談していただいて、よろしくお願ひしたいなと思います。

次の項目に入りたいと思います。

7つ目の項目でございますけれども、予防医学の観点から带状疱疹についての質問をいたしたいと思います。

日本の成人の90%以上が、このウイルスが体内に潜伏していて带状疱疹を発症する可能性があると言われております。また、重度な合併症も引き起こす可能性もあります。带状疱疹とはどういうものか、また、そのメカニズムと予防の方法を併せてお答えいただきたいと思ひます。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

带状疱疹とは、水痘・带状疱疹ウイルスを原因として発症する病気でございます。子供の頃にこのウイルスに初めて感染すると水ぼうそうを発症します。水ぼうそうが治った後もウイルスは脊髄から出る神経節という部位に潜んでおり、ふだんは体の免疫力によりウイルス活動が抑えられ発症することはありませんが、免疫力が低下するとウイルスが再び活動し、増殖し始めます。そして、ウイルスは神経の流れに沿って神経節から皮膚へ移動し、带状に痛みや発疹が出る带状疱疹を発症します。带状疱疹の発症には、加齢、疲労、ストレスなど誰にでも見られる日常的なことにより免疫力が低下し、ウイルスが再活動、増殖することにより発症するものと考えられています。

带状疱疹の予防につきましては、基本的に免疫力の低下によって発症するものですので日頃の体調管理が重要です。食事や睡眠をしっかりと取り、適度な運動やリラックスした時間を持つことでストレスを減らし、免疫力を低下させないことが必要です。また、ワクチン接種による予防もあり、带状疱疹の発症を完全に防ぐものではございませんが、発症しても重症化を抑える効果があるとのことでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。今お答えいただきましたけれども、決して楽観視するような病気ではないということは分かると思います。

带状疱疹は、今お答えいただきましたように50歳代から急激に増加し、80歳までに約3分の1の方が発症するとされているわけでございます。ここにおられる方も他人事ではない、自分にもそういう危険性があるということを認識していただきたいと思います。

その上で、助成について少し調べました。例えば名古屋市におきましては2回接種ワクチンというのがありまして、シングリックスという薬ですけれども、自己負担が1回当たり1万8千円の補助を出しております。1回接種ワクチン、先ほどのは2回打たなければいけなかったんですが、今度は1回でいいわけですけれども、ビケンというワクチンでございます。自己負担4,200円でそのワクチンが打てるというように助成をしておられます。また、文京区におきましては自己負担が4千円、刈谷市におきましては助成額が3千円などと、全額の助成はなかなか難しいかもしれませんけれども、事例のように半額や一部助成は考えられないのか。

私もいろいろ質問して矛盾を自分でも感じるわけなんですけれども、やっぱり若い子供とかいろんな方にはいろんなワクチン接種とか充実しているんです。高齢者の方にはなかなかないので、高齢者のインフルエンザワクチンとか肺炎球菌はちょっとあるんですけれども、でも、高齢者はないかとよく言われますので、そういう意味では、全額ではなくても一部でもそういう助成ができないのかどうか。子供にも優しいですけれども、高齢者にも優しい河南町ということで何とかそういう助成ができないのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

带状疱疹ワクチンにつきましては、令和2年1月から販売が開始され、議員おっしゃられたように50歳以上の成人に2か月間隔で2回接種するとされています。既に带状疱疹ワクチンの承認に伴い、国の専門委員会におきましても費用対効果なども含めて定期接種化に向けて検討されているとのことでございます。

ワクチン接種で防げる病気につきましてはワクチンの活用を考慮していくべきだとは思いますが、やはり副反応などの様々な課題もありますので、任意接種への導入につきましては国や近隣市町村の動向を注視しつつ検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

また検討していただきたいと思います、必ず。これはやっぱり効果的だと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

次の事項に入りたいと思います。

2事項めですけれども、中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策についてでございます。

1項目め、令和元年3月に公表された40歳から60歳のひきこもりの数が約61万人でございます。単純に人口割で計算すれば、河南町でも71の方がおられることになるわけです。都道府県、政令指定都市などは、ひきこもり地域支援センターの設置やひきこもりサポーター養成研修・派遣事業などが行われてきているところでございますけれども、町においてもひきこもりサポート事業のさらなる強化を進めていただきたいと思います。

質問ですけれども、現状と今後の対応についてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

ひきこもりサポート事業は、ひきこもり状態にある方の状況に応じた社会参加に向けた支援を図るため、ひきこもり支援に関する相談窓口の周知やひきこもりの実態把握、ひきこもり状態にある方やその家族が安心して過ごせる居場所づくり、ひきこもりサポーターの派遣などを行う事業です。

議員ご指摘のように、都道府県・政令指定都市にはひきこもり地域支援センターが設置され、大阪府ひきこもり地域支援センターにおいても、第一次相談窓口として本人や家族から

の相談に応じるとともに、後方支援として民間団体や市町村に対するアドバイスや講師派遣などが行われているところです。大阪府ひきこもり地域支援センターと連携を図り、町内でも情報を共有し、また、社会福祉協議会、民生委員、保健所、障害者就業支援センターなどと連携を密にし情報収集・共有を行うなど、実効性のある支援へつなげていきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今、田村部長からお答えいただきましたけれども、要は実態把握がまずできるかどうか、どういう状況であるかということを河南町においてもまずはつかんでいくということが非常に大事ですので、そこに力を入れていただきたいと思います。

そして、次の項目ですけれども、8050問題とは80代の親が50代の子供を支えるということでございます。80代の高齢の親が50代の子供を支えていかなければいけないというような状況でございます。今までは、さらに高齢化し9060問題に進むとも言われております。90代の親が60代の子供を見なければいけないというようになる。そのような主な原因が、先ほどから問題提起しておりますひきこもりである。

そこで、ボランティア活動などの、就労に限らない多様な社会参加の場の確保が重要ではないかと考えます。町の対応について伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

8050問題はひきこもりの長期化が一因です。そして長期化の一因として、一部には家族がひきこもりの事実を認めず、生活保護などの経済的支援はもとより、つながりの支援を受け入れないという背景もございます。

このような背景を踏まえますと、最終的には就労など経済的に自立いただくことも大切ですが、まずは孤立せず、社会的なつながりを持っていただくことも非常に重要であると認識しております。ご指摘の社会参加の場の確保も含めまして、今後さらに研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

どうもありがとうございます。よく、そういうひきこもりやから仕事をしたらいいというように言われますけれども、なかなかその垣根というか段階は非常に大きなものがありまして、そういう方がすぐに仕事に就くことはなかなかできないわけでございます。ですから、地域との関わりとかボランティア活動に少し参加してもらおうとか、そういうことを段階的にやっていただいて、少しでもそういう対応をしていただきたいと思います。

次に、このことも関係しますけれども、今までのようなもう全て仕事したら済むんやというように形で課題解決型の支援だけではなく、断らない相談支援、つまり伴走型支援を併用していくことが重要であると考えます。認識をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

特定の課題解決を目指す課題解決型支援に対して、本人と支援者が継続的につながることを目指すのが伴走型支援です。本町におきましても、支援の両輪として併用が重要であると認識しております。社会的孤立が深刻になる中、つながり続けることを目的とした支援も必要になるものと存じますので、今後、先進例の情報収集など研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

どうもありがとうございます。河南町の実態の数字はちょっと分からないんですけれども、先ほどは全国のあれを人数で割っただけの話なんですけれども、でも、やはり多くの方、数十の方がおられる可能性もあると思いますので、ひとつその対応をまたよろしくお願いたいなと思います。

次の事項に入りたいと思います。交通事故を引き起こさないための対策についての質問でございます。

前回の一般質問では交通安全対策として防犯カメラの設置に関する質問をいたしましたけれども、今回は運転者に関する質問でございます。

最近、高齢ドライバーによる事故が多発しております。よくほかの議員も言われておられました。例えば、前回も例として挙げましたけれども、池袋で90歳の高齢ドライバーが母親



と子供を死亡させたほか9人に重軽傷を負わせた事件、また、70歳のドライバーが練馬区でアクセルとブレーキを踏み間違いコンビニに車を突っ込ませ女性客にけがを負わせた事件、近隣の大阪狭山市におきましては、89歳の高齢ドライバーがスーパーに突っ込み3人が死傷した事件等があります。また、この質問をつくっている後ですけれども、そのほかにもどんどん今そういうような事例が出ております。

内閣府によりますと、70歳以上の運転免許保有者は年々増加し、昭和50年、約13万人であったのが昭和61年には約80万人になって、そして令和元年度には1,195万人に達しております。多くの高齢者の方が免許証を持っておられて運転をされておられるというような状況でございます。

また、警視庁のデータによれば、2010年以降の高齢者による事故の割合は増加しており、2019年には、全体の事故のうち約18%が高齢ドライバーによるものとなっております。先ほどの大阪狭山市の事故の加害者は、過去5年間無事故・無違反で、直近の免許更新にも認知機能に問題はないと判断されておりました。警察では、対応の一つとして運転免許証自主返納の情報発信を行っていますが、なかなか進んでいない状況でございます。

そこで、奈良県では、運転免許証自主返納の支援制度として、タクシー乗車運賃の割引1割、バス乗車運賃の割引として奈良交通のゴールド定期券6か月券を2回に限り無料で配付、全線に1乗車につき大人運賃の半額、その他商品券5千円分を交付など、多くのサービスを提供しております。河南町として運転免許証の自主返納に対するどのような支援があるのか、伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

運転免許返納者への支援策といたしましては、大阪府では、65歳以上で免許返納後5年以内に運転経歴証明書の発行を受けた方に対しまして、サポート企業として登録された大阪府内の店舗において買物の割引や施設利用の割引、またタクシー利用額の割引などの特典を受けることができ、自主返納の促進に努めております。

本町におきましても、大阪府の進めるサポート企業募集の周知はもちろんのこと、町独自の高齢者の運転免許返納者への支援策につきましては、他市町村の支援方策について研究してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

一番初めに言いましたように、ちょっと渡辺部長からのお答えが私の思っていた回答より大分低いので、再質問させてもらいたいと思います。

非常にそういう反応が遅いと思います。直近であったわけですからね。近隣の大阪狭山市の事故もあったわけでございます。町としてスピード感を持って何らかの姿勢を示すことが重要であります。町としてこういう対策をやっているということを示すことが大事なんです。例えば、運転免許証自主返納の方に先ほどから話がありましたように地域通貨のポイント、せっかくそういうシステムをつくったわけですからそこに付与するとか、今現在走っておりますカナちゃんバスややまなみタクシーの回数券を贈呈するとか、町独自のそういう考え方がスピード感を持ってできないのか。今何ができるのかを考え、実行することが非常に大事であると思います。これは森田町長にお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

議員ご指摘のように、大阪狭山市での事故、それから何か立て続けに全国で高齢者のそういう運転の誤操作といいますか、いろいろ原因があるかと思うんですけれども、そういうような事故が多発しているというような状況は認識しております。町として、やはり運転免許証を返納する方々に対してどのようなことができるかというのは、ちょっと内部でも議論しているんですけれども、どういう方法がいいか検討していきたいと思います。

ただ、やはりそれぞれいろんな事情があって返納されるということもありますので、どのようなサービスというか、どのような支援があればいいのか、1回きりの支援がいいのか継続的なものがあるのかという議論もあるので、その点も踏まえて考えていく必要があるというふうに考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

町長の答えは何か一見いいように思うんですけれども、最終的にはまだどうか分からないような、煙に巻かれるような答弁なんです。是非考えていただきたい。我々もそういう年代

に近づいているわけですから、事故を起こす可能性もあるし、また巻き込まれる可能性もあるわけです。そういう中で、やはり自主返納できるような環境をつくるということは非常に大事だと思います。

先ほど大阪府の支援という渡辺部長の話があったんですけども、ちょっと調べてみましたら、河南町域の中でそういうサービスがあるのはコインランドリーの何か半額助成だけなんです。そういう意味で、やはりまだまだそういうサービスのことができるんじゃないか。先ほど言いましたカナちゃんバスの回数券とか、そういうような地域通貨もまた利用していただきたいと思います。

この事項の2項目めですけれども、11月27日の新聞に「高齢者手助け、マイカー送迎」という記事がございました。住民がマイカーで高齢者を送迎するサービスを1回100円で開始と、そのニュースはありました。利用者の男性は、3月に運転免許証を返納し、月8回利用しているということでございます。このサービスがなければ、事故の心配があっても生活のため運転を続けていたと思うと話されておりました。つまり、こういうサービスがあるから自主返納できた。なかったら、やはり移動のためには免許証を返すことができなかったというようにこの男性は述べておられるわけでございます。

隣の太子町では、昨年11月からボランティア団体に軽乗用車を2台無償貸与し、荷物の持ち運びや介護支援なども含め1時間600円で月60回程度送迎が行われていると。

河南町におきましては、社会福祉協議会においてラクチンライフサポート事業として要支援者のみのサービスは行っておりますけれども、幅広く対象者を拡大した運転免許証自主返納へのサポートは行っておりません。

そこで、河南町の場合はこのような運転免許証の自主返納に対する環境整備についてどう考えているのか、また、対策があればお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

運転免許返納者への環境整備といたしまして、先ほども申しましたけれども、今、町独自の高齢者の運転免許返納者への支援策というのは特にございませんが、運転免許返納者に限らず、高齢者の移動支援については今後取組を検討する必要があると考えております。

現在、社会福祉協議会が福祉有償運送の認可を受け要支援者の移動サービスを実施しておりますけれども、対象者を拡大することについて協議などを進めてまいりたいと考えており

ます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今日の渡辺部長はあまりいい答えを出してくれないんですけれども、最後に検討していただきまして、河南町としても環境づくりですね。やっぱり環境が整わなかったら、免許証を自主返納したいと思っても移動する足がなかったら返納できないわけでございますので、そこは是非対応していただきたいと思います。

この前も河南町の地域公共交通会議に出させていただいたんですけれども、もうほぼカナちゃんバスは定着しているというような、そういうご認識でございましたので、そういう意味で、やはり住民の足を確保するという意味で何か対応、環境づくりをひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、4事項めですけれども、老朽化施設の改修について伺いたいと思います。

私が、令和2年9月会議の質問でテニスコートや総合グラウンドのトイレ及びシャワールームの改修を依頼し、そのときは計画的に実施していくとの回答を得ましたけれども、住民の方にその旨もお伝えしております。また、この件につきましては私の質問の前にも、また後にもほかの議員から同趣旨の質問をされておられます。私だけじゃないわけです。ほかの議員からもされておられます。回答では、長寿命化計画を策定し優先順位をつけて計画的に改修を行うというもので、私が1年以上前に質問したのとほぼ同じような回答でございます。

そのような中、住民の方からは一体いつになったらできるのかというように厳しい要望もいただいて、もうじきできますよというように私、答えたんで、でもそれから1年以上たつわけでございます。ほかの議員がされてからもっと数年もたつわけでございます。そしたらいつになったらできるのかというような要望をいただいたわけです。そういうことから私の1年、そしてほかの議員からは数年かかっているわけです。

単刀直入に伺いたいと思いますけれども、町としては我々議員の質問に対してどのような認識で、私だけじゃないわけです。ほかの議員もされているわけです。そしてどのような計画で、いつできるのか、明確に今日はお答えしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

従来からご質問いただいている件でございますけれども、町立体育施設に関しましては、竣工からかなりの年月が経過し、老朽化が進んでいる施設がございます。また、ご指摘の設備につきましても改修が必要なところがあることは十分認識しております。

議員仰せのとおり、今後の施設の改修や更新等を計画的に進めるための体育施設の長寿命化計画、これを現在策定中でございます。改修等が必要な施設、設備につきまして、中長期的な展望も見据え優先順位をつけて計画的に改修等を行っていく予定としてございます。

具体には、詳細設計を令和4年度から着手いたしまして、財政状況等も勘案の上、年次的に今後進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

要は、ちゃんと具体的に補修して、ですから令和4年度にそういうことができるということとで解釈したらいいわけでしょうか。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

現在の予定で、令和4年度からいろんなことに着手いたしますが、まずは詳細設計を進めていくという計画でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

聞きたかったのは、いつできるかと。今、回答いただいたらちょっとそこがぼやけているんです。前は、聞いていたら、令和4年度にそういう詳細設計をして令和5年度にはできるやろうというようなことが若干耳の中に入ったような気がするんですけども、そのところを明確にしなければ困るわけでございますので、私も。ですから、そこはもう少し具体性を持って回答していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

具体的に。

城田副町長。

○副町長（城田国昭）

お答えさせていただきます。

令和4年度から詳細設計を進めていくということは、もう町としまして進めていきたいと。当然、議員方の予算の決議をいただく必要はございますが、していきたいと。その詳細設計の結果を踏まえまして、実際の工事につきましてはどういった例えば国の補助金であるとか、そういったものを獲得してやっていくというのを考えていきますので、確かに何年からというのははっきり申し上げることはできませんけれども、私たちとしては速やかに着手していきたいと考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

質問していないのに副町長のほうからお答えいただいたということを信頼しまして、私一人ではない、多くの議員がそういう希望されておられることを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員の質問が終わりました。

ここで45分まで休憩を取ります。

休 憩（午後2時21分）

~~~~~

再 開（午後2時46分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、高田議員の発言を許します。

高田議員。

○1番（高田伸也）

議席番号1番、会派自民・夢・希望の高田伸也です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行います。

質問事項は、1 事項め、本町の防災対策について、2 事項めはカナちゃんコインについて、3 事項め、本町の空き家対策について、最後、4 事項めは地域公共交通の利用促進についてと、以上4 事項となります。

それでは、1 事項め、本町の防災対策につきまして、1 項目めになりますが、デジタル化が完了した防災無線の運用上の問題点、課題について質問させていただきたいなというふうに思います。

デジタル方式への移行に伴いまして町内37か所の屋外スピーカーが最新のものに更新されたということで、防災行政無線の運用が本格的に11月からスタートしたと聞いておりますが、これで当初計画されていた防災無線の設置は全て完了したということが言えるものなのか、また、運用開始前の放送テスト等についてはどのようにして行われたかということについてお聞きしたいというふうに思います。

さらに、先般の広報にも記載されていましたが、遠くまではっきり聞こえるといううたい文句でしたが、防災スリムスピーカー、この内容につきまして、また、聞き取りやすいという合成音声はこの間明確に機能したのか、その点も併せてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

防災行政無線の整備ですが、全ての事業につきましては11月末に完了いたしました。内容につきましては、デジタル化を進めることで、役場に親局、町内に37か所の子局を設置しました。また、各指定避難所、公共施設や個人住宅など56施設に戸別受信機を設置いたしました。放送が聞きづらいこともあることから、多メディア連携システムを導入し、放送と同時に放送内容を文面でSNS等に配信を行っています。運用前の放送テストにつきましては、子局のスピーカー設置時に親局から疎通テストを行っております。なお、運用開始以降、各地点において放送内容の聞こえ具合などを確認し、親局と子局の音量調整を行っているところでございます。

次に、新たに導入いたしました防災スリムスピーカーにつきましては、直下の音量を抑えつつ広域に放送することが可能で、従来型のホーンスピーカーと比べて出力音圧が優れており、遠達性を兼ね備えています。今回21か所に設置することによりまして、今まで以上に聞きやすくなったと考えています。

次に、音声合成につきましては、テキスト、これは文字列なんですけれども、を入力する

ことによりまして簡単で素早く、そして明瞭に放送することができ、災害時にも正確に放送ができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございます。全てこの事業は完了しているというものの、まだ親局と子局の音量調整を今行っているというところでした。さらに、今お聞きした新たに導入された防災スリムスピーカーですか、これについては非常に聞きやすくなったということもございますけれども、私自身はまだ実感がなくて、本当にこれが聞きやすいのかどうかというのは半信半疑というところでございます。

また、合成音声というんですか、人造的に造った音声だと思うんですけども、これはいつ放送されているのか、実際にされたのかということについても、分かる範囲で結構ですが、後ほどでもお聞きできればなというふうに思っております。

そこで、11月5日の訓練用の緊急地震速報の一斉放送並びに先般の河南町の防災訓練での放送におきまして、住民の皆さんも防災無線については相当意識をいただいたのかなというふうに思っておりますが、実態として、新たな防災無線に関してはどのような住民の声が町のほうに届いているのか、具体的な話がございましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

防災行政無線の放送につきましては、他の拡声器同士の遅延音声や地形、山等への反響を考慮して、声が重ならないように2回に分けて放送しています。11月に実施しました町防災訓練での放送では、緊急時の放送として町内37か所の子局から一斉に放送するテストをした際、遅延音声や地形、山等への反響で少し聞き取りにくい箇所があると聞き及んでいます。

このような課題の対応といたしまして、今回の工事の際に多メディア連携システムを導入いたしました。このシステムを活用し、放送内容を安全・安心メールやLINEの登録者が確認できるようにするとともに、町ホームページのトップ画面にもすぐにアップしております。



なお、先ほどの合成音声ですが、毎日、夕方の17時に放送いたしております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございました。防災無線のこの反響の後といたしますか、実際その訓練の後、住民の皆様から逆に音が非常に小さくなったというような声も耳にしましたし、もごもごとした、言わば籠もるような感じの音が聞こえた。これは、今お聞きすると反響ですか、それによるものかなと思いますけれども、それらの解消に向けまして今後どのような手を考えておられるのか、そのあたりにつきまして改めて確認したいなというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

防災行政無線の放送音量につきましては、声が小さい、音が聞き取りにくいという意見に対しまして、音が大きくてうるさいとのご意見もいただいております。そのような意見をいただいた際には、子局または地域ごとに適正音量を確認し、調整を行っているところでございます。

しかし、屋外スピーカーからの音声による放送のため室内では聞こえづらい場合もあり、皆さんに同じ音量で放送することは難しい面がございますが、住民の皆さんにできるだけ聞き取りやすくなるよう、子局の放送エリアの変更や子局ごとの音量調整を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございました。了解しました。

子局ごとの音量調整を今後行うということをお聞きしましたので、住民の方や私自身も是非その場に立ち会ってみたいというふうに思っております。具体的な日程等がもし分かるようでしたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

それでは、続きまして2項目めになりますが、各避難場所への防災備蓄強化と防災センタ

一化への取組について質問をさせていただきたいというふうに思います。

台風とか災害発生時においてはスピーディーな対応が迫られる。にもかかわらず、都度、職員の皆さんが避難所を開設したり物資をその後に持ち込むということにつきましては、職員の皆さんを危険にさらすことにもつながるだけでなく、結果的にはマンパワーに委ねることになってしまうのではないかなというふうに思っております。町職員につきましても少ない本町においては、少なくともベースとなる各5か所の避難所への事前備蓄、この必要性は明確だと思われませんが、現時点の主要5か所の避難所への防災備蓄の状況及び現時点の防災場所を含めた本町の防災備蓄計画についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

消防用の備蓄品及び資材は、旧保健センターと神山の防災用資材倉庫の2か所で備蓄し、町が集中管理をしております。

備蓄物資ですが、主なものといたしまして食料、毛布、簡易トイレなど11品目を重要物資と位置づけ、町地域防災計画で想定している南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し避難所避難者数を算出し、必要量を備蓄しています。

避難所開設の初動対応用備蓄品といたしましては、毛布などのほかにラジオ、懐中電灯、メガホンといった必要最低限の物資や感染症対策物品（マスク、アルコールスプレー）などを1つのケースに収納し、速やかに初動対応できるようにしています。また、希望する世帯への防災リュックの配布や、今年度実施いたしました「おうちでできる防災訓練」の防災動画、町女性消防団が作成いたしました非常時持ち出し袋チェックリスト等を用いまして、最低限必要とする備蓄品を周知し、個人での備蓄の重要性も啓発しているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございました。しかし、今の内容は単に町の防災備蓄の内容をお聞きしたということになってしまうんですが、私は主要な避難所への防災備蓄の重要性、この点についての見解をお聞きしたかったというものでございますので、改めて再確認をさせていただきます。

そこで、少し古い話になりますが、26年前に発生しました阪神・淡路大震災におきましては、実際に生き埋めになった3万5,000人のうち、自力で脱出、言わば自助で脱出したのが34.9%、救助隊などが助けたいわゆる公助と言われる方々は2.5%、近隣住民など近くの方が助けた、言わば共助と言われる方が62.6%ということが実際だったようです。改めて、地域のコミュニケーションや自主防災組織の重要性、また行政との速やかな連携が不可欠ではないかなと思います、このあたりの見解についてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

また、防災備蓄については、町がどこで何を保有しているか、どこに置いているかということ把握しただけでは不十分というふうに言えるかと思います。住民への備蓄の内容、備蓄場所の周知も非常に大切だというふうに思われますが、この点についての見解もお聞きしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

議員仰せのとおり、大規模な災害が発生した際は行政が行う公助には限りがあることから、一人一人がふだんから災害に備え、自分の身は自分で守る自助や、自主防災組織など地域において互いに助け合う共助が大変重要と考えています。有事の際に町と自主防災組織が連携して対応することが大切であり、自主防災組織などの住民組織、事業所などで構成する組織を立ち上げ、ふだんから町の備蓄物資の状況なども含めて情報共有に努めてまいりたいと考えております。

また、住民の皆様にも町の備蓄物資の状況を知っていただくことが大切かと思えます。町の備蓄物資の状況について、公表の方法等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今、有事を見据えた自主防災組織との情報共有、これは改めてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、先般、現在本町の災害時用の備蓄倉庫の一つである旧保健センターの中を私も拝見いたしました。様々な防災用品が雑然と部屋に押し込められているという状況で、仮置きと

というようなイメージでしたが、屋根自身も垂れ下がっているというようなこともございました、衛生面でも若干問題があるかなというふうに思いました。

そこで、改めて住民への周知と、例えば子供たちの防災教育の観点からも、旧保健センターの防災センター化に向けた改修、それと同時に改めて主要5か所の避難所への防災用品の事前備蓄、それと備品自体も相当かさばるものも多くなってまいりましたので、それを保管する災害備蓄用の保管場所、倉庫になるかも分かりませんが、その確保に真剣に取り組むべきだというふうに思います。いかがでしょうか、本町の見解を最後にお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

旧保健センターにつきましては、現在、防災備蓄倉庫として使用していますほか、本町消防団白木分団詰所及び女性分団の詰所として使用しています。

旧保健センターを防災センター化するという意見もおっしゃられたと思うんですけども、町の防災の拠点につきましては本庁舎であることから、本庁舎での防災機能を充実していくことが必要だというように考えております。

また、旧保健センターにつきましては重要な備蓄物資の保管場所として引き続き活用していきたいと考えておりますが、昭和54年度に建築され、建築から40年以上が経過し、外壁のひび割れや雨漏りといった老朽化が多数見られるため改修が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

センターの改修については是非よろしくお願いします。

なお、防災備蓄品の分散化につきましては政府の指針でもあるはずですので、いま一度、避難所への分散化については検討をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、3項目め、梅川の田久橋付近に設置されている水道管の改修について質問させていただきます。

今年の和歌山県における水道管の崩落によりまして、長期間の広域にわたる断水が続いたことは周知のとおりでございますが、梅川を渡る3本の水道管が増水によって万一破損した

際に想定される被害予想をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町の水道事業につきましては、令和3年4月1日に大阪広域水道企業団と統合しましたので、同企業団が上水道の危機管理体制を含め河南町の水道事業を継承し、運営を行っております。本町の水道事業は一部事務組合で行っているため、今後の水道施設に関わることににつきましては議会にお伝えしなければなりません、今回は大阪広域水道企業団から伺った現状のみお答えさせていただきます。

現在の田久橋の下流側に架かっております水道管は3本あり、企業団の用水供給事業で造った水道水を大宝低区配水池へ送る管として口径30cmの受水管と、大宝低区配水池から白木送水ポンプ場へ送水する口径300mmの配水本管、寺田地区や山城地区をはじめ白木、寛弘寺地区の一部へ配水する口径250mmの配水支管の3本でございます。これらの水道管が破損した場合、大宝地域、石川地域、寺田地区の一部、白木地区の一部、寛弘寺地区の一部が断水となります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございました。今お聞きする限り、町内の相当広域に影響を及ぼすという非常に地域全体のインフラの要となる水道管かなというふうに思われるわけですが、この水道管は田久橋に隣接して渡っておりまして、橋の下と同じぐらいの高さにあるということでありますので、万が一、台風や大雨等の増水時においては流木などが当たって、直径30cmと、大きいのかも分かりませんが、水道管の破損は免れないかなという気がいたします。

これまで全国を見ましても、災害が発生してから、また、大きな事故が起こってから修理や改修に時間を要するという場合をよく目にいたします。そのような災害を未然に防ぐためにも、また水道管の破損を防止すべく、川にかかる部分だけ水道管の位置を上げるというような改修を行えないかなというふうに思っております。川幅自体もそんなに広くはございませんので、簡単な工事で済むような気がいたします。

現状、ご説明いただいたように、本町の水道事業は大阪広域水道企業団に統合されており

ますので、改めて大阪広域水道企業団への申入れを強く要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町といたしましても、ご指摘の水道管につきましては重要だと考えておりますので、議員が言われる趣旨を大阪広域水道企業団のほうにしっかりと伝えてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

是非よろしく願います。

続きまして、4項目めになりますが、災害発生時における青パトの役割について質問させていただきたいと思っております。

台風の接近に伴う避難場所の開設などの情報を、防災無線以外に青色防犯パトロールを活用することによって対応が可能か、また、青色防犯パトロールの放送内容については、緊急時や地域の判断で内容を変更することは可能なのかということについてお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

現在、青色防犯パトロール車両につきましては、各地域の青色防犯パトロール団体に貸与しております。災害時や平時の使い方につきましては、青色防犯パトロール団体と協議を行って検討してまいりたいと考えます。

次に、青色防犯パトロールの放送内容の変更につきましては、現在放送しています内容を原則と考えていますが、各地域での情報発信の手段の一つとして活用していただくことも可能かと考えます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございました。今お聞きすると情報発信の手段として使えるということでありました。当然、子供たちの見守りパトロールという、そういう重要な視点もございますけれども、一方、空き巣とか泥棒を抑制するような防犯パトロールとしての役目は少しずつ終わってきているかなという気がしております。ご協力いただきますボランティアの皆様も高齢化は避けられませんし、若干の疑問を抱きながらも熱心に車両の運行を実施されております。

例えば、防災関連でありますとか台風の情報、災害とも言える今回の新型コロナウイルスワクチンの重要な情報、また地域のイベント等、防災無線をサポートする役割として身近な情報伝達の方法として、改めて町とも連携を図りながら進めてまいりたいと思いますので、是非その際にはご協力のほどよろしく願いいたします。

続きまして、2事項め、カナちゃんコインにつきまして質問をさせていただきます。

これは、先ほどほかの議員の質問にも回答がありましたので若干割愛させていただきますが、現在、町内には1万人余り、全体で67%近い住民の皆さんがアプリかカードを取得したというふうに聞いております。カナちゃんコイン配布の目的からしましても、より多くの皆様に期間中に町内店舗で活用いただくということが重要だというふうに思っております。このまま忘れてしまったり廃棄したり、また利用されない方もいらっしゃるかも知れませんが、そのような方々は放置されてしまうのか。また、新たなサービスであるチャージによるポイント還元ですか、それらを含めまして住民へのさらなる告知、その辺について町の考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

まずは、第1弾といたしまして、町内住民の皆さんに3千円分の電子地域通貨を配布いたしました。次に第2弾といたしまして、今回の補正予算を計上させていただきましたとおり、カナちゃんコイン30%チャージボーナスキャンペーンを実施します。なお、このキャンペーンでございますが、チャージにつきましてはスマホとカードのどちらでも行うことができとなっております。

議員仰せのとおり、多くの住民の皆様にご利用いただくことが重要と考えておりますので、引き続き利用案内をしていくとともに、新たにスタートしますチャージボーナスについまし

て、町広報誌などの情報発信ツールを活用して案内してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。今回の取組は、本来、住民の皆さんや地元の商店の皆さんが大いに喜ばれるという取組であろうかというふうに思っておりますが、実際のところ高齢者の多くの方々からは、アプリという言葉を聞いただけでちょっと嫌悪感があるとか、違和感を抱いてトライすることさえ諦めたという声でありますとか、カードを引換えに役場まで行かせるなら事前にカードを配布してほしかったというような声もございまして、本当にありがたいと思われている方も多々おられますが、一方、その対応に対する不満の声も耳にした次第でございます。

また、今回我々につきましても、カナちゃんコインの給付に対する具体的な内容を聞いた時点から実際の展開まで非常に時間が短くて、提言の余地もほとんどなかったように感じております。今回、様々な諸事情があったということは推察いたしますが、このような状況は今後できる限り回避すべきだというふうに思っております。その対応についても改めて確認をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

電子化を進めることは、利便性や効率性の向上に加え、感染症対策としても機能するものと考えています。事業実施に当たっては、今後の発展性、継続性を視野に入れるとともに、コロナ禍の中で非接触型による手法が感染リスクの軽減につながるもの、住民の生活の支援、町内事業者の支援といったものを満足するシステムを検討するのに相当の時間を要したので、事業実施がこの時期になりました。さらに、住民の皆様にも少しでも長い利用期間を確保することとしたため、説明から実施までの期間が短くなってしまいました。

今後は、事業実施に当たりましては十分な説明と周知の時間を確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。



○1番（高田伸也）

承知しました。是非よろしく申し上げます。

それでは、2項目めになりますが、地域通貨のプラットフォームサービスc h i i c aというサービス導入の目的とその費用について確認したいと思います。

今回のカナちゃんコインの配布に当たりましてはc h i i c aというアプリが導入されておりますが、c h i i c aを導入した理由と目的は何なのか、また、コイン交換額4,500万円以外の費用が多額でかかっているということも先ほど説明がございましたけれども、附帯する費用、多分c h i i c aサービスの利用料とか輸送料等も含めてのことだと思っておりますが、内訳が分かるようでしたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

河南町電子地域通貨カナちゃんコインの運用に当たりましては、株式会社トラストバンクが提供する地域通貨プラットフォームサービスc h i i c aを採用いたしました。このサービスを導入した理由ですが、様々なアプリ決済サービスがある中で、利用する範囲を河南町域に限定することができ、かつデジタルへの誘導も見据えつつカードにも対応できる仕組みであったため、選択したものでございます。

また、今年度における経費の内訳とのご質問ですが、まず、サービス利用料といたしまして12月から3月までの4か月間で約240万円、輸送に係る費用といたしまして730万円、その他、カードの作成やのぼり、チラシ、ポスターなどの販売促進グッズ等で約260万円となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

明細については分かりました。1,200万円程度の費用が発生したということなんですが、今回のカナちゃんコインの利用期間は、基本的には来年の2月20日までと聞いておりました。以後もシステム利用料などのランニングコストが発生する場合、その費用については今回の補正の中で見込まれていたのかということについて、改めて確認させていただきたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

2月20日以降のシステム利用料のご質問だと思うんですけども、先ほど説明しましたように、12月から3月の利用料につきましては当初の予算で計上された分で行っております。ですので、今回の2,500万円につきましてはポイント分だけの計上で補正予算を上げさせていただいております。来年度の令和4年度のランニングコストにつきましては、また令和4年度の当初予算のときに経費等が発生してきますので、説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

結果的に4月以降もまた費用が若干かかってくるというようなことだと思いますが、それなら、やっぱりそれも含めて今回の補正の中に組み込むべきかなというふうにも感じます。

また、今後も含めまして、それだけの費用を投入して継続的に今chiiicaというサービスを活用するというのであれば、どのような展開を今後計画しているのか。先ほど一部説明もございましたけれども、新たにプラスになるような要素がございましたら説明を頂戴したいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

まず、第一弾といたしまして町内の住民さんに3千円分の電子地域通貨を配布いたしました。次に、第二弾といたしまして、今回の補正予算を計上させていただきましたとおり、カナちゃんコイン30%チャージボーナスキャンペーンを実施します。これは先ほども説明しましたが、このボーナスキャンペーンにつきましては、カードもスマホも使えるような状況となっております。

今後につきましては、朝からも、廣谷議員のときにも回答させていただいているんですけども、新たな活用法といたしまして、イベントなどへの参加によってポイントを付与する案とか各種キャンペーンのノベルティーとして付与する案、スタンプラリーのように町内ル

ートを周遊したらポイントを付与する案など、町内だけでなく町外の方に対しても地域への関心を高めてもらう取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

先ほど、ほかの議員から説明がございましたけれども、免許返納に対応するようなポイントサービス等も含めて検討も頂戴したいというふうに思いますが、これらの新しいサービスの告知については、住民にとって本当に分かりやすい説明を改めてお願いしたいというふうに思っております。

それでは、続きまして3事項めに移ります。

本町の空き家対策について、1項目めが本町内における「空き家」の実態確認と、積極的な空き家対策について質問をさせていただきたいというふうに思っております。

総務省の2018年住宅・土地統計調査によりましたら、総住宅戸数6,240万戸のうち849万戸が空き家となっているということでございました。総戸数の13.6%を占めていると、非常に大きな数字かなというふうに思っておりますが、また、年々空き家の戸数は増加傾向にあると聞き及んでおります。

そこで、本町が空き家として認定している件数、できましたら過去10年間の推移及び空き家バンクの利用状況について改めて確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

まず1点目、本町で空き家と認定している件数でございますが、平成28年度に本町全域の空き家の実態調査を実施しておりまして、その際に、空き家と思われる建物258戸の所有者にアンケート調査を行っております。

その結果でございますが、建物所有者から「空き家ではない」との回答があったものが61戸、「空き家である」と回答があったものが39戸、回答がない、配達不能などか158戸でございます。この結果から暫定的な空き家は200戸程度と推測してございます。

また、過去10年間の空き家の推移につきましては、平成28年に調査してから、調査はしておりません。実態調査以降5年間、平成28年8月から令和3年7月までの5年間におきまし

て上水道を閉栓した住宅が82戸あることから、さらに増加しているものと考えています。

次に2点目、空き家バンクの利用状況でございますが、本町では、空き家の所有者と空き家を探している方との橋渡しをする河南町版空き家バンク制度を平成30年9月から実施しております。開始以降、空き家バンクの物件登録は2件にとどまっており、その2件も既に成約している状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございました。空き家の実態数は不明ということですが、今現時点では恐らく町内で300弱ぐらいになっているのかなという気がいたします。

また、これまで2件の成約があった空き家バンクですが、現状、登録はゼロということになっております。ということからしましても、空き家バンク自体も機能していないなという事は明確かなというふうに思っております。

また、平成28年度以降、現状の空き家の調査はしていないということでしたが、実態が分からずして打つ手がないというふうにも思われます。空き家対策についてはなかなか打つ手がないということから、調査には手間も暇もかかりますし費用がかかるということから、拱手傍観しているというふうにも感じております。

本町の美しい河南町環境条例の第16条には、確かに空き家の植木や樹木の管理以外にも適正な維持管理を規定というふうにされておりますけれども、現実的には多くの住民の皆様からも、交通の妨げになっている空き家の樹木の伐採の要請でありますとか放置されたごみの処理など、苦情が寄せられるということが多々ございます。それらの空き家に対する町の具体的なアプローチ及び行政代執行を含めた持家もしくは持ち主がノーアンサーという方に対する対処はどのようにされているのか、そのあたりをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

適正に管理されていない空き家につきましては、その近隣住民や地元区長から町へ通報いただくことが多く見受けられ、その際には、町職員が現場を確認の上、登記事項証明書で所

有者を確認し、適正管理を促す文書を送付しております。宛て所なしで返送された場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法の権限に基づき転出先の調査や相続人の確認を行い、現所有者を確定し、その者に改めて適正管理を促す指導文書を送付しております。回答のない所有者へは、訪問するなどの方法により粘り強く指導を行っている状況でございます。

なお、大宝地区につきましては年2回の空き地の草刈り調査を実施しておりますので、その際に不適切な空き家の確認も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

説明もございましたけれども、空き家対策の推進に関する特別措置法、この法律に準じた形で住民からの苦情に対して粘り強く対応を行っている、指導されているということでもございました。現時点での住民の声が諦めに近いものであるのは誠に残念なところで、といいますのも、何度かアプローチしても対応してもらえないということが非常に多かったという声を耳にします。

これまで、空き家問題に対して最初に直面して制定された条例というのがありまして、2010年の埼玉県所沢市の所沢市空き家等の適正管理に関する条例ということですが、この条例を制定する以前は、担当部署が明確でなかったこと、また所有者への指導に対する法律根拠がネックとなって、行政も打つ手がなかったという状況が続いていたということでもございました。現状、単独で空き家条例があるのは、1,700余りの市町村のうち200以上ということも聞いております。

その後、正式に先ほど申し上げました空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年に制定されましたが、本町におきましてもその法律に則した形で対応しているわけです。実際のところ、なかなか行政も踏み込めない状況にあるという中、本町独自の空き家の適正管理に対する条例、今後も増加する空き家をクローズアップした条例が必要だというふうを考えております。さらに、これらの基準となる空き家の実態調査、把握、追跡は、手間のかかることは十分に分かりますが必要だろうというふうに思っております。

そこで提案でございますけれども、例えば、毎日のように町内をパトロールしていただいている防犯パトロール員の方がいらっしゃいます。巡回して、地域の空き家の実態なども非常に毎日把握されているというところなんです。このようなボランティアの方々に空き家の情報

提供を定期的にお願ひできないか。民間業者との連携もしくは自治会への管理委託を行うなど、地域ぐるみの積極的な空き家対策の検討をお願ひしたいというふうに思っております。

現実、実際に、先進的な事例としましては、山形県の酒田市におきましては自治会による空き家等の見守り活動も実際に展開されて根づいているということでございますので、是非、調査研究を改めて頂戴したいなというふうに思っております。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

空き家の適正管理に関する事務につきましては、これまで空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき行っており、現在のところ、別途空き家にクローズアップした条例の制定は考えてございません。

管理が不十分な空き家への対策につきましては、地元区長や民生委員、地域住民の方々と連携協力はもとより、積極的な空き家対策や有効活用について、議員がご紹介の酒田市の事例等、他市町村の事例を参考に研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

承知しました、ありがとうございます。

今お聞きしますと、本町においても先ほどの法律に則した形で事務対応しているということであって、独自の条例の制定は考えていないというようなことでございましたけれども、事実、全国の市町村の環境や特性、箇所の状況でありますとか町の成り立ちを考えますと、千差万別、まちまちだということですので。今お聞きしました単に法に照らし合わせて対処するというだけではなくて、その市町村の実態に合わせて能動的に取決めとか条例を考えて、それらを実行することが本来の法の趣旨だというふうに私は認識しております。是非、改めて、本格的な事例の研究と同時に、取組についてもお願ひしたいというふうに思っております。

続きまして、最後4事項め、地域公共交通の利用促進について質問させていただきます。

まず1項目め、乗降客が非常に多いカナちゃんバスのバス停及びその前にベンチ・簡易サンシェード等を設置するということにつきまして、その設置に向けた現在の取組の状況及び

概算費用、これは分かればで結構でございますが、また、参考までに東山（大阪芸術大学・サンプラザ前）、万代前で乗降されるお客様の月間の人数等も分かるようでしたらお知らせ願いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

現在の取組状況でございます。万代前のバス停については、簡易サンシェードとベンチの設置について万代と協議を重ねてまいりましたが、バス停を設置している場所が自転車やバイクの進入路も兼ねた場所で緩やかな坂道であることなどから、利用者の安全確保が十分にできないという理由で整備が難しい状況でございます。また、東山のバス停については、引き続き道路管理者や設置場所の近隣土地所有者などと協議を進めてまいりたいと考えておりますが、できれば万代前と同時に進めていきたいと考えております。

また、概算費用については、整備内容が決まっておりませんので、一概に申し上げることは、今回は控えさせていただきたいと思っております。

それから、参考までに乗降客につきましてですけれども、令和3年2月から10月までの実績で申し上げますと、東山（大阪芸術大学・サンプラザ前）につきましては一月当たり462人、万代前につきましては一月当たり542人となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

対応いただいているということで、本当にありがとうございます。状況は分かってまいりました。しかし、利用者の規模も非常に大きくて、補助金の利用・活用も含めまして本件の積極的な推進についても是非期待するものでございます。

今お聞きしたところ、毎月延べ1,000名以上の方々がこの2か所において買物で利用されているということで、大きな紙袋を持って大変な思いでバスに乗降されているというところでございます。高齢者支援の一環として、是非、今後も前向きに粘り強く交渉の継続をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、最後でございますが、カナちゃんバスの新車両への切替えを含めた新たな地域公共交通への取組についてというところで、カナちゃんバス2台の車両としてはもう既に

9年が経過して、それぞれの車両の走行距離は40万km以上になっているということや修理の頻度が非常に高いということは前回の一般質問でお聞きしております。それ以降も、乗客の皆さんからは、カナちゃんバスの利便性、便利であるということやありがたさを口にされる方が大半でございます。電動バスでありますとかオンデマンドシステムの導入に関しても検討する余地はあるのですが、現状のところ、本町の公共交通としましては若干そぐわないというような気もいたしております。当然、車椅子など障がい者の方々に対しても配慮すべきというふうに思っておりますが、まずは高齢者に優しい低床タイプもしくはステップつきのバスなど、安全面を意識した新型バスへの入替えに向けた検討を是非お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

カナちゃんバスの2台につきましては、新規リースから来年の2月で10年目でございますが、今のところ引き続き現車両を利用する予定であります。しかしながら、近年では大変故障も多くなっており、乗客の安全性を考えると車両の入替え時期であると認識しております。現在はどのようなバスに入れ替えるのがよいのか検討中でありまして、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

了解しました。叶うまで何度も質問をしたいというふうに思っていますし、期待しておりますので、是非よろしく願いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

高田議員の質問が終わりました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上で、本日の一般質問1日目の議事日程は終了しました。

一般質問2日目は、明日12月22日午前10時に開きます。



本日はこれもちまして散会とします。

皆様、お疲れさまでございました。

午後 3 時 3 5 分散会





令和3年12月22日(水)

# 令和3年河南町議会12月定例会議会議録

(第 4 号)

河 南 町 議 会



令和3年河南町議会12月定例会議会議録

年 月 日 令和3年12月22日（水）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番	高田	伸也	2番	松本	四郎
3番	河合	英紀	4番	大門	晶子
5番	力武	清	6番	佐々木	希絵
7番	廣谷	武	8番	浅岡	正広
9番	福田	太郎	10番	中川	博

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田	昌吾
副 町 長	城田	国昭
教 育 長	新田	晃之
総合政策部長	辻本	幸司
総務部長	渡辺	慶啓
住民部長	福田	新吾
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田村	夕香
まち創造部長	安井	啓悦
まち創造部理事	日根	直哉
総合政策部秘書企画課長	森口	竜也
総合政策部危機管理室長	木矢	哲也
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	多村	美紀
総務部副理事兼施設整備担当課長	牧野	勉
総務部人事財政課長	後藤	利彦
総務部副理事兼契約検査室長	谷	道広
総務部副理事兼まち創造部副理事	西本	伸二
住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長	辻元	哲夫
住民部副理事兼保険年金課長	大谷	由候

住民部 税務課長  
健康福祉部 高齢障がい福祉課長  
健康福祉部 健康づくり推進課長  
まち創造部 地域整備課長  
まち創造部 副理事兼都市環境課長  
まち創造部 農林商工観光課長併農業委員会事務局長  
(出納室)  
会計管理者兼出納室長  
(教育委員会事務局)  
教・育部長  
教・育部 教育課長  
教・育部 副理事兼こども1ぱん課長  
教・育部 生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長  
教・育部 副理事兼学校給食センター所長

渡辺 恵子  
和田 信一  
中筋 美枝  
藤木 幹史  
大門 晃  
池添 謙司  
岩根 有津佐  
湊 浩  
中海 幹男  
田中 啓之  
森 弘樹  
梅川 茂宏

議会事務局職員出席者

事務局 長  
課長 補佐

木矢 年謙  
門林 純司

会議録署名議員

2番 松本 四郎  
3番 河合 英紀

議事日程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1、及び追加日程

# 令和3年河南町議会12月定例会議

令和3年12月22日（水）午前10時開議

## 議事日程（第4号）

日程第1	一般質問	152
	（個人質問）	
	2番 松本 四郎 議員	152
	3番 河合 英紀 議員	171
	4番 大門 晶子 議員	186
	5番 力武 清 議員	207
追加日程第1	決議案2号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みに関する決議	234
追加日程第2	意見書案第3号 出産育児一時金の増額を求める意見書	236
追加日程第3	意見書案第4号 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書	239

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議、一般質問2日目を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程は、タブレットに送信のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

それでは、個人質問を行います。

本日の質問者は、松本議員、河合議員、大門議員、力武議員、以上の順で発言を許します。

最初に、松本議員の発言を許します。

松本議員。

○2番（松本四郎）

議席番号2番、会派自民・夢・希望、松本四郎です。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に沿って一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

本日の質問事項ですけれども、4点ございます。まず、1点目は新型コロナウイルス感染症関連についてというタイトルでございます。2点目ですけれども、防災関連といたしまして「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく特定農業用ため池の指定についてであります。3点目ですが、活力と夢のあるまちづくりに向けて、町内への移住・定住促進に向けた空き家バンク制度についてというタイトルでございます。最後、4点目でございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律への対応ということで、これから進めさせていただきます。

まず、1番目の質問事項に関する項目でございますけれども、新型コロナウイルスワクチンの接種についてははいよいよ3回目の接種の段階に入ってきております。そこで、本町での



まず1回目、2回目それぞれについて、年齢区分別に、例えば65歳以上、それから16歳から64歳まで、12歳から15歳の3つの区分に基づいて最新の接種状況、その人数と接種状況の中身を聞かせていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

年齢区分別接種状況ですが、12月15日時点では、65歳以上の方は1回目4,733人、接種率は92.6%、2回目4,698人、接種率は91.9%、16歳から64歳の方は、1回目が7,085人で接種率が84.4%、2回目が6,989人で接種率が83.2%、12歳から15歳の方につきましての1回目は380人で接種率が72.8%、2回目が349人で接種率が66.9%、町全体では、1回目が1万2,198人、接種率が86.9%。2回目完了された方が1万2,036人で接種率が85.8%となっています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、田村部長から詳細な説明をいただきまして、よく分かりました。

この数字を見ますと、町全体の接種率85.8%という数字は非常に高い数字です。日本全体で見ますと77.7%です。大阪府全体ではもっと低くて74.1%と、大阪府の接種率は非常に低いというのは言われています。これに比べますと本町は非常に高いと。これは、やはり住民の皆さんの一人一人のワクチン接種に対する関心度の高さが表れていると思います。

そこで、次の2番目の質問に移りたいと思いますが、まず、1回目を接種された方で2回目の接種をされていない方がおられます。これ今、田村部長からの数字をぱっと拾ってみますと、65歳以上の方では35名だけれども、対象者全体を見ますと0.7%ということで、非常に少ない。65歳以上の1回目を受けた人はほとんど接種されたという、非常に高接種率に終わっています。

それから、16歳から64歳の対象者については96名の方がまだ2回目を受けておられない。そして、この96名というのは対象者全体の1.2%に当たります。これも非常に受けておられない方の数字が少ないというふうに考えていいのかなと思います。

それから、最後に12歳から15歳の一番子供さんたちの接種については、若干多いですけれ

ども31名ということでございますが、これは、全体の子供さんの対象者の5.9%、約6%の方がまだ受けておられないというような状況になってはいますが、この方々の今後の接種の対応についてお伺いしたいと思うんです。

まず、1点目ですけれども、1回目接種された方と2回目接種された方では今言いましたように数字に若干の差があります。その理由を教えてくださいということと、そしてまた、町として、まだ2回目を受けておらない方に対して何らかの連絡といいますか通知といいますか、何か出されておられるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

ワクチン接種は強制するものではなく、ご本人に接種するか否かを判断いただくこととなります。1回目の接種に来られた方には会場において2回目の予約のご案内を行っており、接種の意思のある方は2回目も接種されているものと存じます。2回目を打たれていない事情としては、お亡くなりになったり2回目までに転出されたり、若年者、若い方につきましては2回目の接種間隔がまだ到達していないなどの事情が考えられますが、先ほども申し上げましたとおり、接種はご本人の判断になりますので、未接種の方に対して案内等は行っておりませんが、役場窓口において随時相談を受け付けております。

なお、事情で打てなかった方のために、本町では11月の集団接種や金剛病院での接種をご案内するなど、希望者への接種機会の確保に努めております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

2回目の接種者が若干、1回目を打っているにもかかわらず打たれていないという理由は今、田村部長からお聞きいたしました。いろいろとやっぱり個人の理由があります。これはやはり強制するものでもなくて、あくまでもこのワクチンの接種は個人の判断に基づいて行うものであるというのが原則であるということは私もよく理解しております。その理由としても、今、田村部長が説明していただいたいろいろな内容ということでございますので、この件については了解いたしました。

続きまして、このワクチンの接種なんですけれども、2回目を打って大分時間がたってき

ています。それによってやはりワクチンの免疫力が低下するということは一般的に言われています。これは恐らく医学的にもそうだろうと思いますが、免疫力低下との関係上、今もう3回目の接種をする必要があるなということで、世界的にも、もちろん日本もそうです。これを進めていくという政府の方針も出ております。このような状況下、まず2回目未接種者に対していつまでに2回目を打ってくださいますかというような期間を設けて対応していくのか、この辺の町の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

本町では、高齢者は5月から、16歳以上の方は7月から集団接種の機会を設けてまいりました。また、11月以降は金剛病院のご協力で月曜日から土曜日まで接種枠を設けていただき、10月と11月の2度にわたって接種未完了者への接種予約のご案内を行いました。その後、11月の予約受付後は、接種機会が長くあった16歳以上の方については12月末までの接種完了を目指しており、接種を希望される方は期間内に希望者登録を行っていただくよう広報やホームページでお知らせしたところです。

しかし、接種を希望される方には、ご相談いただければできる限り接種いただけるように調整したいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

状況はよく分かりました。今のご説明を聞いたところでは、16歳以上の方は取りあえず12月末を一つの目途といいますか、一つの区切りという形でしておると。そうは言うものの、やっぱり受けたいという人もいらっしゃるかもしれないということで、その後も相談に応じることができる限り接種できるよう調整するとのご説明でございます。これにつきましても行政として最大の努力をしていただけるということで、安心いたしました。

次に進ませていただきます。

次は3回目の接種に関してですけれども、町の取組方針等についてです。まず1つ目としまして、接種対象者への通知方法とスムーズな予約確認体制の整備というのはどのような状況になっているのか、今どのように対応を取ろうとされているのか。1回目の接種の予約混

乱を非常に教訓に私たちもしていますし、行政もされていると思いますが、その辺の取組についてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

3回目接種は、2回目接種から原則8か月以上経過した方が対象となりますので、当該期間の経過に伴い順次接種券等を郵送いたします。郵送対象者の数を踏まえ、概ね1週間から3週間に1度のペースで郵送を予定しております。接種日時につきましても町から指定する予定ですので、予約の手続は不要となります。また、都合により予約を変更される場合でも、今回は役場内にコールセンターを設けるとともに、接種券の送付自体が時期的に分散される上、連絡件数は初回接種よりもかなり限定的になると考えられますので、スムーズに変更の手続を行っていただけるものと存じます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今のお答えで大体私も予想しておりましたけれども、準備としては、かなり1回目の教訓を踏んで、できる限りスムーズな対応と。まさしく今回は2回目の接種された方がおられるわけで、順番にその日程も分かりやすく説明あるいは皆さんに対応できるような通知も出せるということで、安心しております。

ただ、2回目接種から原則8か月以上たってから3回目を接種するという町の方針でございますけれども、今、ご存じのように、またやっかいなオミクロンという種類の感染拡大が出ておまして、これは世界的にアメリカなんかでも大変な数字になっています。1日に何万人というような数字になっておまして、ものすごく感染力があると言われております。ただ、感染力ありますけれども、ワクチンを接種した人については若干抵抗力があるということも一方では言われておりますので、やはり3回目のワクチンを早く打っておいたほうがオミクロン株に対しても対応できるのではないかと私も個人的には思っておまして、その辺のところ、今、国自身もできる限り早期に3回目の接種を前倒し、例えば2回目を打ってから6か月後あるいは7か月後というふうに1か月、2か月の前倒しにしようという考え方もございますが、これもワクチンの確保量いかんによると思います。

この辺について、河南町としまして独自にしっかりとワクチンを確保するという体制を取っていただいていると思いますが、どのような準備、どのような体制で3回目のワクチン接種をしようという方針なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

12月17日付厚生労働省からの事務連絡では、医療従事者、高齢者施設等の入所者、通所サービス事業所の利用者等は2回目接種完了から6か月以上の間隔を置いて、また、その他の高齢者は7か月以上経過した後に追加接種できると示されました。

接種日程につきましては、先ほど議員仰せのように、国からのワクチン供給の状況によりご協力いただく富田林医師会との調整によって決めることになると思われますけれども、ワクチンの供給につきましては、府へ必要量の適宜供給についてというところで町からも要望いたしまして、できるだけ速やかに前倒し接種できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

状況は分かりました。やはりワクチンの量次第で前倒しできるかどうかというところも検討していただけるということを私は期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、ワクチン関係の最後ですけれども、今回の3回目の接種場所と、それから接種場所へのアクセス対応について、やはり高齢者も多いので、その辺のところどのようなアクセス対応、要するに住民に対して非常に簡単に安心してワクチンが打てるような体制づくりをしていただきたいと思いますと思ひますが、その辺についての意見をお聞ひしたいと思ひます。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

3回目の接種場所につきましては、かなんぴあとぷくぷくドームの2か所を予定してあります。

かなんぴあでは、PL錬成会館やすばるホールで接種いただいた65歳以上高齢者の接種や、

9月、10月にかなんぴあで接種した方の3回目接種を行う予定としております。かなんぴあは、カナちゃんバスの発着点ですので、これを無料でご利用いただくとともに、夜間などカナちゃんバスの運行のない時間帯は無料で送迎バスの運行を検討したいと考えています。

また、7月と8月にふくぷくドームで実施した集団接種者については、3回目接種も同様にふくぷくドームで来年5月頃の接種を予定しております。

なお、要介護・要支援の高齢者や障がい者については、ふくぷくドームへの利用も含め、社会福祉協議会のラクチンライフサポートや介護タクシーの無料での利用ができるよう、補助を実施する方向で検討しております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、田村部長から住民が安心して接種できる体制にしっかり取り組んでいくんだという心強いお言葉をいただきましたので、引き続き、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でワクチン関係を終わらせていただひきたいと思ひます。

続きまして2点目、防災関連「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく特定農業用ため池の指定についてというタイトルで質問させていただひたいと思ひますが、まず1つ目、近年、集中豪雨等により全国的にため池の被災、決壊による甚大な被害が発生しているという状況をよくテレビニュース等でも聞いております。そういう状況下、令和元年7月にこれに対する法律が施行されました。そして、都道府県による特定農業用ため池というのが指定されることになりました。そして、その指定ということにつきましては大阪府がすることになりまして、今年の6月、非常に最近です。6月30日に大阪府が特定農業用ため池というのを各府下の市町村を対象として指定をしています。それについて、河南町においてはため池は約50か所ぐらいあると私はずっと古い人から聞き及んでいるんですけども、そのため池について、大阪府が今回指定した特定農業用ため池の具体的な数、それとその所在地を教えていただひきたい。

そしてまた、これは災害に関係することですから防災面の重点事項ということで考えていく必要があると思ひます。災害ハザードマップへの対応についてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

それでは私のほうから、特定農業用ため池の数と位置ということでご答弁させていただきます。

特定農業用ため池とは、農業用ため池の管理及び保全に関する法律、いわゆるため池管理法が令和元年7月1日に施行され、同法第7条の規定により、決壊による水害、その他災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして、政令で定める要件に該当するものを都道府県知事が指定した農業用ため池のことを言います。政令では、決壊により浸水が想定される区域のうち、当該農業用ため池から水平距離が100m未満の区域に住宅等が存する場合などの指定要件が定められております。

本町には、現在のところ48か所のため池があり、令和3年6月30日付で指定された特定農業用ため池は20か所でございます。所在につきましては、石川地域に5か所、白木地域に5か所、中村地域に9か所、河内地域に1か所でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

具体的に、それぞれ石川地区、中地区、それからその他の地区ということで、状況は20か所あるということで、特定農業用ため池、これは分かりました。

そこで、これは次のところですが、もう100m近辺の住民の方に被害が及ぶという前提でもって今回の農業用ため池が指定されているわけですが、これについて、それであれば住民に周知徹底するという意味でも、ハザードマップにやはりしっかりと載せてもらいたいというところで、次にハザードマップについての対応をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

本年3月に作成しました災害ハザードマップにおきましては、特定農業用ため池の記載はございません。ただし、本町では大阪府ため池防災・減災アクションプランで、大阪府が指定されております防災・減災対策を重点的に推進するため池であります町内17か所のため池のうち、下流への影響が大きいため池14か所のため池ハザードマップを平成25年度に作成し

まして、当該地区に対して説明会を行い、ハザードマップを配布いたしております。

なお、このハザードマップにつきましては、町ホームページに掲載しております、住民の皆様にも周知させていただいております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ハザードマップも河南町が今出している災害ハザードマップと、今、辻本部長がおっしゃったように、ため池ハザードマップと、この2つがあるということ。私も今回これを初めて知ったんですけれども。ややこしいなと。それならば、まず、災害ハザードマップ1本に集約することはできないのかなというのが、1つ私が聞きたいと思っているんです。集約できないということであれば、なぜ一本化できないのか、特別に別々なハザードマップを作らなきゃいけないのかということ。

それから、今おっしゃいましたように、ため池ハザードマップは平成25年度に14か所について掲載しているということでございます。今回、大阪府が指定した特定農業用ため池は20か所です。この20か所について、やはり住民に周知徹底しなければ、これはもし何かあったときにおかしいんじゃないかなと思いますし、しっかりとした統一した方針の下で、この辺のハザードマップについて対応していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

まず、災害ハザードマップの中にため池のものが記載されていないのはどういうことかというご質問が1点あったと思うんですけれども、その件につきましては、ため池ハザードマップの内容につきましては非常に細かいような区域になっておりまして、それを現在の災害ハザードマップに記載するには、縮尺の関係とか表示の関係で大変難しいところがございます。それで、各個々にため池のハザードマップを作成しまして、関係する地域等に周知するとともに、ホームページ等で住民の皆さんに周知させていただいているところでございます。

それと、ため池の20か所と17か所、その差はどういうことなのかということがございました。今回、ため池ハザードマップに作成していないため池が3つございますが、その理由につきましては、ため池の深さが浅いとか、もう既にあまり機能していないところもござい



まして、そういうところは省いて、現在危険と指定されています14か所のハザードマップを作成したというところがございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今の質問で、20か所が大阪府が指定したと。河南町では、一番やはり非常に危険だというのが17か所だということですので若干の違いがあるんです。そしたら、大阪府に私たちは17か所がいいんですというようなことも、やはりはっきりと言っておかないと。20か所と大阪府は考えていますけれども、河南町では17か所と。そのようなちぐはぐなことは好ましくないと思いますが、このハザードマップについて、最後質問します。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

ハザードマップの作成につきましては、大阪府と協議いたしまして、その都度、そのときに必要と思われました指定されておりますため池について作成したものでありまして、この3つのため池のことにつきましては、また大阪府とも協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今の件は分かりました。できる限り大阪府と河南町で認識のそごがないように進めていただきたいと思います。

続きまして、今回指定された特定農業用ため池について、今後、やはり維持管理していく必要があると思うんですけれども、これが特定として指定されたことについて、従来と異なった維持管理面があるのか、あるいは従来どおりでいいのか。その辺のことについてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

特定農業用ため池の指定につきましては、大阪府が今回指定した特定農業用ため池について告示しており、管理者または所有者に対して、指定に係る経緯、ため池の名称及び所在地を記載したお知らせを郵送することで周知してございます。

また、そのお知らせ以外にも、ため池管理保全法の概要や管理の手引等を同封しており、引き続き日常点検をはじめ、適正管理に努めていただくようお願いしておるところでございます。

維持管理につきましては、これまでと同様な管理をしていただくような形でお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

分かりました。従来どおりで、特に大きな負荷はかからないというような管理でいいということでございます。

そしたら、この特定を維持管理するについては、府・自治体がやはり定期的に観察とか、特別な指導、要請等があるのかどうかということについて、次にお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

自治体による定期的な観察等でございますが、特定農業用ため池をはじめ、決壊による水害、その他の災害により、その周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるため池の中でも、影響が大きいため池は毎年梅雨前に1回、影響が小さいため池は5年に1回の頻度で、漏水や施設の点検調査を大阪府と町が連携して行うこととなっております。

その調査等におきまして、堤の漏水や土砂の堆積による通水阻害等、ため池の決壊等による水害の発生防止に影響を及ぼすおそれがある場合は、ため池の管理者等に対し、水位低下など必要な措置を講ずるよう大阪府が指導、勧告することになってございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今の状況は分かりました。そういたしますと、具体的に府自治体等から、例えばある池が、これは危ないねということで修理をしないといけないということになった場合、その修理代等につきましては府とか自治体から特別な補助金が出るのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

防災面における補助金等でございますが、令和2年10月に防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が施行され、国においても、令和12年度末までにため池の集中的かつ計画的な防災工事等を行うことを推進してございます。

そのため、現在ため池の堤や取水施設の全面改修に加え、施設の部分的な改修やため池の廃止についても、ため池の規模や受益面積、想定被害等の要件により、様々な国や大阪府の補助金制度を活用することが可能となっております。

今後、ため池の管理者等からそのようなご要望があれば、関係者と十分な協議をした上で、事業化に向けて検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

よく分かりました。府及び自治体としても、やはりこの農業用特定ため池についてはそれなりに管理していくという観点から、資金面においても、いろんな経費面においても補助するという制度があるということは、これは非常に結構なことだと思います。この辺につきましては、関係者の皆さんにもう一度改めて周知していただくということでお願いしておきたいと思います。

そして、このため池の件につきましては最後までございますけれども、これからため池の維持管理をするということについてはかなり労力が要するという事態にもなってきますけれども、ご存じのように、ため池を今まで利用されている方は、やはり基本的には農業を営んでおられる方ですよ、今まで。夏、雨が降らない、でも水が要ると。そういうときにこのため池の水を利用して稲作を作ってきたというような経緯がございまして、これは過去、もう何十年、何百年前からも農業維持のためにやってこられた重要なため池だということではご

ざいます。

ご存じのように、農業従事者がますます高齢化になってきているということを踏まえますと、それと同時にその後継者もなかなかおられないというような状況。これは日本全国の農業経営者の悩みではありますし、日本政府もこの辺について非常にいろいろな政策をやっているところではありますけれども、こういう状況におきまして、このため池を維持管理すること自体が、やはり最近非常に難しくなっているというふうに聞いています。

私も若干親から引き継いだ農地がありまして、ため池の草刈りなんかも行っていますけれども、やはり今草刈りにも来られている方は、男の方がおられなくて、そこの娘さんとか女性が来ているとか、従事する人たちも非常に変わってきていまして、また農地を所有する方も、かなり大阪の町から来られているとか、要するに経営者自身はかなり売却されて、分からない人たちが保有されているというような状況もあったりして、ますますこのため池の維持管理に、将来、非常に支障を来すような時代になりかねないということがもう目の前に来ていますが、このような状況を一応踏まえまして、自治体としましても事前に何らかの対策を考えておられるのでしたら、教えていただきたいなと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

特定農業用ため池に限らず、ため池の管理者等はため池を適正に管理する必要がございます。しかし、ため池の受益者がいないあるいは減少し、これまでのような維持管理が困難な農業用ため池につきましては、大阪府と連携し、今後の利用や他用途への転換に係る意向調査を実施するなど、当該ため池の今後の方向性を探ります。その上で、用途転換が困難なため池につきましては、ため池の廃止を協議することになると考えます。ため池を廃止した場合であっても、その土地に係る草刈り等の維持管理については土地の所有者として必要となります。

なお、特定農業用ため池の廃止に係る工事につきましては、全額補助対象となる国の制度を活用することができます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、安井部長から本件につきましてはいろいろと説明いただきました。今後、ため池は恐らく非常に維持管理が難しくなってくると私も想像しておりまして、48か所、河南町にあるわけですが、なかなかその辺のところの維持管理については、これからも自治体の協力も仰ぎながら、やはりやっていく必要があるかなということをつくづく感じております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、このため池関係を終わりますが、続きまして、3番目のタイトルであります活力と夢のあるまちづくりに向けてということで、町内への移住・定住促進に向けた空き家バンク制度の活用ということについてお聞きしたいと思ひます。

まず最初に、今現在の河南町における空き家バンク制度の活用の実績というのをお聞きしたいと思ひます。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

河南町版空き家バンク制度につきましては、平成30年9月から実施しており、令和元年度に登録された2物件は令和元年度と令和2年度にそれぞれ成約いたしました。

現在、空き家バンク制度の貸手と借手の登録件数でございますが、町内に定住等を目的として、空き家の購入または賃借を希望される方が16名に対しまして、空き家バンク制度を利用して売買または賃貸借したいという貸手の方がなく、現在は登録物件がない状況が続いております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

せっかく空き家バンク制度をつくって、まちづくりに貢献しようという意気込みで非常に頑張っているんですけども、このような状況で実際は貸手がなしと。でも一方では、やはり河南町に住みたいという方もおられて、何か空き家バンクがあればというような方も16名おられると。これはやっぱりしっかりと、行政としてこれに答えるような体制ももっとしっかりやっていく必要あると私は思ひます。せっかく河南町に住みたいという方、また空き家バンクを使いたいという方もおられるわけで、それに対応することはしっかりと検討していただけるように是非お願ひしたいと思ひます。

それに関しまして、じゃ、その制度活用者が増えないというんですか、その貸手の登録者が増えない、いないという理由と、今後の改善策等について、行政としてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

空き家バンク制度の活用者が増えない理由でございますが、平成30年4月に河南町空き家等対策計画を策定した際にアンケート調査を実施しており、空き家バンクに登録したくない理由として、制度がよく分からない、残存家具等の整理に時間がかかる、古い建物であるため貸し出すのは難しいと思うなどのご意見をいただいております。

制度の活用者が増えないことの改善策でございますが、本町では登録物件を増やす方策といたしまして、令和2年度から固定資産税納税通知書に空き家バンクへの登録を促す文書を同封するとともに、令和3年度からは、併せて空き家バンクで成約した場合に、空き家の所有者へ奨励金を交付する制度をお知らせしておりますが、問合せはあるものの、現在までに新たな空き家バンクへの登録はなく、利用が伸びない状況でございます。

大阪府では、府内市町村が空き家対策の推進及び地域再生のため、目的意識の共有化や意見交換ができる場として大阪府空き家対策市町村連絡協議会が設置されており、各区市町村の取組やその他の情報技術助言など、必要な援助が出されておりますので、この協議会での情報や周辺市町村の取組を研究し、登録件数増加に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、安井部長からこの制度の活用者が増えない理由、それから改善策を述べていただきましたが、まず増えない理由については、もうアンケートも取っておられるわけですね。そのアンケートで、今おっしゃったような具体的な内容が出てきています。それをやはりしっかりと突っ込んだ対応をしていくのが、まず一つだと思います。これは、せっかくアンケートを取っているんですから、その結果をそのままにしておくんじゃなくて、それに向けた何らかの改善策を是非実施していただきたいと思います。

それと同時に、今おっしゃいました固定資産税の納税通知書に空き家バンクへの登録を促

す文書を入れてあると。これ、私も現実に見ています。でも、これは見た限りでは、文字がだらだらと、これだけじゃなくていろんなこと書いています。それじゃなかなか空き家バンク、ぱっと見て、貸手がこういう制度があるのかというところには行き着かないと私は思っています。

したがって、やっぱりせっかくそういう文書等をやられるんでしたら、もう少し視覚に訴えるような、河南町はこういうのもありますと、何だかぱっと見て分かるようなものを作ったほうがいいと思うんです。そうすれば、あ、河南町はこんな空き家バンク制度があるのかということに、ぱっととまた見る人も出てくるだろうし、その辺の対策を是非これから進めていっていただいて、せっかくありますこの空き家バンク制度を充実していただけると、いっていただきたいということをお願いしておきます。

それではその次ですけれども、2つ目と3つ目、これは最終的には空き家バンク制度を使って河南町に移住を増やそうという対策としての形で私は書きましたけれども、新規就農者に対する空き家バンク制度の支援策、それからUターン者に対する空き家バンク制度の考え方。これは結論としては同じような質問になりますので、2と3を1つの質問とさせていただきます。行政の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

新たに農業を始めたい方や農業を体験したい方に空き家バンクを紹介することにより、本町への移住・定住の促進につながるものと考えます。

また、Uターンする人も含め、本町に移住・定住をお考えの方への支援として、空き家バンク制度を活用することについても、とても有効であるとは考えておりますが、先ほども申しましたとおり、現在、空き家バンクへの登録物件がない状況が続いていることから、現状では新規就農者やUターン者の空き家バンク制度による支援は困難な状況でございます。空き家バンク制度を充実するためには、まずは空き家バンクへの登録物件を増やすことが必要であると考えております。

他自治体では、物件に存在する動産を廃棄するのに必要な経費や空き家の解消経費の半額を補助する制度などを実施されているところもありますが、財源の確保が難しい面もありますので、まずは空き家バンク登録物件の増加に向け、物件を登録する方々が安心して登録できるように、例えば借りたい方々がどのような物件を求めているか、またどのような利用方

法を求めているかなどといった情報を見える化するとともに、物件を貸す方と借りる方がうまくマッチングできるような方策など、他自治体の先進事例を参考に研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、最後に安井部長がこれからの改善策というのを述べていただきました。私はまさしくそこだと思います。やはり行政が本当にやる気を持って、この空き家バンク制度をやっているという気持ちがあるのかどうか、そこに尽きると思います。中途半端なやり方では絶対これは進みません。今、安井部長がおっしゃったことを是非進めていっていただきたいというのを付け加えておきます。

以上で、この空き家バンク制度を終わらせていただきます。

最後、4番目の項目ですけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律への対応というタイトルでございますが、地球温暖化対策に関する本町の現在の取組状況と、2050年のカーボンニュートラルに向けての取組方針等について考えを聞かせていただきたいと思います。

まず、その第1点としまして、第3次河南町地球温暖化対策実行計画というのがございます。これは平成27年度から令和2年度までに——平成26年度にこれは策定されています。だから、令和2年度ということはもう今年のところで終わっているんですけども、これについては具体的に公表をまだされていませんけれども、まず、このCO<sub>2</sub>削減目標は平成26年度比で6%以上という目標になってはいますが、この達成状況と今後に向けての課題はございますか。お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項では、地方公共団体は京都議定書目標達成計画に即して、当該地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための施策に関する計画を策定することが義務づけられており、本町におきましては、平成27年度から令和2年度の6年間を計画期間とする第3次河南町地球温暖化対策実行計画、事務事業編でございますが、これを策定し、温室効果ガス排出量を6%以上削減することを



目標にしてございます。

ご質問の達成状況でございますが、平成26年度を基準として、令和元年度で10.5%の削減となっております。

今年度に策定する次期計画を検討する中で検証しておりますが、町の二酸化炭素排出量を排出要因別で見ると、電力が最も多く、8割を占めることとなっております。そこをどう取り組んでいくかが今後の課題と考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

この第3次河南町地球温暖化対策実行計画、今おっしゃったのは令和元年度の実績ということで、また令和2年度はこれから検証するというところでございますけれども、10.5%の削減ということでございます。これは非常に結構なことだと思いますが、そもそも当初の6%の目標自身が若干低かったんじゃないかなと、本当に適正であったのかどうかというところについて、ちょっと分かる範囲で教えていただければと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

当初の6%の設定につきましては、これまでの実績とか、そういうことを勘案して第3次のほうで計画を策定したわけですが、第3次を策定するときには、これまでの第1次計画、第2次計画、これまでの実績なり、そういうことを見ながら設定した経緯でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

分かりました。目標はやっぱりできる限り、自らの努力も含めて若干高めにされていくというのがいいかなという気もします。これは別に達成したから、達成していないから、特に河南町自身に対する評価というのはないんだとは思いますが、いい評価が出るような形の、しっかりとした次の計画には達成できるような、かつ若干自ら努力して行うという目

標もやっていただければと考えます。

それではその次ですけれども、本町での温室効果ガス総排出量の80%は電力使用だということで、今安井部長おっしゃいました。確かに電気をたくさん使います。それについて、今後、具体的には一応目標と施設ごとの数字をつくっておられるんですけれども、施設ごとの数字の実績を教えてくださいだと思いますが。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

実行計画の中では施設ごとの目標という数字は掲げてございませんが、町全体としての目標として、6%を削減するという目標を掲げてございます。

平成26年度と令和元年度を比較した施設ごとの状況でございますけれども、学校の統合や施設の用途変更、設備の更新、施設の廃止などがありましたので、単純には比較はできないのですけれども、あえて数値の比較だけをしましたところ、二酸化炭素排出量の増減は庁舎関係で31.5%の減、教育文化施設で28.7%の増、福祉厚生施設で9.8%の減、農業施設で2.4%の減、学校教育施設で1.4%の増、ポンプ場・浄水場で31.4%の減、公園で52.7%の減でございます。

次に、この間の取組状況でございますが、E S C O事業を活用した庁舎設備の省エネ改修、学校・公共施設の照明のLED化や、日常的な取組といたしまして、集中管理による冷暖房機の適切な温度設定、業務に支障のない範囲での消灯など、エネルギーの使用の削減に努めてございます。

このほか、エコドライブによる公用車の適正な使用、ごみの分別によるリサイクルの推進や会議資料の電子化による廃棄物等の発生抑制、環境ラベリング製品などの環境に配慮した物品交流の推進、環境への負荷の少ない建築資材の使用や省エネルギー機器類導入による公共事業による環境配慮等、様々な取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

いろいろと行政のほうでもそれなりに自ら目標を課して温暖化対策としてやっていくということで、これは是非必要だと思います。

また一方で、やはり住民の皆さんも独自に、これからそれなりの各家庭でもいろいろとやっていくということに向けての何らかの指針というんですか、そういうのも出していただければというふうに感じますが、そういうのを踏まえて、最後になりますが、町長にお尋ねしたいと思うんです。

○議長（浅岡正広）

松本議員、すみません。今の質問で3回でした。まとめていただけますか。

○2番（松本四郎）

分かりました。そしたら要望として、これからは是非しっかりと取り組んでいっていただくということで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

松本議員の質問が終わりました。

ここで11時10分まで休憩とします。

休 憩（午前10時59分）

~~~~~

再 開（午前11時10分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、河合議員の発言を許します。

河合議員。

○3番（河合英紀）

議席番号3番、会派自民・夢・希望、河合英紀です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行います。

本日、大きく分けまして4事項を伺わせていただきます。森田町長をはじめ、理事者の皆様には的確な答弁をよろしくお願ひします。

それでは、最初の事項、若い世代が活躍するまちづくりについて質問させていただきます。

高齢社会が進む中で、若い世代が河南町に住みたいと思ってもらえる努力が必要だと考えています。第1項目として、現状の河南町の生産年齢人口の推移を教えてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

生産年齢人口とは、年齢別人口のうち生産活動の中核をなす年齢の人口層を指します。15歳から65歳未満の人口がこれに該当します。

本町における生産年齢人口の推移とのご質問ですが、国勢調査を実施しました平成2年の調査で71.4%でありましたが、人口減少と高齢化の進行により、令和2年の調査の速報値では56.7%となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。今の説明で生産年齢人口が低下しているということが分かりました。

先月の全員協議会で、府の職員からの説明によると、河南町の財政シミュレーションを見たときに、近々財政破綻する可能性があるという説明がありました。シミュレーションの仕方ではそのような考え方ができると捉えており、本当に財政破綻するとは思っていませんが、対策を考える必要はあると思います。

そこで、第2項目の質問です。

町として若い世代を呼び込む、もしくはとどめる活動として、具体的にどのような取組をしているのか教えてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

本町における若い世代を呼び込む具体的な取組ということでございますが、本町では、町外からのUターン及び町内在住者の転出抑制を図ることを目的とする河南町三世帯同居・近居支援補助金や、学生を呼び込み、または若い世代向けの福祉として実施しておりますかなん医療・U-22、町に住んでもらう子育て世帯を呼び込む第2子以降の保育料の無償化など、子育てと教育のまちの実現に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

12月の広報かなんでは、子育て支援のサービスを分かりやすくまとめられた内容でした。町民への広報ももちろん大切ですが、呼び込むためには他市町村から移住したいと思ってもらうことが大切だと思います。そのためには対外的な広報活動が必要であります。

寝屋川市や交野市では、対外的な広報のための活動をされていると新聞で読みました。具体的にどのような取組をされているのか教えてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

寝屋川市におきましては、子育て世代の皆さんに寝屋川市を選んで住んでいただけるよう、誰もが気になる子育て支援施策、教育施策や、寝屋川市での暮らしをイメージしてもらうため、市の様々な魅力を掲載した寝屋川市ガイドブック、寝屋川移住計画を作成されています。

また、交野市におきましても、交野市における子育て支援情報を1冊にまとめて掲載する交野市子育てマップを作成され、情報発信に取り組まれております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

河南町は子育て支援は他市町村には負けないぐらい力を入れてもらっていると思っています。なので、だからこそもっとたくさんの人に河南町を知ってもらう活動に力を入れてもよいと思っています。

そこで、3項目めの質問です。

寝屋川市や交野市の活動から河南町として参考にできる活動や、新たな広報活動として考えることはないのか教えてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

本町におきましても、町における子育て支援情報を掲載しました河南町子育て応援ミニブックの作成や、河南町に暮らしを移住されました方にインタビューを行った記事を掲載した

移住・定住ガイドマップを策定してまいりました。また広報紙におきましても、「子育てが楽しくなるまち」をタイトルに特集記事を掲載したところがございます。

議員仰せのとおり、本町に興味を持っていただくため、本町に移住していただく方を増やすために、町の政策をもっと情報発信していくことが地方活性化の秘訣だと考えております。現在、町では近鉄百貨店と道の駅かなんが毎月第4土曜日に阿倍野の a n d で実施しております「採れたてご当地野菜市 i n a n d」などの場での活用などを行いまして、様々なツールを活用して情報発信をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

広報活動をしてもらうことで、やっぱり対外的な人々に河南町のよさというのを知ってもらうという意味では、町長にももっと情報発信をしていってもらって、町長がまた前に出て河南町のよさをアピールしていってもらえたらなというふうに思っています。

生産年齢人口の低下というところを教えてくださいましたが、河南町にとって主産業である農業も若い世代を呼び込む必要があると思っています。農業に従事されている町民の方々からも後継者問題の相談はたくさん受けます。耕作放棄地の問題も深刻であり、各地区では対策を考えておられているようですが、ところどころで手が入っていない田畑が見受けられます。

そこで、5項目めの質問です。

農業者の後継者問題に対し、町として支援できることはないのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

農業従事者の高齢化や後継ぎがない後継者不足といった問題は全国で起こっている問題であり、特に農業が主要産業である本町においては重要な課題だと認識しております。国の農林業センサスにおける本町の農家数の推移は、平成12年の調査では890戸でありましたが、20年が経過した令和2年の調査では603戸と、約300件減少しております。その要因には、当然後継者不足もあると考えております。

本町の農業は、都市近郊という立地条件はあっても、各農家の所有する農地は1反程度が多数を占めます。そのため、生産性は決して高いものとは言えず、農業だけでは生計を維持することは難しいことも後継者不足の要因の一つではないかと考えてございます。

また、近年、企業等の新規参入者は増加傾向にあるものの、高収益の農業経営を希望するケースが多く、そのため未整備農地では営農効率が悪いいため、参入の大きな支障となっております。

本町といたしましても、そのような問題を解決するため、これまで新たに農業を始めたい方などへの農業学校や地元農業者への紹介、独立・自営の就農を目指す新規就農者に対する早期経営確立等を支援する補助金の確保など、様々な支援を行ってまいりました。また、農地の貸し借りをを行う農地中間管理機構を活用した新たな担い手の確保のほか、圃場整備による大区画化を行い、農業の生産性の向上、営農経費の軽減、農地の集積・集約化を図ることを推進してまいります。

これからもこれまで本町の農家の方々が培ってきたノウハウを次世代へスムーズにバトンタッチできるよう、また、新たな取組に対する支援などについて引き続き研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

農業の後継者問題というのは、河南町が主産業である農業というところ、本当に皆さん困っておられると思いますし、これからどんどん年がたつにつれて、今やっただいている方々もできなくなってくるという問題につながってくると思いますので、是非とも今後も前向きに力を入れていってもらえたらなと思います。

次、道の駅かなんでもこの問題に対しての取組を考えているようです。河南町の南の玄関口であり、多くの方に利用されています。しかし、野菜の仕入れに苦勞しているという声も聞きます。農業従事者を増やして野菜の品数を豊富にしていく努力をされているようです。道の駅かなんの充実は、河南町としてもとても重要な施策だと思います。

そこで、6項目めの質問です。

道の駅かなんの取組で、若者の農業従事者を育成する活動を町として支援できないのか、

教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

平成16年4月に設立いたしました農事組合法人かなんは、道の駅かなんに併設した都市と農村を結ぶ交流ステーションの河南町農村活性化センターにおいて、新鮮な農作物や手作りの加工品を販売しております。

法人からは、設立から20年が経過し、組合員に対しアンケートを実施したところ、その3分の2が70歳以上になっているなどの高齢化、後継者不足が課題となっている結果となったと聞いてございます。

そこで法人において、そのような課題解決のために新規就農者の募集を行い、組合員などの農家で受け入れる仕組みができないかを検討しているということでもございました。町といたしましても、その動きをバックアップしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

道の駅かなんの取組も、本当に深刻な状況の中、いろいろ取組を前向きに頑張ろうとしているので、町としてもバックアップしていってもらえたらなというふうに思っています。

若い世代の移住や河南町からの流出を防ぐ対策、農業従事者の後継者問題と同時に、河南町で起業したいと考える人を増やすことも重要ではないかと思っています。実情では、町のほとんどの土地が市街化調整区域であり、新たな建物や事業を始めることが難しい現状があります。既存の建物で事業を開始したくても、実際に選べる物件もほとんどありません。第2事項の質問として公共施設の有効活用をできないのかを質問させていただきます。

使われていない公共施設は、正式には普通財産と呼ぶということなので普通財産と言わせていただきますが、住民の方からすれば分かりにくいので、使用頻度の低い普通財産公共施設と今回は言わせていただきます。

1項目めの質問として、現在利用されていない普通財産公共施設、もしくは限定的な利用をされている普通財産公共施設を教えてください。



○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

現在利用されていない普通財産、もしくは限定的な利用をしている施設というご質問でございますが、主な施設といたしまして、旧かなんこども園、旧白木小学校、旧庁舎別館、旧中央保育園などがございます。これらの施設につきましては、現在普通財産として管理しておりますが、一部地域の団体等が利用しているものもございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

今挙げてもらった施設というところは、ほかの議員さんからも昨日もあったように、何かしら有効活用をしたらどうかという提案が多々出ていると思います。なので、有効に活用し切れていない普通財産の公共施設があることが本当に分かりました。

2項目めの質問です。

今挙げていただいた施設の現状は、具体的にどのような利用がされているのかを教えてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

旧かなんこども園につきましては、大宝地区自主防災組織における備蓄品等の保管場所として、一部ですけれども利用されております。

旧白木小学校につきましては、校庭を白木地域のふれあいの場として利用されております。

旧庁舎別館につきましては、選挙における投票所として利用している状況にあります。

なお、旧中央保育園につきましては、現在、利用していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。有効に活用し切れていない普通財産があることが分かりました。

3項目めの質問です。

これらの施設を工夫することで活用することはできないのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

工夫することで活用できないのかというご質問でございますが、旧白木小学校につきましては、町立白木小学校跡地活用ワークショップで跡地利用に係る事業案を取りまとめたところでございます。

現在、ワークショップの提案を受けていますが、法的な課題も多く、府などと協議をしているところでございます。

旧庁舎周辺につきましては、役割を終えた公共施設跡地の整備を進めることにより、地域公共交通により町北部と南部を連結する拠点としての性質を生かし、生活サービス機能の集約、確保、町内外との交通ネットワークの連結拠点として整備を図ることとしています。

そのほか未利用となっています施設について、社会や地域のニーズに対応した有効活用を図っていくことが重要と考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

今の答弁の中で、未利用になっている施設については、社会や地域のニーズに対応した有効活用を図っていくことが重要と考えてくれているということなのですが、そこで4項目めの質問をさせていただきます。

活用されていない普通財産を貸しオフィスや商業施設として、これから起業を目指す人たちに企業支援として貸すことはできないのか教えてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

貸しオフィスにするなどの活用ということですが、実施に当たりましては、乗り越

えるべき様々な法規制や手続があると認識しております。

先ほどもお答えしましたとおり、社会や地域のニーズに対応した有効活用を図っていくことが重要でありますので、幅広い範囲での活用について、これからも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

様々な課題があつて、やりたくてもできない現状があるというのはよく理解しているんですが、そこを諦めずに、これからも何かしらのきっかけでできるようになるときが来たら、すぐに動けるような準備をしていただけたらなというふうに思っています。

それでは、次、3事項目のキャッシュレスの活用について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染による新しい生活様式の考え方が広まりました。現金のやり取りをしなくてもよいということで、感染予防につながるという意味でも普及するようになっていきます。河南町でもカナちゃんコインでのキャッシュレス決済が進められています。支払いにおけるキャッシュレス化は、支払う側にとっては手持ちの現金がなくても支払いができ、面倒な小銭のやり取りが不要になります。そして受け取る側にとってもレジ時間の短縮、現金管理からの解放、消費動向のデータ収集など、様々な利点があり、民間ではキャッシュレス化が当たり前になっています。

そこで1項目めの質問ですが、昨日、ほかの議員から同じ質問がありましたので省略させてもらいます。そこでの答弁で、これからもいろんなポイントを付与するということをお願いいただいていますので、是非ともそのところをしっかりと進めていってもらえたらと思います。

続けて2項目めの質問です。

カナちゃんバスややまなみタクシー、福祉有償運送の利用料をカナちゃんコインで支払いができるようにできないのか教えてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

河南町電子地域通貨カナちゃんコインは、新型コロナウイルス感染症に伴う住民への生活

支援及び町内事業所への経済支援として実施するものでございます。

また、電子地域通貨の導入により、政府が掲げる新しい生活様式の実践例における電子決済の利用及び貨幣・紙幣の受渡しを伴わないキャッシュレス決済を推進することにより、感染リスクの低減につながるものとして実施するもので、町内の加盟店で使える地域通貨として、12月1日から開始しました。

町が事業主となるカナちゃんバスややまなみタクシーは公共交通機関であって、交通系のキャッシュレスサービスのほうが利用者の利便性向上につながると考えておりますので、カナちゃんコインとの連携につきましては現時点において計画しておりません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

今、交通系のキャッシュレスサービスのほうが利用者の利便上、向上につながるからカナちゃんコインは計画していませんということは、予定にはないんですけれども、交通系のキャッシュレスサービスの導入は考えているんですか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

将来的には導入を検討していきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

じゃ、次の3項目めの質問です。

住民税や保険料などがP a y P a yで支払うことができます。ここにカナちゃんコインでの支払いをできるようにならないかを教えてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

住民税や保険料につきましては、納付書に印刷されているコンビニ収納用バーコードを利

用して、コンビニエンスストアでの納付に加え、令和2年4月よりアプリ決済サービスが利用できるようになっております。

カナちゃんコインでの納付ではできないのかというご質問ですが、現在の税等の収納システムの中では利用していただくことは困難であります、カナちゃんコインのさらなる普及に向け、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

なかなかそういうところ、カナちゃんコインの使い方というのは、多分いろんな課題があると思うんです。

それでは、ふだん河南町を走ってくれている金剛バスがあると思うんですが、町民の移動手段である金剛バスもキャッシュレスになれば非常に便利になると考えています。金剛バスでのカナちゃんコインでの決済、それは多分難しいんでしょうけれども、もしくは、せめてその他のサービスでもよいのでキャッシュレス化できるように要望することはできないのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

金剛バスでのカナちゃんコインの使用については検討しておりませんが、ほかのサービスによるキャッシュレス化のほうについては、現在金剛バスのほうで検討はされております。近畿運輸局の情報によりますと、バスや電車などの移動手段においてキャッシュレス化を導入していないのは金剛バスのみとなっております、府内全てがスムーズに移動できるように、近畿運輸局の指導を受け、金剛バスのキャッシュレス化を検討されることとなりました。

導入費用につきましては、金剛バスが国の補助金の交付を受けることができた場合に、国の補助金以外の導入費用の一部を金剛バスの沿線自治体で補助することについて、現在協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。金剛バスのキャッシュレス化が進められているということなので、うれしく思っています。

今回、そのカナちゃんコインのキャッシュレスのことを質問させてもらった思いとしては、今は国からのお金があるから、そういうふうなポイントというものがつけられるという状況なんです。これが補助がなくなったときに、本当にこのカナちゃんコインというシステムが一過性のものになってしまうのではないかというふうに危惧しております。そのためにも、そういうときが来たときに何かしら有効活用できるものにしておいてほしいという思いもありますし、河南町のいろんな事業者の方の経済対策として本当に喜んでおられる施策でありますので、今後のことも踏まえて考えていってもらえたらなというふうに思っております。

それでは、4事項めの質問をさせていただきます。

財政シミュレーションによると、扶助費が大きくなって財政破綻の可能性があるという説明がありました。扶助費は住民サービスには必要不可欠であり、サービスの充実に力を入れていくべきだと考えています。そのためには適正なサービスの提供が必要であると常々私は訴えています。今回は地域支援事業について伺わせていただきます。

1項目めとして、新型コロナウイルス感染症の蔓延のために地域のいきいき百歳体操の活動が自粛されたり、家からの外出も控えざるを得ない時期が長期間続きました。活動が制限されると、高齢者の方は筋力低下や意欲の低下などが心配されます。介護保険を申請される方が増えているのではないかと思います。要支援者数の推移を教えてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

要支援者数の数なんですけれども、それぞれ9月末現在の要支援認定者数でございますが、令和2年度の要支援認定者数は260人、内訳は要支援1が141人、要支援2が119人。令和3年度の要支援認定者数は286人内訳は要支援1が166人、要支援2が120人となっており、増加している状況です。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。予想どおり、やっぱり軽い要支援1の認定される方がプラス25人と、増えている状況ということが分かりました。

活動を制限されると、高齢者は身体能力の低下が起こります。これは早急に対策をする必要があると思います。この問題に対して、町としてどうしていくのかを考えるのが第8期河南町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画であり、町独自の取組を考えられるのが地域支援事業だと思います。

2項目めとして、地域支援事業とはどのような事業なのか教えてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

地域支援事業とは、要支援・要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスや、要介護状態になった場合でも可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。

地域支援事業は大きく、要支援者や一般高齢者に対する介護予防・日常生活支援総合事業、地域における包括的なマネジメント機能としての包括的支援事業、市町村の判断により行われる任意事業の3つからなります。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

昨年度、第8期河南町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画が策定され、この計画に基づき説明のあった地域支援事業ですが、初年度に当たる現在の進捗状況を教えてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

今年度も新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出の影響を受け、地域での事業を一部控えていたものがあります。特に任意事業である介護サービス相談員派遣事業は、相談員が施設に赴き、入所者の声や相談を聞く大切な事業ではありますが、施設の感染対策上、相談員の受入れが難しい状況が続いております。

また、介護予防・日常生活支援総合事業のいきいき百歳体操や口腔機能向上のためのかみ

かみ体操については、秋以降再開される地域の動きに合わせて、理学療法士や作業療法士等による技術指導やフォローアップ支援も再開しております。

なお、計画に挙げています地域支援事業の主な項目の進捗ですけれども、総合事業の訪問型サービスはほぼ計画どおりの進捗ですが、訪問型サービスCの利用者数が、延べ16か月の計画に対し、11月末現在で6か月で若干低くなっております。通所サービスは、大半を占める現行型サービスの利用が77人の見込みに対し91人の実績となっております。また、通所サービスBは2団体の計画に対し、立ち上げは1団体でありますけれども、数団体と調整を進めているところでございます。

次に、認知症の取組では、SOSネットワークへの新規登録者6人の計画に対して、現在2人という状況であります。また、認知症カフェにつきましては、社会福祉協議会などと連携して実現に向けて検討を進めている状況でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

今年度の進捗状況を教えてもらった上で、4項目めの質問として、今年度の状況を踏まえて地域支援事業の課題と改善点を教えてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

介護予防・日常生活支援総合事業では、介護予防の取組のほか、要支援者等の多様な生活ニーズに対して提供する緩和型などの多様なサービス類型が示されています。

本町では、昨年度までに乗降介助の移動支援サービス、訪問型サービスDや、専門職の短期集中訪問により体力改善などの予防に取り組む訪問型サービスCを実施してまいりましたが、ボランティア等住民主体による事業の通所型サービスBは着手の段階、専門職による短期集中の通所型サービスCは未実施で、今後、これらの推進を図る必要があります。

また、認知症施策についても、認知症の経過と地域の関わりや地域資源をまとめた認知症ケアパスの作成など、順次取組を進めていますが、集いの場としての認知症カフェの実現などの課題に取り組んでいく必要があります。

○議長（浅岡正広）



河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。問題点と課題のほう、よく分かりました。

それを踏まえて、河南町として今後どのような方向性でいくのか教えてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

今後の方向性ですが、先ほどのご質問の際に述べました課題について、その実現を図っていくことが必要と考えております。

通所型サービスBにつきましては、いきいき百歳体操の活動の継続・充実を図るため働きかけを行っており、今年度1地区で活動が始動し、幾つかの地区で実現に向けた相談を進めているところですが、引き続きサービスの展開に努めてまいります。

また、通所型サービスCは短期集中的に運動機能などを鍛え、自立生活の継続を図る取組ですが、現在、どのような実施方法や内容がよいか、先進事例の把握や専門団体の助言などを得て検討を行っているところです。

認知症施策につきましても、認知症カフェの実現に向けて引き続き検討を進めるほか、徘徊による危険やリスクを低減する徘徊SOSのQRコードのさらなる普及や、損害賠償保険の制度設計などを行ってまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。本当に田村部長は、今年度、コロナウイルスの予防接種等いろいろ忙しい中で、この地域支援事業についてもできる範囲で進めていってくれているということがよく分かりました。

毎回毎回、私、この一般質問で、地域支援事業とかのこのこのところに力を入れてほしいという話をさせてもらうんですが、これはひとえに、毎回授業参観のようにうちの母親が来ていますけれども、今回も、やっぱり私の親世代が元気でおってもらえる河南町にしたいという思いでここに立っているということもあって、じゃ、元気な高齢者というのは何が一番したいのかというと、やっぱり行きたいときに行きたいところへ行きたいというところがとても重要であり、やっぱり元気がなくなってから何とかしようとしたってなかなか難しいんで

すよね。そういう意味では、本当に予防の事業というのはとても重要な施策になってくると  
思いますので、大変な状況ではありますが、これからもこれを進めていってもらえたらなと  
いう思いを伝えておきます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

河合議員の質問が終わりました。

ここで午後1時まで休憩とします。

休 憩（午前11時46分）

~~~~~

再 開（午後 1時00分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、大門議員の発言を許します。

大門議員。

○4番（大門晶子）

議席番号4番、自民・夢・希望会派の大門晶子です。通告書に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は3事項で、6項目の事柄についてお聞きします。理事者の皆様方のご答弁、  
どうぞよろしく願いいたします。

では、1項めの質問をさせていただきます。

最近、京都市の財政破綻危機の記事を目にし、不安を感じたこともあって、議員勉強会で  
受けた説明内容を基に質問させていただきます。

大阪府の職員さんからレクチャーを受けた後、内閣府のホームページを閲覧し、「地方財  
政の課題」に目を通したのでありますが、財政力の弱い地方公共団体は広域化を行い、行財  
政基盤の強化を目指すべき。国と地方の役割分担を踏まえ、国庫補助負担金の整理合理化、  
地方交付税の在り方の見直し云々など、地方財政改革を実施する検討が平成13年頃からなさ  
れていたことが分かりました。

勉強会での府職員の指摘で記憶に残ったのは、緊張感を持って議論し予算編成すべきとい  
うことと、財政調整基金が枯渇することが問題ではなく、どうやって対処していくかが大事  
という言葉であります。地方交付税は財政面の不均衡を是正する制度だとしても、国の見直

しに左右され、現状を維持されるかは不透明。今後も注意深く見ていく必要があること、そして府が示したシミュレーションはあながち間違っていないと言われたことも正直驚きました。勉強会での問題提起は基金の取崩しが進めば予算が組めなくなるということ、そういうふうな事態が発生することを示唆されたものなののでしょうか。

説明には地方債は触れられていなかったのですが、本町の令和3年度の地方債残高は98億5,362万円となる予定であります。地方債は年度を超える自治体の借金なので、返済が求められる金額がこれだけあるということでもあります。本町では近畿財務局による診断結果の概要も公表され、そこには普通会計の財政に与える影響に留意する必要性が書かれていました。

以上のことから、本町の財政状況を楽観視していいのか、今後公共施設の老朽化対策などの課題もある中で、交付税頼みの財政運営に持続可能性はあるのか、子供たちの未来に希望が持てるのかということが気がかりであります。

まずは、このことについて本町の職員はどのように受け止められたのか、ご見解をお示しいただきたいと思えます。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

10月27日に開催されました全員協議会で大阪府市町村課の職員が説明されました件についてでございますが、人口減少、高齢化が進んでいく中で、税収の減少や社会保障関係経費の増加に伴いまして、市町村の財政運営はより厳しくなるということと、そのための対策として、組織力の強化や行財政改革のほか、近隣市町村との広域連携を検討すべきであるということ認識をしております。

また、財政シミュレーションについては、個別の団体のもろもろの要因は考慮せず、令和元年度の決算をベースに現在の状況が今後も継続すればという前提の下の試算であり、不確定要素も多分に含まれていることから、将来に向かっては相当の幅を持って見る必要がある数値であると認識しております。

しかしながら、その試算では近い将来に財政調整基金が枯渇する可能性があるとの内容でありましたので、町といたしましても、そうならないための取組を進めていく必要があると再認識をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

今、職員さんのご見解をお示しいただいたのでありますが、お示しのシミュレーションについては将来に向かって相当の幅を持って見る必要がある数値というところのくだりが、どう臨機応変に融通が利くように対応されるのか、ここは私は今の答弁では想像できないのであります。

私は、なぜ大阪府の職員さんが議会に説明に来るのか、ここが実は不思議でならなかったのであります。本町では、経営責任を果たすために必要な情報を議会もしくは住民等と共有ができておらず、経営者としての意識を持ってもらうために、あえてこの状況を議会に説明に来たと想定するなら、これでいいのかということです。そう考えると、余計に次世代の負担に対して無頓着ではいけないのであります。

町のホームページには、直近の令和元年度の財政状況も公表されています。これによると、本町の財政力指数の推移は府内町村よりも低く、将来負担比率は府内町村よりも高い比率となっており、普通交付税に過度に依存しない財政運営の必要性が記載されています。子育て支援に絞ってみても、ハード面の投資からソフト面まで万難を排して投資をしているのでありますが、次から次へと要望が上がってくることを考えれば、将来負担比率が高かろうが、そこには意識は向いていないのであります。そうすると現有世代だけが恩恵を受け、次の世代の子供たちや孫世代に借金を背負わせて平気なのかということでもあります。

私もこの府の説明を聞くまでは本町の状況に危機感を感じてはいませんでしたし、批判されることを承知で言えば、この状況を私たちが共有していないのは行政側の説明が不足しているのか、あるいは説明はしていても伝わっていない、財政状況を公表していても現状は分かっていないと感じることでもあります。

もろもろの課題に対して要求は増すばかりであります。今までと同様の住民サービスを提供し、充実を図っていくには、どのような答えを導き出すのでしょうか。現状はますます厳しくなる方向で、直面している課題については、最低でも向こう3年ぐらいの中長期見通しなどを住民に示す必要があるだろうと考えています。現状では、私は何が厳しいのか不透明感を感じるのでありますが、これについて行政のお考えをお示しく下さい。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

広く財政状況の公表に関してでございますけれども、まず広報紙で4月に当初予算の内容を、それから10月に前年度の決算の概要と併せまして、経常収支比率や実質公債費比率などの財政指標の状況及び基金や町債残高の過去5年間の推移等を公表させていただいております。また12月には予算の上半期の執行状況を公表させていただいているところです。

さらに、町のホームページでは住民の方に町の財政状況をご理解いただけるよう、決算の状況と主要な財政指標の推移を、分かりやすい資料を用いて公表をさせていただいているところでもあります。

中長期的な財政の見通しに関しては、現在のところ住民の方にお示しするには至っておりませんが、町の財政状況を理解していただくための工夫につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

実は何が厳しいのか、不透明なのか、そこのところのお考えもお示しいただきたかったのですが、確かに広報紙でも、ホームページにも情報は公開してくださっています。でも、それはどの自治体も同じ手法を用いています。

京都市を事例に上げましたが、本町の場合は現状では毎年それなりに予算が組んでいます。しんどいけれども収支バランスは取れています。それならこのままの状況でいいのかなというふうに思うのでありますが、町の財政状況を理解していただくための工夫をしていただけるというご答弁のようでありますので、今、職員さんが取り組んでくださっている財政の課題について住民に知ってもらうこと、住民さんも一緒に考えてもらうためには大切じゃないかというふうに思いますので、次の項目では財政の見える化について伺います。

議会では住民の声を代弁し、最適化を求める傾向があることは事実で、その調整のために職員さんたちが日々奔走してくださっている実績があります。私たち住民は自分たちの暮らしが優先、目先のことが大事と考えるのは当たり前のことで、それが住民目線ということでもあります。

ですが、新たな要望をそれぞれの課ごとに判断し、事業化するのだとしたら、税の配分という観点からはそれはいかなものかというふうにも思うのであります。議会答弁に基づき予算要求をするのであれば、行政組織としては住民全体の公平性が求められること、住民全

体の奉仕者としての使命を担う公務としては偏りのないバランス感覚を持つべきで、それを調整するのは、財政課なのか担当課なのか私には分かりませんが、公務員の役割としてはそうすることが責務であろうと思います。

決算特別委員会でも要望いただきましたが、公僕に当たる公務員としては、個別の計画は山ほどある中で、全ての住民の声に応えるためにきちっとした財政計画に沿った形で社会課題の解決を図り、中長期的な視点で財政運営に当たっていただきたいのであります。新規事業は将来的な財政負担は押さえておかないと、開始したら簡単に廃止できるものでもなく、財政運営に及ぼす影響も兼ねて検討をする必要があるとも思っています。

私たち議員の提案は住民の皆様方のお困り事の解消に向けて代弁するのでありますが、一面だけで必要性を判断してしまうと包括的、総合的に判断することができなくなります。そのために慎重に見極め、庁内で検討してくださっているのでありましようが、では、財政の見える化をするための手法についてどのようにお考えなのかお伺いしておきます。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

議員の皆様や住民の方からいただきました要望等への対応につきましては、予算を伴うものに関しましては、最終的にその年度の予算という形で表れてくるわけでございますが、その編成過程から言いますと、政策的な事業についてはまちづくり計画に即して庁内会議で協議させていただき、その重要度や優先度、財政面への影響等を総合的に考慮した上で実施の可否を決定させていただいております。また、政策の立案、決定に際しましては、町全体の施策体系のバランスを考慮し、住民の皆様が公平に受益を受けることができるよう配慮しているところでございます。

財政の見える化という点につきましては、形式的なことにはなりますけれども、当該年度に実施する施策につきましては当初予算という形で、また、実施した施策の状況、効果、財産という状況のところにつきましては各年度の決算でお示しをさせていただいております。

また、住民の方には、さきに答弁させていただいたとおり、広報紙やホームページを通じて周知させていただいているところでございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

ご答弁では、住民の皆様が公平に受益を受けることができるように配慮しているというふうなお答えがありました。

そもそも、地方自治体の財政状況の厳しさは今に始まったことではありません。住民からはサービスの現状維持が望まれ、他方、ニーズの多様化により拡充や新たな政策課題の解決のための取組も求められています。

使えるお金には限りがあり、やりたいことの全てを実現できない以上、施策事業に優先順位をつけ、スクラップできる事業は見直すべきだとこれまでも要望してきましたが、やめるという決断は非常に難しいようであります。事業見直しができないことは、財政を語る上では多くの問題を抱え込んでしまう原因となっているようにも思われます。職員定数に限りがあるなら、民間でできることは民間のノウハウで、そして少ない経費で効率的に事業ができるように精査し、見込まれる収入の範囲に支出を抑えていくしかありません。人口減少やコロナ禍で財政運営が厳しくなる状況ではなおさらで、将来の住民に負担を押しつけるとするなら、そのような借入金を可能な限り避ける必要があります。

府が示された現状脱却の手法は広域連携、市町村合併も選択肢としては外すべきではないなど、合併も踏まえた議論を進める指摘がある中で、合併は本町にとっても有効な手段なのか、このことについても慎重に考える必要があると思っています。住民のニーズを一層迅速、柔軟に反映させる町運営が求められる時代にあって、より身近な自治体である町がその役割を担うには、将来を見据えて安定した政策が行える力を温存しておくことが必要であります。

では、本町の財政運営計画はそのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

ちょっと暫時休憩します。

休 憩（午後1時17分）

~~~~~

再 開（午後1時23分）

○議長（浅岡正広）

そしたら、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

本町の財政運営計画でございますが、粗い試算ではありますけれども、毎年度4月に今後

10年間にわたる財政見通しは立てております。令和3年4月に作成いたしました財政運営計画では、今後基金残高が減少し、厳しい状況になることが予測されます。

今後も、これまで同様に予算編成の段階で将来における影響を考慮するとともに、歳入予算の見通しを立て、各事業への取組を判断する必要があると考えております。

また、予算執行の段階でも適切な執行に努め、無駄な支出を行わないように徹底し、財政規律を維持することで持続可能な財政運営が行えると考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

財政運営計画についてお示しいただいたのでありますが、地方財政を取り巻く環境も不透明という状況にあって、常に先を見つめながら財政運営を行ってくださっているということがご答弁から分かりました。

それを踏まえるなら、現在の自分たちへの行政サービスのために、将来の住民が納める税金を先食いすることは決して許されないのであります。そうであるなら、限られた財源の中で政策選択する場合、納税者であり行政サービスを受取る住民の理解なくしては実現できないということでもあります。この状況から脱皮を図るには、財政的な課題をまずは住民の皆様方と共有し、理解を求める努力をし、住民との対話の場を通して国、府の知見を拡散していくしかないだろうと私は思います。

これまでも水道の広域化を行い、水道料金、くみ取り料金改正などを改正して着手しているのでありますが、その意図が伝わっているかといえば、住民の皆様方にはそれが伝わっていないのではないのでしょうか。

人口減少と高齢化社会という既に起こっている未来で目前に迫る苦渋の選択が避けられないという現実を見据えれば、この状況を乗り越えるために住民の皆様と意思疎通を行うことが求められ、延期となっているタウンミーティングを森田町長の任期の中間のタイミングで開催すべきだというふうに思うのですが、これについては昨日町長も見解を示されています。

ただ議会、住民、行政が課題を共有しておかないと、いきなり揭示しても住民はついてこられないという府の指摘もありましたように、コロナ禍ですぐの開催が難しいというのであれば、本町の財政状況や会計年度独立の原則についても分かりやすい言葉で現状を伝える手法を考えてください。何らかの形で理解を求め、その上で今後どのように取り組むのか、そ



れは一方通行の手法では伝わらず、私は対話が必要だろうというふうに思います。

ここで、住民に理解を求める手法について行政のお考えを伺っておきます。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

タウンミーティングは町政に関する情報を住民の皆さんと共有し、住民と町長が直接語り合う対話の場と考えております。

本町を取り巻く様々な環境の変化や課題に適切に対応し、より住みやすく、より魅力ある河南町を実現するため、住民、事業者、議会、行政の協働によってまちづくりを推進していく必要があります。協働のまちづくりを推進していくためにも、タウンミーティングは重要な対話の場として認識しております。

昨年は新型コロナウイルス感染症予防の観点から実施できませんでしたが、今後の感染症の動向を踏まえ、実施に向けて計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

タウンミーティングについては、感染の今後の動向を見据えて計画していただけるようでありますのでうれしいと思っています。

引き続き厳しい財政運営も強いられる中で、全ての職員さんが問題意識を共有し、職員一丸となって取り組んでいただくことが何より重要になってくるだろうというふうに思います。地方財政も総額が減少を続けていく一方で、義務的経費の増加など、財政構造の硬直化が進行していることなども分かってもらい、住民の皆様方と共有できれば住民の皆様方も理解を示してくださるだろうというふうに思います。

ところで、かなんまちづくり基本条例の目的には、「住民、議会及び町が手を取り合い、人々が住みよいと思う町を実現する」と規定しています。森田町長は既に小さなコンパクトな行政を目指すとの方向性を住民に示されているのでありますが、その意図するものは何なのか。財政的な効果の側面やライフスタイルに与える影響なども含めて、この事項の総括として町長のお考えをお伺いしておきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

財政問題についていろいろご質問いただき、あと、町の在り方について今後どう考えていくべきかということだと思っておりますけれども、財政問題については府から示された内容を、やはり1つの試算ですので、中身については重く受け止めて、その対応といたしますか、どうなっていくのかというのは見極める必要があると思います。もう少し中身について分析もする必要があるのであるというふうに考えています。

ただ、市町村というんですか、単一会計をしている関係上、理解していただくのはなかなか難しい点がいっぱいあると思っております。入ってくるお金と出ていくお金をバランスよく見るというのが原則なんですけれども、それ以外に、一般家庭でいうと貯金に当たります基金、これがどういうふうになっていくのか、それと先ほども出ましたけれども借入金というのはどうなっていくのか、これをすごく別々に考えているというのが市町村の財政かなというふうには思っています、それをマッチングというんですか、うまく連携するような形の説明をすれば、やはり今どういう状況で進んでいるのか。ただ、いろんなところでもありますけれども、一般家庭でもそうですけれども、やはりある程度の貯蓄、蓄えを持ってその上で事業をします。それはお家を建てるときでもそうですけれども、やはり枯渇するところまでは考えないで、ある程度のところでというところでの判断がありますので、そういうところがなかなか見えにくいというのは私も実感しています。そういう点がうまく説明できれば少しは分かるのかなというふうな形を思っていますので、そういう点に力を入れて少し検討して、財政の見える化というんですか、事業の見える化というんですか、まちづくりの見える化というのをやはり進めていくべきだというふうに思っています。

先ほど総政部長のほうからも答弁ありましたように、タウンミーティングはやりたいというふうには思っています。その中で、やはり対話をするときには身近な問題から皆さん方は入っていただけだと思うので、その身近な問題とこういう長期的な財政の問題、そういうような点も含めて懇談できればというふうには思っています。その中で将来の町政の在り方、どういうふうな形がいいのか。府のほうからの説明でもやはり広域連携とか、そういうようなものは、今後ある事務にはあるかなと。全体として合併という話もあるのかなという話はあったんですけれども、こういうことがやはり住民さんのプラスになるというんですか、そちらのほうがプラスになるという形であれば、当然ながら行政としてそういう方向で進むという形にはなるんですけれども、その辺も踏まえて、やはり住民さんと同じような目線で考

えるというような形で対話を進めていきたいというふうに思っています。

ですので、大阪府の指摘もありますように町全体の事業計画の見える化、それから財政計画の見える化というものに努めて、皆さん方にお示しできたらというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

町長の見解をお聞きしました。

では、次の質問に移ります。

1事項と関連するのでありますが、2事項めの質問は本町における繰出金の実態と、それに関係する問題点についてお尋ねいたします。

1項目めの質問であります。

地方公共団体の活動範囲は実に広範で複雑多岐になってきた上に、常に増大の傾向を示しつつ今日に至っています。定例会議ごとに提案される要望を事業化するに当たっては、検討課題という答弁になってくるのでありますが、おのおの議員は現状では問題ありということと課題提起しています。改めて言うまでもなく、地方自治体が行っている全ての事業は住民全体の福祉の充実向上を図る目的のために必要な事業が行われているのであります。

これらの課題解決を図るには財源が必要であります、その財源を生み出すために今回提案したいのは、伸び悩む地方税とは裏腹に増大する行政需要に対応する自治体が、一般会計から特別会計、企業会計への多額の繰出金などを出していること、この増大をいかに調整するのかであります、ルール化された規定があるのか、その理由を問うてみたいのであります。

その前提となる一般会計の決算額における町税総額の決算額と特別会計、企業会計への繰出金などの合計決算額はここ5年ぐらいどのように推移していて、その総額は一般会計の何%ぐらいを占めているのかお示してください。

加えて、下水道事業特別会計については令和元年に公営企業会計に移行されたと思いますので、移行する前と移行後に見えてきた課題、これもお示しいただければと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

まず、一般会計決算額における町税の決算額の過去5年間の推移についてでございますけれども、平成28年度が町税決算額16億3,035万3千円、平成29年度が15億7,295万5千円、平成30年度が15億4,740万2千円、令和元年度が15億2,109万7千円、令和2年度が15億1,188万6千円であります。

次に、国保、介護、後期高齢者、下水道及び水道事業会計への繰出金の決算額と一般会計歳出決算額に占める割合でございますが、平成28年度の繰り出し合計が6億1,459万7千円で11.3%、平成29年度が6億2,491万2千円で10.6%、平成30年度が6億3,534万3千円で10.4%、令和元年度が6億5,847万1千円で10.2%、令和2年度が6億6,519万7千円で8.6%であります。

また、下水道事業会計につきましては、公営企業会計に移行したことによりまして収益的収支、資本的収支を分類し経理していることから、事業継続に必要な課題は見えてきたと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

今お示しくございましたように、町税については年々減っていく傾向があり、それに比べて繰出金の決算額は年々増えていくというのが現状であります。この繰出金などの増大はその分だけ一般会計で行われる事業財源の縮小を意味し、一般会計で計画した事業が財源縮小のため長期化または必要とされる行政サービスの充実などに影響を及ぼしていると思っております。そう仮定すると、住民全体の受益の公平性という観点から見た場合、この状況は好ましいとは言えないと考えています。

一般会計で行われている事業は、地方公共団体において住民サービスの提供をはじめとする行政運営の基本的な経費を計上している会計で、原則的には法を根拠に賦課徴収した税や国、府の補助金、地方交付税などで賄われています。それに比べて特別会計や企業会計に類するものは、一般会計と区別して経理する必要があり、相互扶助の考え方にに基づき、一定の受益者負担の下に独立採算制で運営される点で、そもそも考え方が異なると理解しています。

このことから、特別会計などにおいても必要なら収入の増加を図るとともに、収入未済額については依然として多額であることから、その縮減に鋭意努めてほしいのであります。

特別会計、企業会計においてもさらなる経費節減に努め、一般会計からの繰入れは必要最

小限にとどめるように求めるものでありますが、理事者のご見解をお示しいただきたいと思  
います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

地方自治法第209条第2項におきまして、「特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業  
を行う場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理  
する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。」と規定されておしま  
して、本町では国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を設  
置しております。なお、これらの事業につきましては、各個別の法律においても特別会計を設  
けなければならないとされております。

また、地方公営企業法の規定によりまして、公営企業として条例で下水道事業を設置し、  
令和元年度から法の全部を適用して事業運営を行っています。なお、水道事業につきま  
しては同じく地方公営企業法に基づき設置しておりましたが、本年4月から大阪広域水道企業  
団に経営統合したところであり、令和3年度からは同水道企業団への負担金として処理する  
ところであります。

これらはその経理を明らかにするため、一般会計とは区別して特別会計を設けていま  
すので、基本的にはその特定の歳入で歳出を賄うことが原則となるものと考えておしま  
す。しかし、各所管法やこれに基づいた繰出金に関する国からの通知に基づき、一般会  
計からの繰り出しで賄う部分が定められておりますので、この部分につきましては、当  
然一般会計から所要の額を繰り出しております。

また、各特別会計におきましても、一般会計と同様に事務経費等につきましては必要  
最小限に抑制しており、繰出金の縮減には努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

負担区分の範囲を超える繰り出しを行っていくことは経営上からも決してプラスにな  
らないことであり、もしこのような繰り出しが継続されているとしたら、行政サービスの  
不公平という観点からも問題を発生させることになるかと私は考えています。

そこで、この項目の最後にお伺いするのでありますが、一般会計からの繰り出しはルール化されているのか。例えば事務費や町独自の施策的なもの——低所得者の軽減など——も繰り入れられているのでありますが、ほかにも企業会計の赤字分を一般会計で埋めているとしたら、これは一線を引く意味がなくなってしまう。

では、なぜ一般会計からこれらの費用を繰入れしているのか、地方公営企業法第17条の2に該当するのであれば、どの部分をもって負担できるのか、その根拠を分かりやすくお示しください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計につきましては、それぞれの法律及び国から発出されております繰出金に関する通知文に基づき、その基準内での繰り出しに努めています。一方で下水道事業につきましては、同じく国から発出されております地方公営企業の繰出金に関する通知文に基づく、いわゆる基準内の繰り出し以上に繰り出しをしているのが実情でございます。

下水道事業につきましては、昭和63年度から公共下水道事業の整備を開始し、今日に至っておりますが、整備に当たっては多額の投資を行ってきております。国の補助金、地方債を借入して整備してきたわけでございますけれども、まだその元利償還金の償還が続いておりますことなどから、下水道使用料のみでは下水道事業会計全体を賄い切れないのが実情でありますので、政策的判断から下水道事業会計へは補助を行っている状況であります。令和元年度から地方公営企業法の全部を適用したところであり、先ほどの答弁から、下水道使用料の見直しといった採算性の向上にも取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

ご答弁にありますように、政策的判断から下水道事業会計への補助を行っているという状況であります。

先ほど下水道事業会計の推移も伺ったのでありますが、本町において、現在、下水道事業会計に対しての繰出金の支出は下水道総務費、建設費、管理費、公債費等に相当し、これらの収支差引きの不足額を一般会計から繰り出す方式で補填されていると解しています。

下水道の普及率を高めるために多額の投資をして、その財源については国庫補助金と起債を充当するなど事業を進めてこられたのでありますが、不足分は一般会計からの繰出金で賄われています。下水道事業の起債残高は約31億7千万円ということでありましたが、元利償還のほとんどが繰入れで償還しているのです。

では、下水道の利用者が徐々に減っていく中で、今後、繰出金の増大を防ぐ手だてについて何か計画しておられるのか、理事者のお考えをお伺いしておきます。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

下水道事業につきましては、事業の対価である使用料で経費を賄う必要があることから、本町では令和元年度より公営企業会計を適用しております。

公共下水道の整備は、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的として、河南町では昭和63年度から実施し、下水道事業計画区域の面整備は概ね完了となり、普及率は令和2年度末で93.9%となっております。

今後は既存下水管の更新事業を進めていく必要がありますが、その事業計画の立案に当たっても精査していく必要がございます。下水道事業の収益運営に当たっては、収入の大部分を占める下水道使用料が平成6年の供用開始から消費税の内税外税を除けば改定しておらず、府内町村では最も安価となっていることから、適正化を進める必要がございます。

現在は一般会計の繰入金で運営しておりますが、今後は昨年度に策定いたしました経営戦略に沿って下水道事業の適正な運営に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

本町の下水道事業は、現在公営企業会計へと移行しているのですが、これは平成27年1月27日付の総務省（自治財務局）の通知を受け、企業会計となったものだと思うのですが、では企業会計に移行した目的は何なのか、お伺いします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

公営企業会計を適用した目的は、経営状況、資産等の状況の正確な把握をすること、把握した数値を基に類似団体等との比較を通して課題を発見し、対策を検討することで、下水道事業の経営基盤の強化や財政マネジメントを向上させることを目的といたします。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

移行した目的をお伺いしたのでありますが、移行はゴールではなく経営改革のスタートラインだと考えられるならば、下水道事業は今後どのような事業運営を目指していかれるのか、この項目の最後にお伺いしておきます。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

下水道事業は水環境の保全、浸水被害の防除のほか、住民生活に欠かすことのできない重要なライフラインとなっており、持続的、安定的に下水道サービスを提供していく必要がございます。しかしながら、今後到来する人口減少による使用料収入の減や今後の老朽施設の更新など、下水道事業を取り巻く環境は一層厳しくなっていくことが予想されます。

今後におきましては、昨年度に策定いたしました経営戦略を踏まえ、持続可能で安定した事業経営を目指して、これまで以上に経営の効率化、健全化に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

では、次の事項に移ります。

3事項めは高齢者問題、特に家族介護についてお尋ねいたします。

本町の高齢者保健福祉計画及び介護保険計画は2025年問題を見据えた計画だそうでありま  
す。私は介護問題に特化し勉強をし続けているのでありますが、その中での指摘は、保険サ  
ービスのメニューは豊富になったが、介護給付費の抑制や自己負担の増加により利用したい  
サービスが利用できないという指摘があることであります。



本町も同様で、施設サービスが減り、居宅介護が増えている状況から見えてくる課題があり、この問題を今回は取り上げます。なぜなら、介護保険制度の理念である介護の社会化は一向に進まず、介護問題の社会化が浮き彫りになり、介護者への負担が増えているからであります。家族が介護を引き受け、優先せざるを得ない状況は昔も今も変わらないのでありますが、昔と違うところはいろんな社会状況の変化もあり、人々の暮らし方、生活が変化してきたことが新たな介護問題となっています。

本町の介護保険制度の利用状況を見ても、家族による介護が多いということですが、要介護者の日常生活を家族が支えている実情があるのでありますが、この状況がいつまで持ちこたえられるのかという点で危機感があるのであります。介護サービスの利用が可能になり、介護者の負担が軽減したことは確かですが、制度を充実させるだけでは解消できないこともあるというのは、私がこの年齢に達したからこそ分かることで、私の様々な経験からもつくづく感じるものであります。

このような状況を行政としてはどのようにお考えなのか、介護者の視点から見えてきた現状をどのように捉えておられるのか、まずお伺いしておきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

介護保険制度は個々の必要に応じて公的な介護サービスが提供される制度となっておりますが、家族で介護されている方には相当のご負担があるのが実情であると認識しています。また、家族介護者の方は担当のケアマネジャーに相談されるケースが多く、相談窓口が分からない、身近な話を聞いてほしいというような声があるとお聞きしております。

そのため、今後の家族介護者の支援としまして、身近な相談窓口である地域包括支援センターのご利用について広報を行うとともに、介護者家族の会など関係団体のご要望があれば出前相談にお伺いしたり、住民主体のいきいき百歳体操活動の場などにおける出前相談体制などを検討してまいります。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

私が住民さんからこのご相談を受けたのは令和元年11月のことであります。介護者が倒れたとき介護が立ち行かなくなるというご相談を受け、それ以来、介護者の声の掘り起こし

を始めました。高齢化が進む本町で、家族介護支援の強化は待ったなしの課題であるということが分かりました。

高齢者介護は家族、主に女性に依存しており、介護に係る社会的コストの半分以上を実は家族が担っていると言っても過言ではありません。身近に増え続けている介護離職も本人や家族の経済的基盤を脆弱にするだけではなく、社会的にも大きな損失となっています。これを放置するとどんな社会になるのか、どんな将来が待っているのか考えてみてほしいのであります。

介護サービスを利用しながら介護する生活は今や一般化しています。しかし、介護保険制度が始まった頃とは想定外の介護者の姿が浮き彫りになっています。同居で介護をするのが難しい家族や遠距離の通いや単身赴任の家庭も珍しくありません。子供世代は子育てしながら親の介護も担っていて、少子化ゆえの多重介護負担が大きくなっています。働きながらの介護者はワーキングケアラーと言われ、最近浮き彫りになってきたのがヤングケアラー問題であります。我々の年代が抱える問題は、介護者も通院しながらの老老介護や認認介護であります。どの年代においても逃げ場もなく、戸惑う姿ばかりがクローズアップされているのであります。これは現代の社会構造が誘因となって起きている問題だとするならば、行政としても介護問題の問い直しが必要だろうというふうに思うのであります。

では、介護事業を実施するに当たり、理事者が受け止めている本町の介護者の姿はどのような状況なのか、計画策定の基本となったアンケートだけでは分からない個別の事情はどういった方法で拾い上げ、計画に盛り込まれたのかお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

本町が受け止めている介護者の姿としましては、介護保険サービスや高齢福祉サービスを利用しながら家事や介護を両立させている方が多いと思われます。しかし、窓口相談などで家族が身体的、精神的な介護負担を多大に抱えているときは、ケアマネジャーと連携して、介護保険の短期入所生活介護のショートステイや病院の地域連携室と連携して家族を息抜きさせるためのレスパイト入院などで、家族の介護負担を軽減する対応をしています。

第8期介護保険事業計画の策定に当たっては、本人や家族が介護保険認定申請時に窓口で家族の介護状況を聞き取る時やケアマネジャーから個別事案を聞き取る時、そして地域包括支援センターが要支援者や相談者宅に直接訪問するときなど、介護者の状況を聞き取る

よう努めております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

個別の事情をどのように吸い上げておられるのかお聞きしたかったのでありますが、実は私が知っている地獄だったという言葉、このような言葉を吐く介護者がいらっしやることを誰が受け止めてくださっているのかということです。確かにご努力いただいておりますことは否定いたしません、無理をしている介護者が抱えているしんどさにも向き合ってほしいという思いがあって、今回質問させていただいています。

大切なのはお困り具合を行政が把握できているということ、ここが大事だと思うのであります。マスコミ報道で目にする介護殺人や介護放棄、虐待など、これは別の世界の話ではなく、本町でも介護が辛い状況でも他人に頼れず、自分を追い詰め、様々な問題を抱え込んでしまっている現実があります。家族の介護は連続体で、実はいいときもあるのではあります、よき介護者も反転することが多く、その結果思い余って手が出たとか、ささいなことで口争いが絶えない日常は、やがて怒りの介護と化しているのであります。

その日々の繰り返す行為にこそ、介護する人への支援の根拠があると私は考えています。ところが、介護者支援のニーズがあること、その必要性についての理解が現状では乏しいというふうに感じています。介護支援の強化拡充で解決、軽減される課題も確かにありますが、介護者の立場からいえば、そればかりではないということを理解してほしいのであります。

加えて、介護メニュー利用も在宅中心が多いという本町の実情は、家族依存の状態が続いているということで、さらに言えば介護と関係がない人はこの問題に意識が向かうはずもなく、無機質、無関係で課題が棚上げ状態になってしまっているのであります。それゆえ、介護者支援の枠組みを用意するという政策を行政課題に組み入れることで、介護の負担から生じる諸問題の解決を図っていただきたいのであります。

介護のある暮らしを標準的なものに、介護が疎まれ、おとしめられるのではなく、社会に必要不可欠な生活の営みとして認知され、肯定される社会の構築を望むものであります、これに対してのご見解をお示しください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

公的介護は社会保険で運用される仕組みとなっており、直接保険料をご負担いただくことで、より抵抗感なくサービスを利用しやすい、必要なサービスを必要に応じて選択していただけるという、介護の必要性や利用について理解が得られやすい仕組みであると認識しております。

一方で、在宅介護の利用が多く、家族のご負担もある中、介護についての理解をされていない方がいるなどのご指摘をいただいておりますが、本町としましても介護は必要不可欠な社会制度であり、肯定されるべきものであると認識しております。

今後とも、制度についての周知や相談による悩みの軽減などに取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

確かに公的介護は必要不可欠な制度であります。私もこの制度導入に当たっては、当時からも、今も引き続きその必要性を、充実を訴えてまいりましたので、制度の周知は引き続き図っていただきたいというふうに思います。その上で、介護者が置かれた境遇を想像し、そこに思いをはせることができたとしたら、やがて訪れる高齢期に備えることができる、私たちの生活に介護のある暮らしをどう位置づかせていくのかというビジョンを共有できることを願って、今回問題提起させていただいています。

本町では、子育てにおいては保護者が体調を崩したときなどは、ぼけっとルームの一時預かり保育が利用でき、施策が充実していると感じています。介護でもレスパイト入院制度があり、地域包括支援センターで相談を受けているのでありますが、そもそもこの制度は対象者が限定されていますので、介護者が倒れたとき、実は気軽に利用できないのであります。そのようなこともあって、公的介護保障の視点からも介護者（ケアラー）支援制度を構築する必要があると考えています。

このことを踏まえて、最後の項目に移ります。

次は、ケアラー条例制定の動きについてのお考えを伺います。

埼玉県など、先進的自治体において介護者支援条例制定の動きがあるのはご承知のことと思うのでありますが、埼玉県ケアラー支援条例は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な権利を営むことをうたっていることが特徴であります。また、ヤングケアラ

一の社会的関心の高まりとともに、介護者を権利主体とする介護者支援法、介護者基本法の立法提言を望む声もあり、制定に向けて国への働きかけの動きも活発化しているようであります。法整備することで介護者に対する社会の受け止め方を変えることにつながり、政策として語られることで、介護者、要介護者双方の尊厳を守ることができると学びました。

そこでお伺いいたします。人権擁護都市宣言を掲げる本町であります。人権の観点から見た場合、このような動きがあることをどのように見ておられるのか、お示してください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

河南町人権擁護都市宣言においても、「住民一人ひとりが、自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が尊重される社会を築いていかなければならない。」と示しています。議員ご指摘のように、介護者、要介護者や高齢者の人権が尊重されなければならず、現在、地域包括支援センターにおいては相談を受け、権利擁護に対する支援を行っています。

今後、相談支援のみではなく、人権を考える講演会等においても介護者等に視点を置くよう取り組んでまいります。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

私は、ケアの担い手である介護者を1人の人間として行政が支える。人権としての位置づけとしても見える化を図ってほしいというふうに願っています。個人の生活の中でケアの位置づけを考え、介護と社会活動の両立を図る。ケア責任による社会的不利益の払拭に努め、介護を担う人の社会的脆弱性に配慮するまちづくりを行ってほしいという思いも込めまして、最後の質問。北海道の栗山町の事例を紹介させていただきます。

この町は社会福祉協議会が中核となり、ケアラー支援でまちづくりを推進してきた町で、令和3年4月に栗山町ケアラー支援条例を制定しています。栗山町のケアラー支援の5つの視点は、発見、理解、共生、尊重、支えあい、この5点であります。ほかにも総社市、名張市、備前町でもケアラー支援の推進に関する条例を制定し、同様の取組が行われています。

このように、地区福祉の担い手である社協と連携していく上でも、町がまずは基本の考え方や姿勢を示し、住民全体で共有してほしいと思うのでありますが、それについてのお考えをお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

ケアラー条例を制定される事例についてご教示いただき、またケアラー条例を制定されている先進的な自治体があることが理解できました。これらの自治体の条例などについて、今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

まずは調査から始めるなど、小さな積み重ねが大きな目標を達成することにつながると私は思っています。だから参考に栗山町の視点をご紹介させていただきました。まずはこの問題に取り組んでほしい。そうすることで介護者、要介護者の理解につながります。理解を示すことで町を変えることができる、私はそう信じています。

本町では、地区福祉委員会や河南町介護者家族の会さくらんぼなどが介護者家族を支えてくださっていることは否定はいたしません、個々人の家庭の問題を現有する団体や住民の力だけで引っ張っていくには限界もあり、そこからの広がりがないと感じています。

本町の計画が2025年問題を見据えた計画だというのであれば、要介護者がいる家庭の家族が孤立しない、家族だけに問題を抱えさせない社会の形成に向け、体制整備を図っていただきたいのでありますが、最後に森田町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

介護の問題は、やはり高齢者人口が今後増えていくわけですから、どんどん問題になってくるかなど。先進的なところで、ケアラー条例という基本的な方向性をちゃんと示しているんですけども、本町におきましても、やはり介護保険の仕組みの中で家族の介護というのが負担になっているところもあると。一方で制約がありますよね、制度の中でも。様々に使い方によっても変わってくるということもありますので、そういう方々のご家族を含めて、対応というんですか、ご相談というんですか、そういうような体制を整えていく必要があると思っています。

いろんなどころで、先ほど部長のほうからもご答弁ありましたように、やはりそういう

方々からの相談窓口の設置、そういうようなものを充実していくということがまず1つ、これは声を聞くということだと思えます。それからあと先ほどもありましたように、いろいろな団体があります。やっぱり福祉の一翼を担うのは、町もそうですけれども、社会福祉協議会というのもありますので、それから地域包括の支援センター、それから障がい児の支援センターとか、そういうのはいろいろありますので、そういうところと連携を取ってやっていくという、そういうような仕組みの構築ができればというふうに思っていますので、そういうところで検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

大門議員の質問が終わりました。

ここで、あの時計で20分まで休憩します。

休 憩（午後2時12分）

~~~~~

再 開（午後2時20分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、力武議員の発言を許します。

力武議員。

○5番（力武 清）

本日最後の質問者となりました。議長におかれましてはご配慮のほうよろしくお願ひします。

日本共産党、力武清、一般質問の通告に基づきまして質問させていただきます。

まず、水道事業の危機管理のあり方から順番に質問させていただきます。

今年10月3日、和歌山市紀の川に架かる水管橋の破損事故は全国に衝撃を与えました。この事故の影響で1週間の断水、約6万世帯13万8,000人に影響を及ぼしました。破損の原因はまだきちんとした検証がなされていません。科学的な原因究明が待たれるところであります。

この事故は対岸の火として捉えず、人々が日常生活を送る上で一番大事な水を危機管理面からどのように本町に生かしていくか、そういう立場から質問させていただきます。

本町には梅川に架かっている田久橋の水道管がありますが、まず1問目、この事故を受け

て全国的に水管橋の点検がなされておりますけれども、本町においては事故前・事故後の点検はどのようにされてきたのか、まず伺います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町の水道事業につきましては、令和3年4月1日に大阪広域水道企業団と統合いたしましたので、同企業団が上水道の危機管理体制を含め、河南町の水道事業を継承し、運営を行っております。

本町の水道事業は一部事務組合で行っているため、今後の水道施設に関わることについては議会にお伝えしなければなりません、今回は大阪広域水道企業団から伺った現状のみお答えさせていただきます。

まず、水管橋の点検でございますが、和歌山市の事故前までは随時パトロール等により目視点検を行っていたとのことでございます。和歌山市の水管橋事故を受けまして、令和3年10月8日付で厚生労働省から水管橋を点検の上、異常があることを把握したときは修繕その他必要な措置を講じるよう依頼があり、大阪広域水道企業団河南水道センターにおいて、町内の水管橋——全34橋ございますが、これの緊急点検を実施したとのことでございます。年明けからは、企業団におきまして、町内における全水管橋を対象に、国が示している水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドラインに沿って詳細点検を行っていくと聞いてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

早速点検いただいたということなんですけれども、点検後、問題や課題は見つかったのかどうか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

今回、緊急点検いたしましたところ、異常は特に見られなかったということでございます。



以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

3点目なんですけれども、梅川に寺田地区内の田久橋が架かっていますけれども、その横に本町の動脈と言うべき水道管が配置されております。3本の水道管があるんですけれども、この基本的な役割について認識をお伺いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

昨日も説明いたしました、田久橋下流に架かっています水道管は大宝低区配水池に送るための受水管、大宝低区配水池から白木送水ポンプ場へ送水する配水本管、配水池から石川地域などの各ご家庭に配水するための配水支管の3本ということになってございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

この項目については再質問させていただきますけれども、田久橋に架かっている水道管の耐用年数と耐震性についてはどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

田久橋下流の水道管の耐用年数と耐震性についてのご質問でございますが、水道管の耐用年数につきましては、地方公営企業法施行規則により法定耐用年数は40年と定められておりますが、設置環境により寿命は異なる状況でございます。田久橋下流の水道管は昭和63年の施工で、耐震性につきましては、当時の耐震基準により右岸側に伸縮装置が設置されているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

耐用年数、耐震性をお伺いしましたけれども、これから引き続き、ここ10年間に耐用年数を超えるという状況ですので、そのあたりの経過については企業団のほうに十分改修のほうの見通しも要請していただきたいというふうに思います。

それで、再々質問になるんですけども、昨年、大阪広域水道企業団への統合を議論した際約束した、特に大宝地区の老朽管の布設替え、耐震性への切替え計画の進捗状況はどのようになっているのか。いまだに切り替える計画が出されていませんけれども、議会への約束、これは住民への約束であるわけですが、そのことを守るように重ねて求めますが、いかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

老朽管の布設替え、耐震性の切替え計画の進捗状況でございますが、本年9月の決算特別委員会で河南水道センターから説明があったとおり、現在、大宝地区を中心とした老朽管更新計画を策定中で、今年度末には計画が出来上がる予定とのことでございます。なお、策定された計画につきましては、河南水道センターで閲覧していただけるようになるとのことでございました。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

4項目めの質問に入ります。

大宝地区に設置してある低区と高区にタンクがありますけれども、この2か所が担っている世帯はどの地区でどのぐらいの世帯を担っておられるか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

大宝地区内には大宝低区配水池と大宝高区配水池がございます。大宝高区配水池の水道水は大宝低区配水池を経由して送られております。

大宝低区配水池からは大宝1、2丁目、石川地域、寺田地区の一部、白木地区の一部、寛

弘寺地区の一部の2,353世帯に送水してございます。大宝高区配水池からは大宝3、4、5丁目地区の1,041世帯に給水してございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

さくら坂の入り口及びさくら坂の3丁目辺りですか、同じようにタンクがありますけれども、この担っているタンクの地区と世帯はどれぐらいか、同じようにお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

さくら坂地区内にはさくら坂低区配水池とさくら坂高区配水池があり、さくら坂高区配水池の水道水はさくら坂低区配水池を経由して送られてございます。

さくら坂低区配水池から主に白木地域の812世帯に、さくら坂高区配水池からは主に河内地域の1,356世帯に給水してございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

昨日も高田議員のほうから質問がありましたけれども、田久橋横に架かっている水道管の点検後の問題点、課題についてであります。台風や豪雨などで土石流が発生し、流木などで管自体が破損した場合の影響についてどのような対応を考慮されているかということなんですけれども、破損して断水した場合の影響のシミュレーション及び断水し復旧にかかる日数なり時間的なシミュレーションはどのように考慮されているのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

断水した場合の影響度やシミュレーションについてでございますが、大阪広域水道企業団運営協議会技術部会で災害事故時の送配水運用計画資料が取りまとめられており、本町の場合、大宝低区配水池及び大宝高区配水池が受け持つ影響度については、給水人口約6,860人

に影響すると聞いてございます。田久橋下流に架かっております水道管が破損すると大宝低区配水池に送水できなくなるため、配水池に貯水されていた水道水がなくなれば全配水区域への配水ができなくなります。配水池の残量にもよりますが、用水の供給遮断後の給水持続時間は大宝低区配水池で約11時間、高区配水池で約14時間となるものとのこととでございます。

田久橋下流の水道管の破損により断水し、復旧にかかる日数のシミュレーションですが、仮設配管の手配から田久橋内に仮設管を設置し、給水可能となるまでの期間は概ね2日程度であると見込んでいるとのこととございました。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

シミュレーションはそれなりに危機管理の面からされているということ認識したわけですが、それでも、それでは問7にいきます。

復旧までの期間、断水期間における代替の機能はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

復旧までの期間、給水制限を行うことによりまして配水池にためた水道水を有効に利用することで、断水期間を短くすることができますが、やむなく断水が生じた場合は応急給水拠点となる大宝低区配水池、大宝高区配水池並びに各避難所で給水活動を行うこととなるとのこととございます。

また、断水範囲によっては用水供給事業の管路上にあんしん給水栓があり、町内では一須賀地内で1か所、山城地内で1か所、白木地内で2か所、中地内で1か所の計5か所に設置されております。これにより、災害時に水道が復旧するまでの間、飲料水、医療用水、消火用水などの緊急時用水を供給するとのこととございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

この質問を考える上で、新たな問題点というか、復旧までの期間をシミュレーションする上で、今、部長答弁であったあんしん給水栓ですか、これが新たな言葉として出てきたんですけれども、これの意味合いと設置している理由なり役割、もう一度詳しくお伺いしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

水道管には用水供給事業といいまして、企業団からの原水となる水を送ってくる用水供給管というのがございます。本来それは配水するものではなく、給水して各ご家庭で配るものの管ではなく、水を企業団から河南町の原水として運ぶ管になってございます。通常、そちらのほうは配給水することはございません。

ところが、こういうふうな災害時など緊急時になりますと、そこから水を取ることができるところ、5か所設けているということで、通常は使用はしないんですけれども、緊急準備をする給水栓をあんしん給水栓として利用することができる、こういう体制をつくっているということでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

そういう施設があるということで再認識させていただきました。

次に、8項目めですけれども、給水車、給水タンクの保有状況と能力についてお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

河南水道センターではトラックに車載できる容量2 m<sup>3</sup>の給水タンクを1基、1 m<sup>3</sup>のタンクを1基、0.5 m<sup>3</sup>のタンクを2基保有しており、大阪広域水道企業団全体といたしましては容量1.6 m<sup>3</sup>から2 m<sup>3</sup>の加圧式給水車を5台、0.5 m<sup>3</sup>から2 m<sup>3</sup>の給水タンクを56基、給水タンクを車載できる車両11台を保有しているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

今、給水タンクなり給水車等々の能力的なことをお伺いしました。先ほど1問目、2問目を通じて、2日間の断水期間をシミュレーションされているというような話だったんですけども、この保有能力、保有台数によって2日間の断水を賄い切れるような、そういうシミュレーションはされているのか、再度お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

これらの資材を使いまして、河南水道センターの中では緊急給水活動、応急給水活動を行うわけでございますが、これで不足するようなことであれば、また近隣のほうの水道センターからの応援なり、それがまた不足するようであればまた遠方からの応援という形で、規模を拡大していくという体制で行っていきますので、まずはこれで対応していくということでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

次に、和歌山の断水のときに非常に問題になった給水バッグなんですが、団地なんかに住んでいる方、河南町の場合は幸い団地がないんですけども団地住まいの方、高齢者の皆さんは2リットルのタンクなりを給水車に受水に行かれたんですけども、それを運ぶ手だてが非常に問題だったということで、和歌山市内では社会問題となったケースも報道なり、向こうの議員のレポートでも伺ったところなんです。

本町において、この給水バッグの確保状況はどういう状況なのかお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

大阪広域水道企業団の確保状況といたしましては、令和3年3月末時点で総数6,300袋を河南水道センターで保有してございます。これは以前から保有していたものを大阪広域水道

企業団に継承いたしましたので、そのまま継承してございます。大阪広域水道企業団全体としましては11万2,163袋の給水袋を保有しているということでございました。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

次に、10項目めであります。

災害時との兼ね合いもあるんですけども、トイレの問題が、非常に1週間も断水した状態では難儀したという話だったんですけども、その中で、簡易トイレの確保やマンホールトイレの設置に関して、本町ではどのような状況になっているのかお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

本町ではテントと組み合わせて使用できる簡易トイレ23基と携帯用トイレ800回分を備蓄しています。また、中村こども園の敷地内にマンホールトイレ3か所を設置できるようにしているところでございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

マンホールトイレに関してですけれども、再質問させていただきます。

断水時におけるトイレの設置は非常事態でも最も大事なことだと認識しておりますけれども、指定避難場所や小学校、中学校など、公共施設での設置についての認識についてどのように捉えておられるのか、見解を述べていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

マンホールトイレにつきましては、災害時において重要な設備とは認識しております。しかし、マンホールトイレにつきましても使用する際には水が必要となってきます。ですので、災害時には指定避難所を開設しますので、基本的には指定避難所の屋内トイレを使用してもらおうということを考えております。その次に、議員仰せのように、断水時と言っておられま

したが、そのときの最初の対応といたしまして簡易トイレを用意している状況でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

その簡易トイレの確保の問題でありますけれども、今言われた数では十分ではないというふうに思っております。そこで、私は簡易トイレのレンタル業者等々と災害の連携協定を結んでおいたほうが、より安心かなというふうに思っております。その間、幾つか前町長からいろいろと各事業者との災害協定を結んでおられますけれども、そういう簡易トイレ等々の非常時におけるレンタル事業者との連携も視野に入れたお考えが必要かと思うんですけれども、その点の見解を求めたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

議員ご質問の簡易トイレにつきましては、現在の供給物資等の協定の中には入ってございません。それで、議員ご質問の件は仮設トイレのことを言っておられるのかなと思うんですけれども、そうですね。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○総合政策部長（辻本幸司）

そうですね。そのようなトイレも協定等でリースの契約ができるのかという問題もございまして、調査して行って研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

この項目の最後、11番目の質問となりますけれども、先ほど部長答弁でもありましたけれども、近隣との支援関係、支援連携協定はどのような形で結んでおられるのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）



水道事業の近隣との支援体制についてお答えさせていただきますが、近隣との支援体制、支援連携協定についてですが、本町から引き継いで大阪広域水道企業団と富田林市で水道緊急連絡管に関する協定を締結しており、緊急時に互いの水道水を供給し合うことができるとのことでございます。

太子町と千早赤阪村は本町と同様に大阪広域水道企業団と統合しているため、大阪広域水道企業団内部のルールで相互応援体制ができているとのことでございます。そのほか、大阪広域水道企業団では平成9年度に大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県を含む日本水道協会関西地方支部と災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定を、平成24年度には大阪市水道局と大阪広域水道企業団と大阪市水道の相互援助に関する協定を、令和3年度には大阪市を除く府内29事業体と大阪府健康医療部と大阪広域水道震災対策相互応援協定を締結し、危機管理体制を整えているとのことでございます。

本町を含む河南地域の水道事業につきましては、相互に応援する体制となっておりますが、河南水道協議会を通じて日本水道協会大阪府支部から受援や応援するような相互応援体制を整えているとのことございました。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

再質問させていただきます。断水時における備えに対する啓発活動をどのように考えておられるかということなんですけれども、一般家庭で1日における水道の使用料は、全国平均なんですけれども、289リットルと言われております。日頃からの備えに対する意識づけが大切かと思っておりますけれども、住民の方に対するそういった断水時における意識啓発活動をどのようにお考えか、見解を求めたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

断水時における啓発活動についてのご質問でございますが、断水時の備えに対する住民への啓発活動は大切だと考えており、企業団ではウェブサイトにて、災害に強い水道の構築や応急給水拠点の整備に関する取組などの防災情報を発信されているとのことでございます。

主な内容としまして、災害時に備えての飲料水の備蓄方法を示した情報をはじめ、災害時

支援協力員制度——水道あしすとと言うんですけれども、これの紹介や募集、ほかの団体との応援体制関連などの情報発信をされています。また、昨年からはコロナ禍で実施を見送られておりますが、震災対策合同訓練や遠隔地事業者との合同訓練も行われており、そのほか大阪府が主催する防災・安全フィールドワーク・キャラバンに参加し、非常用給水袋の使い方講座や災害備蓄水の試飲、防災グッズの無料配布をするなどのPR活動に努められているということでございました。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

この項目の最後の質問として町長にお伺いしたいと思います。和歌山の紀の川の水管橋の崩落を受けて、やはり全国的な点検もやられてきているということなんですけれども、今回私は水を中心に危機管理の在り方を問いかけました。総体的に、今部長答弁していただいたんですけれども、大阪広域水道企業団のほうにうちは加入したわけなんですけれども、災害時の指示命令系統の関連であるとか、そういった点で水道事業における危機管理の在り方、町長自身の問題意識を最後にお伺いしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

災害時の中で水道というのも、電気、ガス、水道、そういうインフラの一つで生活に向けて重要な位置づけにあると思います。当然ながら、もともと河南町にあったときには災害対策本部の中にあっただけなんですけれども、災害対策本部ができたとしてもその一員となって水道企業団で一体となって活動していただけると。ただ、活動についてはやはりスケールメリットが生かせるような形になるということで、全体として、土砂災害についてはタイムラインとかそういうのは設けていますので、やはり未然にそういうような状況を段取りというんですか、予測して対応していくというのは両方とも考えていこうということで申し上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

次の質問項目、国民健康保険に関してお伺いいたします。

国民健康保険証の被保険者番号の記載ミスが報道されました。今年10月22日報道でお伺いし、事前に原課のほうからも説明を伺ったんですけれども、その報道内容でありますけれども、1つは健康保険証の番号が本来10桁のところは6桁だった。2つ目は医療機関からの指摘で記載ミスが発覚した。3つ目は2,200世帯のうち1,400世帯での誤りで、63.6%の割合で発覚した。4つ目は原因はシステム委託業者による設定の誤りに対するチェックの不十分ということでの報道でありました。システム業者に対する指導を徹底し、チェック体制の強化を行い、再発防止に取り組むという内容でありましたけれども、そこでお伺いいたします。

1つは、原因は業者の設定の誤りとなっているけれども、入力前の基本資料に誤りがなかったのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

町では被保険者を4桁から6桁の数字で管理しております。入力前の基本資料は4桁から6桁の数字となります。委託の内容につきまして、頭にゼロを付け加えて10桁の表示となるよう依頼しておりました。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

今回のミスで医療を受診できないとか、そういうことは発生しなかったということは幸いしているかなというふうに思っております。

再発行で、うちの家——私も国保なんで来ましたけれども、再発行にかかった費用はどれほどかかったのか、また事業者に対する違約金の請求は行われるのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

再発行にかかった費用としましては、台紙や郵送料等を含めて約56万円程度の費用が発生しております。その費用負担につきましては、現在も委託業者と協議しているところでござ

います。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

業者と交渉中ということで、これ以上交渉の中身は入っていきませんが、国保の問題と関連して、マイナンバーとの連動が検討されております。こういったミスが発生すると、不安と不信が募るのではないかと。今、国のほうではポイントをためなどして取得率アップに躍起になっておりますけれども、私はカードには必要最小限にとどめるべきだと思います。今年10月から健康保険証として運用開始されましたけれども、来年度からは処方箋の電子化、お薬手帳の本格運用、令和5年度からは介護保険証書、生活保護受給者の医療券、調剤券、さらには運転免許証との一体化など次々に計画化されております。こうした一連のマイナンバーカードへの連動をさせるやり方に危惧を考えると、カードへの連動は義務化されるのか、併せて見解を示していただきたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

様々な情報がマイナンバーカードと連携することにより、生活の利便性が向上する一方で、紛失等で悪用のリスクが大きいと予想されます。一層のセキュリティーの向上が望まれますが、それらを踏まえて現状では個人の判断で連動されるということになり、義務化ということは今のところ行われるような予定はございません。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

今回の事故を受けて、チェック体制の問題がどうであったかということなんですけれども、ダブルチェック、2人で確認し合うということは基本だというふうに思いますけれども、その体制が取れていたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

担当課におきましては、限られた人員で効率よく業務を遂行するため、国民健康保険証の更新作業を外部委託しております。作業終了まで随時連絡を取り合いながら作業を進めており、印刷前のテスト画面の確認時にチェックする体制を取っておりましたが、今回はできておりませんでした。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

どういう作業でもこういう初歩的なミスという意味では、ダブルチェックが欠かせない問題だというふうに思っておりますけれども、更新時期の事務作業量は通常時に比べて相当増えると思われれます。その点で今回どうであったのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

被保険者証の更新は毎年行っている作業でございます。委託業者との連絡や細かい事務の打合せが必要な作業となりますので、本来なら申し送りや簡易で誰が見ても分かるようなマニュアルを通じて作業の留意点を継承すべきであったと考えますが、その点が不十分でございました。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

是非、この時期に毎年行われる作業なので、事務作業量が多くなる時期については十分な職員の体制の確保などを行い、今回みたいなミスが起こらないようにしていただきたいと思っております。

次に、質問3に入ります。

誤りが医療機関からの指摘となっておりますけれども、この事前のチェックができなかったのかということであります。（4）の同じようなミスがなぜ発生したかということなんですけれども、これと併せて答弁していただきたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

町が作成したデータを委託業者に送信し、印刷、封入、封緘、納品までを委託しております。先ほど申し上げましたとおり、印刷前に町でチェックを終えていることから、納品を受け、発送したため、医療機関からの指摘があるまで気づかなかったということでございます。

マニュアル等を含めたチェック体制の不十分によりダブルチェックも行われていなかったということで、今回の不祥事を起こしたということで、誠に申し訳ございません。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

基本作業も、うちからデータを送る際の分についてはミスがなかったということなんですけれども、業者に委託してその委託料で発生する作業をやっていただくということなんですけれども、途中の作業中、作業を委託している業者に対する点検などはそういう業務の中には入らないのか、入るべき契約になっていないのか、そのあたりの確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、どうなんでしょうか。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

先ほどからも申し上げておりますとおり、一旦データのほうでチェックしまして、ある一定の成果というか、そこをチェックして、その後は個人情報漏れないようにきちっと封緘までした上での納品となりますので、その間については役場のほうでは確認ということはおおりません。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

この項目の5つ目なんですけれども、大事な再発防止の件なんですけど、具体化はどのように行っていくか。一連の作業の流れの中での時点でミスが発生したのか、どこに問題があったのか、やっぱり教訓を引き出すべきではないかなというふうに思っておりますけれども、そのあたりでどのように再発防止に取り組んでいかれるのか、お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

再発防止の対策としましては、委託業者に対しチェック体制の徹底を申し入れるとともに、システムの基本になる被保険者番号のデータを現状の6桁から全て10桁にということを検討しておりますが、連動する他のシステムがございまして、それができるかどうか今検証中でございます。

また、データのチェックについてですが、これは目検だけではなくシステム上でエラー表示等ができないかということも検討しております。さらにチェック体制につきましては、組織的に行われるように簡易なマニュアルも作成して、再発の防止に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

再質問させていただきます。

私は更新世帯の割合について、平成26年6月議会において、約8割の世帯で国保は次年度に更新されているということをお伺いいたしましたけれども、その割合は7年たった今日、どういうふうな更新の割合になっているのかお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

更新世帯の割合は、現在約7割となっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

やっぱりそうしたら、逆に言えば3割の世帯に新規加入なり移動なりという、事務作業としては残るといえるのか、新たに作業があるということなんですけれども、今、毎年1年ごとに更新されておりますけれども、7割の方が継続された更新ということになれば、事務作業量

を減らして、その事務作業量を減らした分を少しでも保険料の軽減につなげていくような方を提案いたしますけれども、この件に関して担当課の見解をお伺いしたいというふうに思っています。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

現在、被保険者証の更新については、大阪府国民健康保険運営方針に沿って行っております。その中で更新時期は11月1日、有効期限は1年間ということが統一基準として定めております。また、保険証の色や様式等の統一化もされておまして、本町だけで更新時期を変えるというのはできないということになっております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

3事項め、町道認定についてお伺いいたします。

9月議会で同じ質問をさせていただきました。さくら坂から町道上河内線の間のゴルフ場を抜ける道の件を質問しましたがけれども、この道路はゴルフ場開発に伴って、従前の3つ町道があったんですけれども、狭かったのを統合して連絡道路として開発業者との協議で整備されたということでありました。ゴルフ場開発完了後、公衆道路としながらも維持管理はゴルフ場となっておりますけれども、町に帰属された後も町道移管にはされていません。理由は登記作業が止まっているということでありました。私は登記作業が止まったことにより移管ができないという単純な問題ではないということで、今回改めて質問するものであります。

1つは、この道路を町道認定しなかったことによる損失の問題があります。町道の路線認定の基準は道路法3条及び4条に該当します。幅員4m、延長300m以上が町道認定の基準となっておりましてけれども、問題の箇所を先日測ったところ幅員は約5m、長さは約1kmありました。

そこでお伺いいたします。

認定することによって交付税算定基準となる基準財政需要額に含まれるのかどうか、まずお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。



○総務部長（渡辺慶啓）

路線認定の告示、道路区域の決定の告示、それから供用開始の告示がなされまして、道路台帳に記載されている路線につきましては、普通交付税の基準財政需要額の算定上の基礎数値となるということでございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

算定されるということで、その前提の下に立って質問するわけですがけれども、質問2に入ります。

道路橋梁費の基準財政需要額の算定で1km当たりの単価は幾らになりますか、また、面積当たりの単価は幾らになりますか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

単位費用でございますが、普通交付税の道路橋梁費の需要額の算定上、道路の延長を測定単位とするものにつきましては1km当たり19万1千円、道路の面積を測定単位とするものにつきましては1,000平米当たり7万1,700円となっております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

実務的な話ばかりお伺いするんですけれども、質問3に入ります。

現行の町全体の基準財政需要額は幾らになりますか。また、現行の町道全体の長さは何kmで需要額は幾らになりますか。現行の町道全体で面積は何km<sup>2</sup>、需要額は幾らになるか示していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

町全体の基準財政需要額につきましては36億6,732万8千円となっております。このうち道路橋梁費の道路延長を測定単位とするものにつきましては延長が149kmで需要額は5,825万5千円、道路の面積を測定単位とするものにつきましては面積70万5,000平米で需要額は

4,646万2千円となっております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

それとの関係で質問4にいきます。

さくら坂の該当するところの延長部分を認定した場合どうなるかということなんですけれども、延長の長さ約1,000m、幅員5mで5,000㎡に当たりますが、これによる増額はメートル当たり単価は幾らになり、面積当たり単価は幾らになるか、面積では幾らなのか、合計金額はどれくらいになるか示していただきたい。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

基準財政需要額の算定上、先ほど答弁しましたとおり延長1km当たりの単価は19万1千円、面積1,000平米当たりの単価は7万1,700円でございます。単純計算では、これに延長、面積を乗じた金額が増加することになりますけれども、交付税の需要額算定におきましては、各種の補正係数により最終的な需要額が算定されます。

そこで、令和3年度の道路橋梁費の需要額の算定資料を基に、増加延長と増加面積を元の基礎数値に単純に加えて需要額を算定しましたところ、道路橋梁費全体で35万8千円の増額という形になります。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

私が記憶する限り、この工事完了を終えて相当年数がたっておりますけれども、この工事完了から何年実質たっているかお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

ゴルフ場の開発完了の公告日が平成9年10月29日となっておりますので、24年が経過したということになります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

最後に町長に質問させていただきます。

町道認定するに当たって登記作業が止まったことによる損失、24年間という、今部長答弁がありましたけれども、単純に総務部長の答弁と掛け合わせたら24年間で850万円ほどになります。金額の云々かんぬんよりも、これだけもらえるものをもらえなかったということではなかったかというふうに思っています。登記上の問題であれば、すぐにでも登記作業に入ってスピード感を持ってやるべきことではないかなというふうに思っております。

先ほどの大門議員の財政問題の質問がありましたけれども、自主財源の乏しい我が町にあって少しでも自主財源を確保しようと思えば、小さいところから確保するべきだというふうに思っておりますけれども、そのあたりの町長自身のこの件についての問題意識をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

いわゆる開発でこういう形の道路を造るということになったということで、開発が終わった段階で、速やかにそういうものについて開発で決めたとおりにやっていくのが普通だと思います。ただ、いろんなケースがあって、今回このような形で残っているんだと思います。ただ、今力武議員がおっしゃっていますように、損失というと、それとの関係は全然ないと思います。ただ早く終わってちゃんとすべきだというふうに思います。あと、交付税とかそういうようなところで、損失というのは、確かに道路を認定すれば町が管理していかなあきませんので、管理費用も発生するということになりますので、その点も踏まえて考えていく必要があると思います、その点については。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

是非、登記作業を急いでいただきたいというふうに思っています。

最後の質問項目ですけれども、野焼きについてお伺いいたします。

日本の原風景、秋の風物詩と見られる野焼きがありますけれども、近年、都市近郊農業で全国各地で問題になっておりますけれども、本町でもわら（稲や麦）、もみ殻など、作物残渣の野焼きに対する住民からの苦情が寄せられました。私のところにも直接苦情が寄せられました。特に稲刈りが済んだ後の処理として、雑草、病害虫を防ぐためとして野焼きが伝統的にやられております。苦情の内容は、身体的には喉や目の痛み、臭いがきつい、日常生活面では洗濯物が汚れ、臭いがつくなどといった内容でありました。苦情が寄せられ、町内を見回したところ、稲刈りが済んだ後の田んぼはほぼ黒く焼け跡となっております。また、野焼き最中の場所も確認しましたが、白い煙が各所で見受けられました。いわゆる稲わらスモッグ状態であります。

そこでお伺いいたします。

野焼きに対する住民からの苦情の実態はありますか。その際の対応はどのようにされておられるのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

野焼きに対する住民からの苦情の実態でございますが、令和元年度で11件、令和2年度で14件、今年度はこれまで14件の野焼きに対する苦情がございました。

その際の対応でございますが、通報者から詳細な場所や状況を聞き取り、その上で直ちに現場においてその行為を確認している状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

毎年、少しずつですけれども2桁の苦情が寄せられているということでもあります。

その際、見回り、苦情があった際の調査は行われているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

通報があったとき以外に、特に見回りにつきましてはパトロールと同時に行うような形で不定期で行っておりますが、苦情や通報により現地を確認することが大半でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

野焼きに対する基本的な対応はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

野焼きに対する基本的な対応でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2では廃棄物の焼却処分が禁止されていることから、野焼きの行為者に対して苦情があった旨を伝え、消火するよう指導を行っております。同法施行例第14条第4号で焼却禁止の例外とされている農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却である場合は、風向きや強さ、時間帯を考慮する、草木などはよく乾かし煙の発生量を抑えるなどの注意喚起を行っております。

なお、事業所等におきまして産業廃棄物を焼却していると思われる場合につきましては、産業廃棄物を所管する大阪府産業廃棄物指導課へ情報提供を行っております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

質問2なんですけれども、野焼きに対する基本的な対応をどのようにされているかということなんですけれども、農家に対する聞き込み、現状把握はどのようにされているのか、お伺いいたします。

というのは、私自身も一方的な苦情だけじゃなくて、実際農家をやってはる方からもお話をお伺いしました。その方は野焼きに対しては一切やっていないと、農法についての考え方が違うんやというようなことなんですけれども、実際農家をやられているところのやむを得ない処置なのかどうかと、そのあたりの3ちゃん農法というか、従来型の農法でやられて仕方ない部分もあるんですけれども、そのあたりの農家宅への現状把握にどのように努めておられるのかお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

今議員からご質問がありましたような内容についての調査なんですけれども、野焼きについての農家宅へ聞き込みするなどの調査は、今のところ特にやっていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

PM2.5が盛んに問題になっておりますけれども、肺がんとか気管支ぜんそく、気管支感染症のリスクが高くなるということも指摘されているんですよ。

野焼きに代わる環境負荷の低い農法への切替えが必要かなというふうに思っております。私も農家の出なんで分からんことでもないんですけれども、擦り込みをやって堆肥化、あるいは飼料、敷料など耕畜連携や紙あるいはバイオプラスチックなどに切り替わっている府県もあります。そういうところの現状も把握しながら、バイオ燃料やバイオ炭の原料などとして利用する取組も全国各地では先進事例として行われております。調査研究を進めるべきだというふうに思っておりますけれども、その点で見解を求めたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

稲わら等の野焼きに代わる環境負荷の低い方法への切替え事例といたしましては、稲わらを細かくして土にすき込む方法等がございますが、本町といたしましても、稲わら等の野焼きに代わる環境負荷の低い方法への移行については、地域住民や農業者等の相互理解と協力が必要と考えますので、農業委員会やその他関係団体と情報を共有し、連携について研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

法律では野焼きの禁止をうたっておりますけれども、項目3になりますけれども、例外と

して農業、林業、漁業を営む場合はやむを得ないという内容であります。この「やむを得ない」規定の解釈は本町ではどのように扱われているのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

「やむを得ない」規定の解釈でございますが、令和3年11月30日付で環境省から出されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定に基づく廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処分等の適用についての通知で例外となる廃棄物の焼却についての解釈が示されてございます。その内容は、公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却に該当するか否かという点を勘案し、法の目的に照らして合理的と認められるかによって判断されるべきであり、生活環境の保全上著しい支障を生ずる焼却は、これに含まれるものではないとされており、本町におきましてもこの解釈により対応することとしております。

そのため、稲刈り後の野焼きについては、農業を営むためやむを得ないものと認識しており、ただ周辺住民については配慮していただくようお願いしているということでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

この問題は本町だけじゃなくて、全国各地でやっぱり農業県を中心に問題化されていると調べて分かっているんですけども、新潟県とかお隣の奈良県では、行政としてそういうやむを得ない、あるいはどういった場合には致し方ないというのは、そういうガイドラインを作成している府県もありますけれども、農業委員会でガイドラインを作成する必要があると思うんですけども、それはどういう状況になっているのか、本町の状況をお聞きます。

同時に、先ほど答弁ありましたけれども農業委員会や農協との問題意識の共有化が大事だと思っておりますけれども、その点での動きはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町では、農業の野焼きに関するガイドラインは、個々の事象により異なるため作成はし

ておりませんが、町ホームページにより注意喚起に努めているところでございます。農業委員会やJ A大阪南と野焼きに関する情報の共有化が必要であるという考えでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

誰もが五穀豊穰を願っているわけです。都市近郊農業、本町でも農業を基幹として産業を行っていくという基本方針は変わらないというふうに午前中の答弁でもありましたけれども、そういった立場から考えていけば、共存共栄していく上でも努力が必要というふうに思っています。農家と住民の相互理解が、また協力が大事というふうに思っております。都市近郊の悩める相談事だというふうに思っておりますけれども、このあたりの見解を再度お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

ガイドラインにつきましてでございますが、農家の多い河南町では農業のためにやむを得ない例外的に認められる野焼きが行われております。しかしながら、野焼きの煙による近隣住民への影響もあることから、農業委員会やJ Aと連携し、野焼きが認められる基準、野焼きを行う際の注意点、配慮事項を示した分かりやすいルール作成等、農家の方へ啓発等について研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

是非、啓発活動を積極的に行っていただきたいというふうに思います。

最後の質問になります。

野焼きが原因と思われる火事やぼやの発生状況、近年発生したかどうか確認いたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）



野焼きが原因と特定できた火災の件数につきまして、富田林市消防本部に確認しましたところ、令和元年度が1件、令和2年度が4件で、今年度はこれまで2件発生しているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

地区を指定したら問題があると思うんですけども、私も苦情でぼやの現場を確認させていただきました。家が近くで、燃えかすが屋根に飛んで屋根のビニールにかかっている、波板に火がついたというケースで苦情でえらい怒られましたけれども、こんなんほっとくんかという中身やったんですけども、やはりそういう点でもゼロじゃないわけですよね。だから、そのあたりは是非、注意喚起と意識改革も含めて積極的に対応していただきたいと思います。

そのことを含めて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

力武議員の質問が終わりました。

以上で通告を受けていました一般質問は全て終了しました。2日間にわたりお疲れさまでした。

ここで暫時休憩をします。

休 憩（午後3時24分）

~~~~~

再 開（午後3時50分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

先ほど開催されました議会運営委員会の審議結果をタブレットに送信しています。審議結果のとおり、議員提出予定案件である決議案1件、意見書案2件の審議を本日の日程に追加し、本定例会議の最終日を本日12月22日に繰り上げたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、議員提出案件3件を日程に追加し審議を行い、本日を最終日とすることに決しました。~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りいたします。

追加日程第1 決議案第2号 「北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みに関する決議」から追加日程第3 意見書案第4号 「文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書」までの3件を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

追加日程第1 決議案第2号 「北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みに関する決議」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合議員。

○3番（河合英紀）（登壇）

決議案第2号

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みに関する決議

別紙の決議を会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年12月22日提出

提出者 河南町議会議員 河合英紀

賛成者 河南町議会議員 高田伸也

〃 松本四郎

〃 大門晶子

〃 力武清

〃 佐々木 希 絵  
〃 廣 谷 武  
〃 福 田 太 郎  
〃 中 川 博

## 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みに関する決議

1940年代後半から2000年頃にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件は北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。

2002年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は初めて拉致を認め謝罪し、再発防止を約束した。同年10月には、5名の拉致被害者が24年ぶりに帰国したものの、安否不明（国が認定している12名）の方々については、未だに北朝鮮当局から納得できる説明がされておらず、今なお自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮に囚われたままの状態、現在も救出を待っている。日本政府は、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や「いわゆる特定失踪者も含め拉致の可能性を排除できない事案がある」とし、拉致の可能性を排除できない失踪者は900名近くいると言われ、大阪府内では19名の失踪者リストが公開されている。

日本国内では、1997年拉致被害者の御家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が、2017年には特定失踪者（拉致の疑いのある失踪者）の御家族により「特定失踪者家族会」がそれぞれ結成されており、被害者の救出を求める運動により2021年9月末には1500万筆を超える署名が総理大臣に提出された。

国においては、北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき最重要課題と位置付け、その解決のためには、世論の一層の喚起が不可欠であるとし、特に若い世代に拉致問題は歴史ではなく、現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要であるとの認識の下、内閣官房拉致問題対策本部及び文部科学省から「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」（令和3年4月23日）が通知された。また、それ以前にも児童生徒が拉致問題について深く認識し、人権問題として考える契機とするため、アニメ

「めぐみ」及び映画「めぐみ」の学校等における上映を促進するように、各都道府県教育委員会等を通じて学校等の関係機関に周知しており、大阪府教育庁においても、「府立学校に対する指示事項」に日本人拉致問題に関する理解を深める取組としてアニメ「めぐみ」を事例紹介している。

また、拉致問題対策本部が毎年実施している、全国の中高生を対象とした北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールがあり、こうした取組みに積極的に関与することが求められる。

よって本町議会は、一日も早い拉致被害者全員の救出に向けて、アニメ「めぐみ」、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す！愛する家族へ～」、拉致問題啓発舞台劇公演「めぐみへの誓い―奪還―」、映画「めぐみへの誓い」及び「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」等を通じて、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みに賛同する。

以上、決議する。

令和3年12月22日

大阪府南河内郡河南町議会

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

本案は、議長を除く全議員が賛成ですので、この際、質疑、討論は省略し、採決に入りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議がないようですので、これより採決を行います。

河合議員、自席へ戻ってください。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

追加日程第2 意見書案第3号 「出産育児一時金の増額を求める意見書」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）（登壇）

### 意見書案第3号

#### 出産育児一時金の増額を求める意見書

別紙の意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年12月22日提出

提出者	河南町議会議員	佐々木	希絵
賛成者	河南町議会議員	高田	伸也
		〃	松本四郎
		〃	河合英紀
		〃	大門晶子
		〃	力武清
		〃	廣谷武
		〃	福田太郎
		〃	中川博

この議案は全議員が賛成者になっていただいているので、内容の朗読で提案理由の説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、

#### 出産育児一時金の増額を求める意見書

ライフスタイルが多様になり、結婚や出産に関しても個人が自由に選択できる社会が構築されつつある。河南町においても2020年1月の広報にLGBTを題材とした人権コラムを掲載するなどしており、個人に関する重要な決定については特に、個人の選択が最も尊重されるべきであるという風潮が高まっている。そんな中で、それぞれの選択の中で様々な問題があり、ひとつずつ解決に向けて取り組む必要がある。その中の一つとして、出産することを選択された方にとっては、費用の問題がある。

厚生労働省によると令和元年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっている。また、河南町における河南町国民健康保険被保険者の正常分娩の場合の平均額は約48万2,810円である。

国は、平成21年10月から出産育児一時金を原則的に42万円に増額し、平成23年度にそれを恒久化、平成27年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1万6,000円に引下げ、本来分39万円を40万4,000円に引き上げた。

しかしながら、出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支援額では賄えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となる。

一方、令和元年の全国の出生数は86万5,239人で、前年に比べ5万3,161人減少し過去最少となった。また、河南町の令和元年の出生数は80人で、平成22年の101人以来9年間100人に達していない。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えます。

少子化対策は、わが国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせない。

よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月22日

めくっていただきまして、

衆議院議長 細田 博之 様

参議院議長 山東 昭子 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

大阪府南河内郡河南町議会

以上です。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

本案も議長を除く全議員が賛成ですので、この際、質疑、討論は省略し、採決に入りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

それでは、佐々木議員、自席へ戻ってください。

異議がないようですので、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

追加日程第3 意見書案第4号 「文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中川議員。

○10番（中川 博）（登壇）

意見書案第4号

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書

別紙の意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年12月22日提出

提出者 河南町議会議員 中 川 博

賛成者 河南町議会議員 高 田 伸 也

〃 松 本 四 郎

〃 河 合 英 紀

〃 大 門 晶 子

〃 力 武 清  
〃 佐々木 希 絵  
〃 廣 谷 武  
〃 福 田 太 郎

今回も全議員が賛成ですので、意見書案を朗読させていただきまして提出理由とさせていただきます。

めくっていただきまして、

#### 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書

文書通信交通滞在費は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律によって定められ、衆参両院の国会議員は歳費とは別に月額100万円が支給されている。また、立法事務費は、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律によって定められ、衆参両院における各会派の所属議員数に応じ、議員一人につき月額65万円が支給されている。

しかし、文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれも領収書の添付義務が法律で定められていないため、法の趣旨どおりに使用されているかどうか判断することができず疑念が残る。

一方、大半の地方議会においては、政務活動費の趣旨に反する使用を禁ずる制度を確立しており、河南町においては、河南町議会政務活動費の交付に関する条例及び施行規則のみならず、政務活動費運用基準において細かく定めており、趣旨に反する支出に関しては政務活動費を充当することができない。さらに支出に関する領収書添付を義務付け、その内容は議会だよりに掲載しており、その使途の透明性を高める制度となっている。

文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれも原資は税金であり、納税者への説明責任を果たし、法の趣旨に反する使用を禁ずる必要がある。

よって国におかれては、下記の事項を実現するように強く要望する。

#### 記

1. 文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれの支出に関しても領収書の提出及びその内容を国民に知らしめるためインターネット公開を法で義務付けること。
2. 文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれに関しても実費精算とし、趣旨に反する使用



に関しては支給されることがないように、別途詳細な使用のルール（返還も含む）を法で定めること。

3. 上記の支出に関するルールが遵守され支出の使途を明確にして、国民が納得できるよう第三者の有識者によるチェック体制等を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月22日

衆議院議長 細田 博之 様

参議院議長 山東 昭子 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

総務大臣 金子 恭之 様

内閣官房長官 松野 博一 様

大阪府南河内郡河南町議会

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

中川議員、その場でしばらくお待ちください。

本案も、議長を除く全議員が賛成ですので、この際、質疑、討論は省略し、採決に入りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

それでは、中川議員、自席へ戻ってください。

異議がないようですので、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上をもちまして、本定例会議に付された諸議案は全て議了しました。

それでは、町長より、本定例会の閉議に際し、挨拶の申出がありましたので、これをお受

けします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）

令和3年河南町議会12月定例会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本定例会議におきましてご提案させていただきました案件に対しまして、慎重審議の上、ご可決、ご同意を賜りましてありがとうございます。議員の皆様からいただきましたご意見、ご提言を十分踏まえまして、これからの町政運営に努めてまいり所存でございます。

さて、今年1年を振り返りますと、1月はコロナ禍の中においても成人式を行うことができましたが、色とりどりのマスクと晴れ着姿の新成人が集う例年とは一味違う式典となりました。3月には第四次総合計画とまちづくり戦略の双方を併せ、発展的に策定いたしました町政運営の基本的な指針となる最上位計画であります新しいまちづくり計画を策定いたしました。4月からは水道水の長期的、安定的な供給を見据え、町水道事業を大阪府広域水道企業団へ統合いたしました。また、4月13日から新型コロナウイルスワクチン接種を高齢者施設での巡回接種から始め、次に65歳以上の高齢者を対象に5月13日からP L 錬成会館で、5月18日からはすばるホールでも4市町村合同で集団接種を実施いたしました。また、64歳以下の方を対象とした接種でございますが、7月17日からぷくぷくドームでの集団接種を開始いたしまして、9月からは接種場所をかなんぴあに変更し、11月20日をもって集団接種は終了といたしました。その後は、12歳到達の子供さんを対象に金剛病院で接種を行っております。12月15日現在ですが、2回目の接種を終わった住民の方は85.8%でございます。府内においても高い数値となっておりますが、これも富田林市医師会の皆さん、近隣市町村の協力のたまものであるというふうに考えております。

このように思い返しますと、今年も新型コロナウイルス感染症対策による緊急事態宣言が何度も発出され、我々の生活や行動が大きく制限された1年でありました。住民の皆さんの感染防止対策への協力やワクチン接種により徐々に行動制限は解除されてきておりますが、今後も住民の皆さんの命と健康を守るため、引き続き全力で取り組んでまいります。また、来年2月頃からは3回目のワクチン接種を開始する予定でございますので、順次対応を行ってまいります。

これからも、安全・安心、教育・子育て、少子高齢化への対応など、諸施策を引き続き推進してまいります。議員の皆様におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申

し上げます。

本年も残すところあと1週間ぐらいとなりました。議員の皆様におかれましては、時節柄、お体に十分ご留意いただき、ご活躍されんことをお祈り申し上げまして、閉議の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

本定例会議の会期中、字句等の修正がありましたら、議長において修正させていただきますので、よろしくご了解願います。

去る12月7日から16日間にわたり慎重な審議をいただきましてありがとうございました。理事者には、議員各位からの要望、進言の趣旨を十分に心し、慎重を期し、適正かつ効率的に運営していただくことをお願い申し上げます。

お諮りします。

明日から次の定例日の前日までを休会にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決しました。

これで、本日の会議を閉じます。

それでは、これをもちまして令和3年河南町議会12月定例会議を散会とします。本日は長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

午後4時15分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（2番）

署名議員（3番）